

函館市の保健衛生

平成 24 年版

市立函館保健所

函館市民憲章

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です。

山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いっそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 1 健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 1 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 1 自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 1 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

(昭和52年5月3日制定)

スポーツ健康都市宣言

わたくしたち函館市民は、スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
- 1 スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活を営みます。
- 1 スポーツと健康づくりを通じて、友情とふれあいの輪を世界に広がめます。

(平成4年10月10日制定)

いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にこのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭のやすらぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(平成6年12月10日制定)

目 次

【概 況 編】

1	函館市の概況	
	■位置, 市勢	1
	■人口および世帯数の推移	2
	■年齢階級別人口	2
	■人口動態	2
2	函館の保健衛生史	3
3	保健所の沿革	6
4	組織機構	
	(1) 機 構	11
	(2) 職員数	12
	(3) 事務分掌	13
5	保健所関連施設	14
6	予 算	15
7	各種協議会・専門委員会	
	(1) 市立函館保健所感染症診査協議会	16
	(2) 函館市予防接種健康被害調査委員会	16
	(3) 函館市エイズ対策推進協議会	16

【保健衛生編】

1	母子保健	
	(1) 健康診査	17
	(2) 健康相談	19
	(3) 保健指導	21
	(4) 医療援護	24
2	成人保健	
	(1) 健康手帳の交付	26
	(2) 健康診査等	27
	(3) 健康教育	32
	(4) 健康相談	32
	(5) 訪問指導	33
	(6) たばこ対策	34

3	栄養改善	
	(1) 栄養改善指導	35
	(2) 給食施設指導	35
	(3) 健康教育	36
	(4) 食育推進	36
	◇ はこだてげんきな子 食育プラン(函館市食育推進計画)の概要	37
4	歯科保健	
	(1) 集団健診	40
	(2) 個別健診	41
	(3) 健康教育	41
5	精神保健	
	(1) 精神保健福祉相談事業	42
	(2) 家族支援	43
	(3) 普及・啓発事業	43
	(4) 自殺予防対策事業	44
6	難病対策	
	(1) 特定疾患治療研究事業, 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	45
	(2) ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状況	46
	(3) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業	46
	(4) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業	47
	(5) 難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業	47
	(6) 難病患者訪問相談事業	47
	(7) 難病患者訪問指導(診療)事業	48
	(8) 難病医療相談事業	48
	(9) 難病患者サポート教室	48
	(10) 難病患者等居宅生活支援事業	48
7	感染症予防	
	(1) 感染症発生届出数	49
	(2) エイズ・B型肝炎・C型肝炎	50
	(3) エキノコックス症	50
	(4) 結核	50
	(5) 予防接種	53
8	保健師活動	
	(1) 健康相談	54
	(2) 健康教育	54
	(3) 家庭訪問	55
	(4) 健康診査	55
9	健康づくり	
	(1) 市民健康づくり推進員の育成	56
	(2) ヘルスマイトの育成	56
	(3) ウォーキングマップの配布	56
	(4) 健康体操「函館いか踊り体操」の普及	56
	(5) 健康はこだて21講演会	57
	(6) 市民健康まつり	57
	(7) 市民健康教室	57
	(8) 広報・啓発活動	57
	◇ 「健康はこだて21」(改訂版)の概要	59

1 0	口腔保健センター	
	(1) 障がい者（児）歯科診療	63
	(2) 休日救急歯科診療	64
1 1	健康増進センター	65
1 2	夜間急病センター	66
1 3	実習および研修の受け入れ	
	(1) 実習指導	68
	(2) その他	68

【生活衛生編】

1	環境衛生	
	(1) 施設および監視指導	69
	(2) 市民相談	71
	(3) 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行	71
2	食品衛生	
	(1) 監視指導対象施設数	72
	(2) 監視指導状況	72
	(3) 食品検査	75
	(4) 苦情処理	76
	(5) 食中毒	76
	(6) 食肉検査	77
	(7) 衛生教育	77
3	動物衛生	
	(1) 畜犬の登録・予防注射等	78
	(2) 畜犬等に関する相談・苦情	78
	(3) 施設および監視指導	78
4	医務・薬事	
	(1) 医務関係	79
	(2) 薬事関係	81
	(3) 献血	82
	(4) 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動	82
5	衛生試験所の業務	83

【統計編】

第1章 人口動態統計

1	人口動態の概要	84
2	出生	87
3	死亡	90
4	乳児死亡・新生児死亡	101
5	死産	102
6	周産期死亡	103
7	婚姻・離婚	104

第2章 母体保護統計

1	不妊手術	105
2	人工妊娠中絶	106

第3章 食中毒統計

第4章 医療関係統計

1	医療施設	108
2	医療従事者数	109
3	人口10万人対でみた指標	109



本書を利用される皆様へ

- 1 本書は，平成23年（年度）の数値を記載したものである。
なお，資料中の年表示は，暦年については1月1日～12月31日，年度は4月1日～翌年3月31日を示すものである。
- 2 数値の単位未満，平均値および指数等の算出方法は，四捨五入を原則としたため，合計数値とその内訳の累計値とは一致しない場合がある。
- 3 統計表中で使用した一般的な記号の用途は次のとおりである。
 - 「0」 ……単位未満のもの
 - 「－」 ……皆無，または該当数字のないもの
 - 「…」 ……資料がないか不明のもの
 - 「・」 ……計数のありえないもの





I 概 況 編

- 1 函館市の概況
- 2 函館の保健衛生史
- 3 保健所の沿革
- 4 組織機構
- 5 保健所関連施設
- 6 予 算
- 7 各種協議会，専門委員会



1 函館市の概況

■位置

函館市は、北海道の渡島半島南東部に位置し、面積677.95Km²、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、気候は、積雪量も比較的少なく、温暖で恵まれた自然環境を有する生活しやすい地域である。

特に、函館市民の憩いの場ともなっている函館山は、この地帯を北限とする杉をはじめ、動植物の宝庫であるため学術的にも貴重であり、四季を通じて豊かな自然を観察することができる。

■市勢

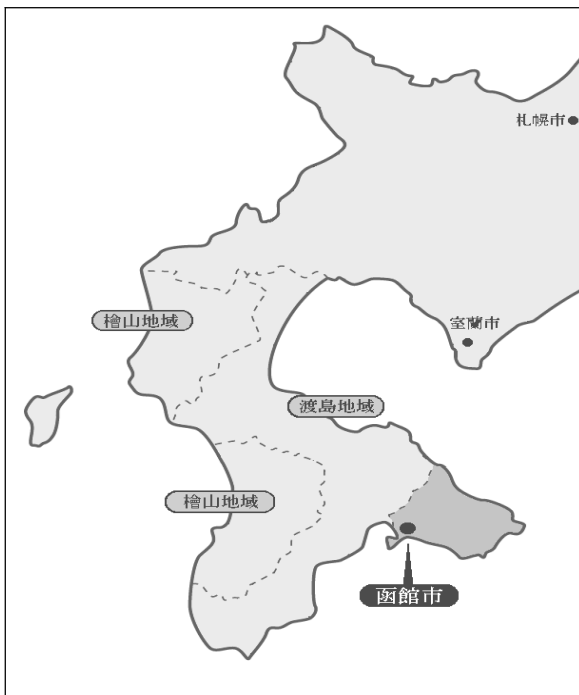
当市は、安政6年（1859年）の日米修好通商条約により、横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として海外に門戸を開き、いち早く西欧文化を取り入れるなど、長い歴史と文化を有する、異国情緒豊かな街である。

近年においては、平成16年12月1日に近隣4町村との合併により、人口約30万人の新「函館市」が誕生し、さらには、平成17年10月1日に中核市に移行し、豊かな海を擁する国内屈指の水産都市として、「函館国際水産・海洋都市構想」を推進するなど、中核市のスケールメリットを活かした、21世紀を展望したまちづくりに取り組んでいる。

いま、当地域では、平成27年度の北海道新幹線開業を見据えた中心市街地活性化の推進をはじめ、新函館駅からの二次交通の整備、自動車道の高速交通ネットワーク形成など、総合交通体系の整備拡充を図るとともに、観光資源・施設やコンベンション機能の拡充を図り、国際観光都市として世界に通用する、通年・滞在型観光を目指したまちづくりを進めているところである。

保健衛生においては、平成15年4月にオープンした函館市総合保健センターを中核施設として、全てのライフステージを通じた健康づくりと総合的な保健サービスを提供し、市民のだれもが健康的に暮らせるまちづくりを推進しているところである。そのなかにあつて市立函館保健所は、函館市における地域保健の専門的組織として、感染症・難病対策などの専門的保健サービスのほか、食品衛生、環境衛生、医務・薬事等に関する監視指導や各種の試験・検査業務を実施している。

■位置と面積



位置
東経140度44分/北緯41度46分
面積
677.95Km ²
広ぼう
東西41.1km/南北32.8km

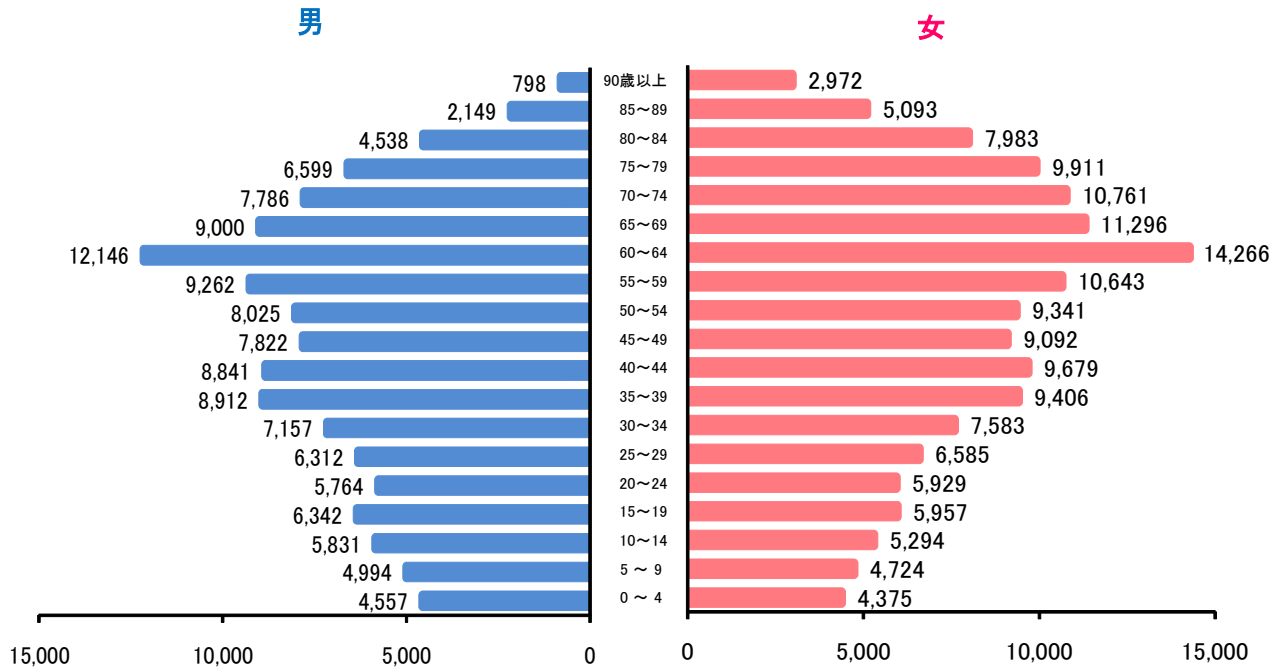
注：位置の基点は函館市役所の所在地。面積・広ぼうは、平成23年7月20日現在。

■人口および世帯数の推移

年次	世帯数	人 口			備 考
		総 数	男	女	
昭和 40年	63,964	243,418	114,958	128,460	国勢調査(第10回)
45年	69,967	241,663	113,623	128,040	〃(第11回)
50年	96,723	307,453	145,386	162,067	〃(第12回)
55年	107,538	320,154	151,468	168,686	〃(第13回)
60年	110,703	319,194	149,253	169,941	〃(第14回)
平成 2年	114,093	307,249	141,771	165,478	〃(第15回)
7年	119,277	298,881	137,305	161,576	〃(第16回)
12年	121,779	287,637	131,725	155,912	〃(第17回)
13年	130,203	287,742	132,781	154,961	住民基本台帳記載人口(9月30日)
14年	131,249	286,181	131,986	154,195	〃(〃)
15年	132,260	284,201	130,906	153,295	〃(〃)
16年	133,478	282,637	130,241	152,396	〃(〃)
17年	140,430	297,280	137,245	160,035	〃(〃)
18年	140,928	293,883	135,274	158,609	〃(〃)
19年	141,341	290,572	133,383	157,189	〃(〃)
20年	141,891	287,194	131,634	155,560	〃(〃)
21年	142,370	284,546	130,386	154,160	〃(〃)
22年	142,774	282,089	129,137	152,952	〃(〃)
23年	143,257	279,515	127,838	151,677	〃(〃)
24年	143,899	277,725	126,835	150,890	〃(〃)

※平成24年から外国人住民を含む。

■年齢階級別人口



(平成24年9月30日住民基本台帳)

■人口動態

年次	出 生			出生率	死 亡			死亡率	自 然 増 加	死 産	婚 姻	離 婚
	総 数	男	女		総 数	男	女					
平成 19年	1,948	984	964	6.8	3,106	1,669	1,437	10.8	-1,158	90	1,427	717
20年	1,891	989	902	6.7	3,233	1,676	1,557	11.4	-1,342	97	1,402	656
21年	1,889	982	907	6.7	3,322	1,710	1,612	11.9	-1,433	87	1,427	642
22年	1,827	922	905	6.6	3,424	1,764	1,660	12.3	-1,597	84	1,320	636
23年	1,774	886	888	6.3	3,526	1,827	1,699	12.6	-1,752	90	1,303	643

2 函館の保健衛生史

西暦	年号	記 事
1454	享徳 3年	河野征通，渡道してウスケシ（宇須岸）に館を築く。この館の形が箱に似ていたため，この地を“箱館”と呼んだという。
1793	寛政 5年	6月，ロシア使節ラックスマン，エカテリナ号で箱館に入港。
	文政年間	中川五郎治，露国より種痘の法の伝授をうけ帰国。
1824	文政 7年	天然痘流行。
1854	安政元年	日米和親条約締結。箱館，下田開港と決まる。ペリー艦隊箱館入港。
1855	2年	日米和親条約による補給港として開港。7月，津波。
1858	5年	米国人外科医G. M. ヘーツ来住。ついで露国医師も来て箱館の医術進歩する。
1859	6年	日米修好通商条約により6月2日（太陽暦7月1日）長崎，横浜とともに，わが国最初の貿易港として開港。 娼妓のため梅毒療法を実施。
1860	万延元年	山ノ上町に箱館医学所を着工，翌年，竣工（現在の市立函館病院の前身）。
1861	文久元年	5月，犬疫流行。
1867	慶応 3年	5月，医学に長じた栗本匏庵，箱館奉行となり，6月フランスに派遣される。
1869	明治 2年	蝦夷を北海道と改称。開拓使出張所を函館に置き「箱館」を「函館」に改めたという。 10月，函館病院で強制種痘をはじめめる。
1872	5年	4月，開拓使外科医長スチュワルド・エルドリッジが函館病院に着任。 8月，函館病院内に医学校を設け，官私費生を募集。
1873	6年	7月，遊廓の梅毒検査実施。
1875	8年	2月，函館地方に天然痘が発生したが，防疫に努めたことにより大流行には至らなかった。
1877	10年	コレラ流行，11月終息。患者81名中69名死亡。
1878	11年	12月，函館病院が芝居町（現船見町）の火事により類焼。
1879	12年	8月，コレラ流行，10月終息。患者102名中84名死亡。
1881	14年	7月，公立函館病院竣工。
1882	15年	6月，コレラ流行，10月終息。患者203名中145名死亡。 7月，検疫事務所を函館病院内に置く。
1885	18年	12月末現在，県立函館病院・公立豊川病院・私立梅毒病院・私立潮止病院の4病院医員19名，外に開業医61名，外国人医師1名，助産婦28名。 脚気患者889名，死亡98名。
1886	19年	7月，コレラ流行，11月終息。患者1,022名中846名死亡。 7月，天然痘流行，患者数100名中死者3分の1，翌年6月終息。
1889	22年	9月20日，上水道工事竣工。
1891	24年	天然痘再度流行し，26年に終息するまでに患者多数を出す。
1895	28年	赤痢流行，患者53名。
1899	32年	9月，コレラ流行，患者55名。衛生組合を設ける。 10月，区制実施（自治制）。
1900	33年	5月，函館病院焼失。
1902	35年	3月，区立伝染病院東川町（現新川町）に落成。 9月，コレラ流行。
1905	38年	9月，赤痢流行，39年最も激烈となり200名の患者を出したが，41年に至り減少，42年には2名にしかすぎなかった。 11月，函館病院新築。
1907	40年	8月，東川町より出火，焼失戸数12,390戸。函館病院も類焼。
1908	41年	1月，馬匹胸疫発生，6月流行終息。

1908	41年	4月, 精神病室, 函館病院から独立して区立函館精神病舎となる。
1909	42年	6月, 函館病院再築完成, 開業。
1911	44年	12月, レントゲン装置完成。
1918	大正 7年	スペインかぜ (A/H1N1) 流行。
1922	11年	8月, 市制施行。人口148,855人。
1934	昭和 9年	3月, 函館大火 (住吉町より出火)。24,186戸焼失。死者2,054人, 行方不明者662人。
1939	14年	湯川町を編入。
1946	21年	銭亀沢村の一部を函館に編入。 発疹チフス・天然痘流行。
1949	24年	亀田村字港地区を函館に編入。
1950	25年	発疹チフス流行。
1954	29年	9月, 台風15号来襲, 青函連絡船洞爺丸沈没による死者をはじめ, 多大の被害を受けた。
1957	32年	アジアかぜ (A/H2N2) 流行。
1960	35年	5月, チリ地震津波来襲, 最高水位2.13メートルにおよび臨港倉庫, 工場, 住宅が浸水被害を受けた。
1965	40年	9月, 水害発生。降雨量224.2mm (2日~7日), 流失1棟, 半壊1棟, 床上浸水976戸, 床下浸水4,806戸, 死者1名, 負傷者5名, その他被害は, 湯川町・谷地頭町をはじめ全市に及んだ。
1966	41年	12月, 銭亀沢村と合併。
1968	43年	香港かぜ (A/H3N2) 流行。 5月16日, 十勝沖地震発生, 震度5。学校をはじめ市内一円に多大の被害が発生し, 津波により朝市 (若松町) が浸水被害を受けた。
1970	45年	11月, 第22回北海道公衆衛生学会を, 函館市民会館において開催。
1973	48年	12月, 亀田市と合併。
1977	52年	5月, 「函館市民憲章」を制定。
1989	平成元年	5月, 老人保健施設が医療法人により市内で初めて開設。 11月, 市立函館病院分院ディ・ケア棟完成。
1992	4年	10月, 「スポーツ健康都市宣言」を制定。 10月, 訪問看護ステーションが社団法人北海道総合在宅ケア事業団により市内で初めて開設。 11月, 第45回北海道公衆衛生学会を, 函館市民会館において開催。
1994	6年	2月, 「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画《いきいき長寿プラン21》」を福祉部等と策定。 12月, 「いきいき長寿都市宣言」を制定。
1995	7年	8月, 大雨による水害発生。降雨量162.0mm (27日~28日), 床上浸水69世帯, 床下浸水351世帯, 死者1名, 傾斜地の崩壊27件, その他被害は新湊町, 谷地頭町をはじめ全市に及んだ。
1997	9年	2月, 「障害者に関する新函館市行動計画」を福祉部等と策定。 8月, 第46回北海道公衆衛生大会を, 函館市民会館において開催。
2000	12年	2月, 「第2次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画, 函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 4月, 介護保険制度開始。 10月, 市立函館病院を移転新築。 10月, 第44回精神保健北海道大会を, 函館市芸術ホールにおいて開催。 11月, 特例市に移行。
2003	15年	3月, 「健康はこだて21」および「第2次函館市母子保健計画」を策定。

西暦	年号	記 事
2003	15年	11月, 新潟県中越地震(10月23日発生)の被災地に保健師を派遣(11月2日~12月1日, 2人×4班, 新潟県長岡市)。
2004	16年	12月1日, 戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町と合併。
2005	17年	2月, 「函館市次世代育成支援行動計画」を福祉部等と策定。 10月1日, 中核市に移行。
2006	18年	4月, 障害者自立支援法施行。
2007	19年	8月, 新潟県中越沖地震(7月16日発生)の被災地に保健師を派遣(8月15日~9月1日, 2人×3班, 新潟県柏崎市)。 10月, 「新函館市総合計画」を企画部等と策定。
2008	20年	4月, 国の「麻しん排除計画」に基づき, 平成24年度までの5年間, 中学校1年生および高校3年生に相当する者への麻しん・風しん混合ワクチン接種を定期予防接種として実施。 9月, 「健康はこだて21(改訂版)」を策定。
2009	21年	新型インフルエンザ(A/H1N1)流行。函館市新型インフルエンザ対策本部を設置し, 各種対策を講ずる。
2010	22年	6月, 「函館市温泉資源保護指針」を策定。
2011	23年	3月11日, 東北地方太平洋沖地震発生, 震度4。津波により函館駅前地区からベイエリア地区一帯が大きな被害を受けた(同地震による災害およびこれに伴う原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼称)。 3月, 東日本大震災被災地に保健師を派遣(3月18日~4月23日, 2人×7班, 岩手県宮古市)。 3月, 「はこだてげんきな子 食育プラン(函館市食育推進計画)」を策定。
2012	24年	10月, 第55回精神保健北海道大会を, 函館市芸術ホールにおいて開催。 3月, 「第3期函館市障がい福祉計画」を福祉部と策定。

3 保健所の沿革

昭和12年 4月15日	北海道庁立函館健康相談所（千歳町2番地）を開設し、主として結核を中心とする予防対策を行う。
19年10月 1日	北海道庁所管の函館健康相談所および健康保険相談所ならびに通信省所管の簡易保険健康相談所を合併し、保健所法による北海道函館保健所（千歳町2番地）として新発足。その担当区域は、函館市・大島村・小島村・松前町・大沢村・吉岡村・福島町・知内村・木古内町・茂別村・上磯町・大野村・七飯村・亀田村・銭亀沢村・戸井村・尻岸内村・楳法華村・臼尻村・尾札部村・鹿部村の1市4町16村と定められ、この地区の公衆衛生業務を行う。
21年 8月31日	函館簡易保険健康相談所（新川町99番地）を、第2保健所と改称する。 規則改正により、北海道庁函館治療院（大森町37番地）は廃止され、保健所における性病予防の一環として併合運営することとなり、第3保健所と改称する。
22年 5月 3日	新憲法および地方自治法の施行により、従前、警察署で所管していた旅館、浴場、飲食営業等の許可関係事務および保健衛生に関する業務が、保健所に移管される。
23年 6月10日	保健所法施行令の公布により、道立函館保健所を函館市に移管し、市立函館保健所（C級）として設置される。
9月 1日	函館市予算による名実共に市立函館保健所として発足。所長・次長・医局、医務係・薬務係・予防係・防疫係・公衆衛生係の5係で業務運営を行う。
24年 9月 1日	函館市行政機構改正により、衛生部を解体し、ここに属していた防疫係および母子衛生係を合併して、4課15係・定員60名とし、次長制を廃止する。総務課（庶務係・医務係・薬務係）、診療課（第1診療係〈結核〉・第2診療係〈母子〉・第3診療係〈性病〉・試験検査係・保健看護係・エックス線係）、衛生課（食品衛生係・乳肉衛生係・環境衛生係）、予防課（防疫係・予防係・性病係）。
25年 4月 1日	A級保健所に指定される。
8月 4日	発疹チフス流行時の防疫活動に対し、GHQ北海道本部長ジョン・エス・シワツァー氏より表彰を受ける。
11月11日	性病予防法の改正により第3保健所は廃止され、北海道立函館治療院となる。
26年 2月17日	旧市民館（西川町1番地：現豊川町1番）を改造し、移転する。 第2保健所を廃止。
4月 1日	性病診療所を併設。
4月14日	保健所事務分掌規則の一部を改正し、4課13係・定員79名とする。総務課（庶務係・医務係・薬務係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（結核係・防疫係・母子衛生係・性病係・歯科衛生係）、保健指導課（衛生教育係・保健看護係・試験検査係）。
5月26日	市立函館保健所昇格ならびに移庁式挙行。
27年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部を改正し、総務課医務係と薬務係を合併し、医薬係とし、4課12係とする。 函館市行政機構改正により衛生課所管の市立消毒所と市立と場を保健所に併合し、衛生課は清掃課と改称され、汚物処理業務のみを行うこととなり、全般の保健衛生に関する業務は、保健所所管となる。
11月 1日	函館市優生保護相談所を併設。
29年10月 1日	と場を経済部農林課に移管。
32年 6月 8日	函館市精神衛生相談所を併設。
33年 9月15日	ふきん清掃運動および環境衛生地図を通じて、保健衛生を著しく向上させた功績により、第10回保健文化賞を受賞。 保健所創立10周年および保健文化賞受賞記念式典を挙行。

34年 3月31日	併設の性病診療所を廃止。
7月 1日	保健所事務分掌規則の改正により、4課11係・定員92名となる。庶務課（庶務係・医薬係・衛生教育係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（結核係・防疫係・予防係・保健看護係）、衛生試験課（細菌検査係・理化学試験係）。
36年 1月 1日	U2型保健所となる。
37年 4月 1日	函館市行政機構改正により、衛生部を新設し、保健所はその管轄下に入り、3課9係定員101名となり、予防係に試験検査室を設ける。業務課（業務係・衛生教育係・医薬係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（予防係・防疫係・結核係・保健看護係）。衛生試験課は函館市衛生試験所（細菌検査係・理化学試験係）として独立する。衛生部に庶務課（庶務係）を新設。
38年 8月 9日	函館市行政機構改正により、保健所は3課10係となる。衛生課食品獣疫係を食品衛生係と獣疫係に分ける。衛生試験所に、臨床検査係を新設。
40年 5月 1日	衛生課環境衛生係内に専任の公害担当の職員を配置。
6月30日	精神衛生法の改正により、併設の函館市精神衛生相談所を廃止。
41年12月17日	函館市野犬抑留所開設。
42年 8月17日	函館市行政機構改正により、保健所は3課10係となる。業務課（医務薬事係・衛生教育係）、衛生課（生活環境係・営業衛生係・食品衛生係・畜犬と畜係）、予防課（結核係・防疫係・予防係・保健看護係）。衛生部庶務課に管理係を新設。
45年12月 1日	函館市行政機構改正により、衛生試験所理化学試験係を食品試験係と環境試験係に分ける。
46年 3月 1日	食生活改善普及推進員制度を創設。
48年 4月17日	函館市行政機構改正により、企画部に属していた公害対策課（調整係・対策係・調査係）を衛生部に移管。
5月 1日	函館市亀田母子健康センター開設。
10月 1日	新庁舎（五稜郭町16番1号）が完成し業務を開始する。
11月 1日	新庁舎落成式典挙行。
11月12日	分庁舎（末広町）内に西部健康相談室を開設。
12月 1日	U1型保健所となる。
49年 7月24日	函館市行政機構改正により、「と畜検査室」を新設、保健所は3課1室10係となる。
50年 8月 1日	函館市行政機構改正により、公害対策課を新設の環境部に移管。
10月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、衛生課の「生活環境係」を「環境衛生係」に、予防課の「結核係」「防疫係」「予防係」を「結核成人病係」「予防係」「保健係」に改める。
51年 6月 1日	保健所庁舎内に、公設民営による夜間急病センターを開設。
6月 7日	分庁舎内にあった西部健康相談室を豊川ビル1階（豊川町1番5号）に移転し、業務を開始する。
52年 3月31日	函館市消毒所を廃止。
8月27日	第1回市民健康教室を開催。
10月31日	函館市行政機構改正により、衛生部を廃止する。これにより衛生部庶務課および保健所業務課を統合、保健所管理課として庶務係、医務薬事係、衛生教育係の3係とする。保健所事務分掌の一部改正により、「と畜検査室」を「食肉検査所」に改める。

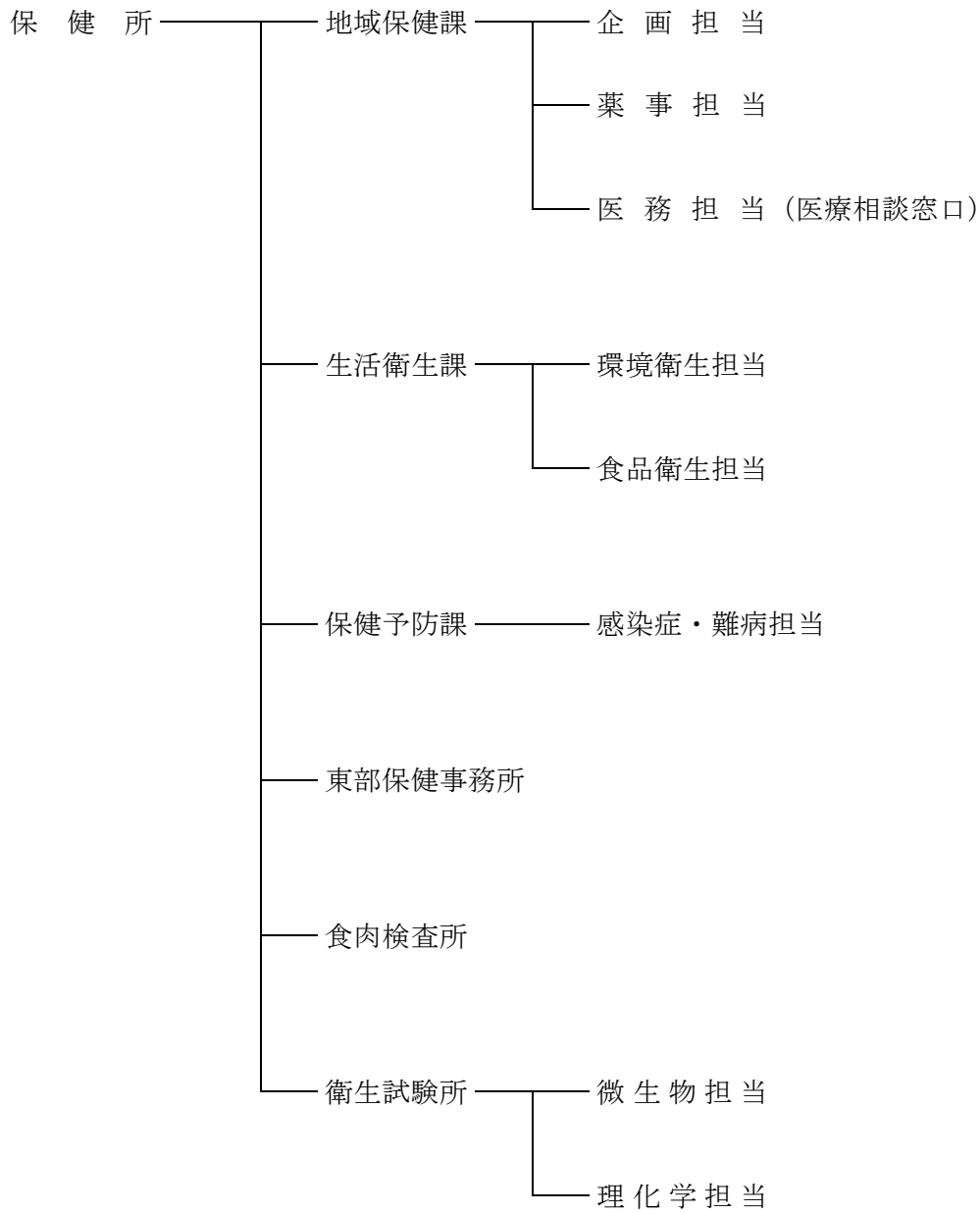
53年 4月 1日	市民部国民保健課に属していた保健婦を保健所予防課の所属とする。
55年10月 1日	保健所庁舎内にあった夜間急病センターを、白鳥町13番32号に移設し、診療を開始する。
56年 6月 1日	健康づくりモデル地域育成事業を開始。
58年 4月 1日	老人保健法に基づく基本健康診査を保健所内および巡回により開始。 胃がん検診を医療機関委託により開始。
61年 4月 1日	函館市行政機構改正により、函館市亀田母子健康センターおよび西部健康相談室を廃止。保健所事務分掌規則の一部改正により、衛生課の「畜犬係」を「動物衛生係」に改める。
63年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、管理課の「衛生教育係」を廃止し、その事務を管理課「医務薬事係」と予防課に分掌させる。また、予防課の「保健看護係」を廃止し、主査制に改める。
10月31日	函館市野犬抑留所改築なる。
平成元年 4月 1日	乳がん検診、子宮がん検診を医療機関委託により開始。
9月26日	第1回保健所まつり（市民部所管）開催。
4年12月 1日	HIV抗体検査を開始。
5年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、管理課に「衛生行政係」を新設し、衛生課の「営業衛生係」を廃止し、その事務を「環境衛生係」と「食品衛生係」に分掌させる。 また、「予防課」を「保健予防課」に改め、4係5主査制とし、「健康増進係」「予防係」「成人保健係」「保健福祉係」の各係とする。
5年 5月 1日	運動普及推進員制度を創設。
8月12日	保健所庁舎内にエレベーターを新設し、供用開始する。
6年 9月 1日	肺がん検診を医療機関委託により開始。
7年 3月 1日	市民健康づくり推進員制度を発足。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課に主幹を設ける。 保健・福祉の連携による「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を保健所と中央福祉事務所に開設。
9月 6日	女性健康診査（骨量測定検査を含む）を開始。
9月22日	骨粗しょう症検診を開始。
8年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課の主幹を廃止し、保健予防課を「保健予防課」と「健康増進課」に分割する。これにともない旧保健予防課の「予防係」と「保健福祉係」を廃止し、保健予防課に「感染症対策係」、「母子保健係」、「精神保健係」を新設する。また、健康増進課に旧保健予防課の「健康増進係」、「成人保健係」を分掌する。 「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を亀田福祉事務所に開設。
9年 4月 1日	市民健康まつり、市民部より移管。
6月 1日	大腸がん検診を医療機関委託により開始。
6月16日	老人性痴呆予防健康診査「はつらつ健診」を開始。
10年 3月23日	母子の健康や育児環境の向上を目指し、「函館市母子保健計画」を策定。
10月 1日	第10回市民健康まつり（実行委員会主催）開催。
11年 4月 1日	衛生試験所設置条例施行規則の一部改正により、係を廃止し、主査制を置く。 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を制定。
7月22日	
13年10月18日	牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング全頭検査を開始する。
14年 3月31日	健康診断を廃止。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、「衛生課」を「生活衛生課」に改める。また、保健予防課に「痴呆対策係」「難病対策係」を新設し、保健予防課の「母子保健係」を健康増進課へ移管する。
15年 3月 1日	「健康はこだて21」および「第2次函館市母子保健計画」を策定。

15年 4月 1日	「保健所」「衛生試験所」「健康増進センター」および「口腔保健センター」の4つの機能を有する「函館市総合保健センター」（五稜郭町23番1号）が完成し業務を開始する。 新庁舎落成式典挙行。
17年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課の「痴呆対策係」を「認知症対策係」に改める。
11月27日	保健所来庁者駐車場に自動管理システムを導入し、供用開始する。 （供用時間 7時から21時30分まで）
18年11月29日	「函館市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。
19年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、戸井支所、恵山支所、鍛法華支所、南茅部支所の保健衛生業務を掌る「東部保健事務所」が新設される。 また、生活衛生課、保健予防課、健康増進課において係を廃止し、主査制を置く。 衛生試験所で3担当制を2担当制とし、環境試験を廃止する。保健所の「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を廃止する。
6月 1日	議会对応等の行政事務を所管させるため保健所参事1級を新設し、保健所長は医学的・疫学的な医師の専門分野に関する事項を所管する体制とする。 衛生試験所にノロウイルス検査機器（リアルタイムPCRシステム）を導入し、ノロウイルスの検査体制を整備する。
10月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、健康づくり推進室を新設し、健康増進課を健康づくり推進室に所属する課とする。
20年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健所次長の廃止および医務長が新設される。 また、管理課の名称を保健企画課と改め係を廃止し、主査制を置く。医務薬事課を新設し、主査制を置く。 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、保健所で実施していた基本健康診査は廃止となり、新たに各医療保険者による特定健康診査と特定保健指導が開始される。 なお、函館市では市民部国保年金課所管による国民健康保険加入者への特定健康診査と、健康づくり推進室健康増進課所管による特定保健指導が6月から開始される。 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する、こんにちは赤ちゃん事業を開始する。 函館市医療安全支援センターを保健所内に設置し、事務局を医務薬事課に置く。（医療相談窓口）
20年 9月 1日	健康体操「函館いか踊り体操」を創作。
20年 9月29日	「健康はこだて21（改訂版）」を策定。
12月 1日	白鳥町13番32号にあった夜間急病センターを、函館市総合保健センター2階に移設、社団法人函館市医師会を管理者として指定管理者制度を導入する。 保健所来庁者駐車場の供用時間を変更する。 （供用時間 7時から翌日2時まで）
21年 9月 1日	女性特有のがん検診推進事業を開始する。
22年 6月 8日	温泉資源の適正利用と温泉資源保護を目的とした「函館市温泉資源保護指針」を策定。
8月12日	「函館市新型インフルエンザ対策行動計画（改訂版）」を策定。
23年 1月 1日	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種事業を開始する。
3月29日	「はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」を策定。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、母子保健課を新設し、健康づくり推進室に所属する課とする。
6月 3日	自殺予防対策として、夜間の電話相談「函館いのちのホットライン」を開設。

6月21日	平成24年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に伴い、総合保健センター周辺世帯のテレビ難視聴が解消されることから、函館市総合保健センターから各難視聴世帯に敷設していた、電波障害防除設備の撤去工事に着手（8月26日完了）。
9月1日	働く世代への大腸がん検診推進事業、肝炎ウイルス検診個別勧奨事業を開始する。
3月22日	市立函館保健所運営協議会条例を廃止。同協議会の開催は、平成23年度をもって終了となる。
24年 4月 1日	福祉・保健行政等の組織再編により、保健所と福祉部を統合し「保健福祉部」を、子どもに関する施策を一元的に所管する「子ども未来部」を新設する。保健所は地域保健法に規定する保健所業務を専門的に所管する組織として、保健福祉部内に位置付けられる。 保健所内の組織機構については、保健所参事1級および健康づくり推進室を廃止し保健所次長を新設、保健企画課と医務薬事課を統合して地域保健課を新設し、保健予防課の精神保健・認知症担当と健康増進課は保健福祉部に、医務長および母子保健課は子ども未来部に移管する。 これらの組織再編により保健所は、地域保健課、生活衛生課、保健予防課、東部保健事務所、食肉検査所、衛生試験所の3課3所体制となる。 犬または猫の引取り手数料を新設し、犬抑留所の管理業務を民間委託する。

4 組織機構

(1) 機 構



(平成24年4月1日現在)

(2) 職員数（平成24年4月17日現在）

① 職位別・職種別職員数

課・担当 職 種	総 数	保健所長	保健所次長	地域保健課			生活衛生課			保健予防課 感染症・ 難病担当	東部 保健事務 所	食肉 検査所	衛生 試験所		
				計	企画 担当	薬事 担当	医務 担当	計	環境 衛生担 当					食品 衛生担 当	
職員総数	59	1	1	9	3	3	3	17	9	8	11	10	6	4	
職 位	所 長	1	1												
	所 次 長	1		1											
	課 長	4				*1		1	1		1	1	1	*1	
	主 査	18			3	1	1	1	6	3	3	2	2	2	3
	一 般	35			6	2	2	2	10	5	5	8	7	3	1
職 種	医 師	1	1												
	獣 医 師	9						3	2	1			6		
	薬 剤 師	3			2		1	1	1		1				
	保 健 師	16			2	1	1				6	8			
	看 護 師	1			1			1							
	臨床検査技師	1												1	
	栄 養 士	1										1			
	その他(事務系)	23		1	4	2	2		11	5	6	5	1	1	
	〃 (技術系)	4							2	2					2

*は事務取扱および兼務職員

② 監視員等職員数

医療監視員	7	1		6		3	3							
薬事監視員	3			3		2	1							
食品衛生監視員	16							10	3	7			6	
環境衛生監視員	16							16	9	7				
温泉監視員	9							9	9					
狂犬病予防員	3							3	2	1				
感染症法15条4および35条2	18										10	8		
と畜検査員	6												6	

(3) 事務分掌

保健所	地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の整備および管理に関すること。 (2) 衛生行政に係る企画および調整に関すること。 (3) 地域保健医療に関すること。 (4) 人口動態調査および国民生活基礎調査に関すること。 (5) 夜間急病センターに関すること。 (6) 医療法、医師法、歯科医師法、歯科衛生士法、歯科技工士法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、保健師助産師看護師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、栄養士法および死体解剖保存法に関すること。 (7) 薬事法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律および北海道急性中毒患者届出条例に関すること。 (8) 医療施設等に係る調査、指導および諸報告に関すること。 (9) 医療相談窓口に関すること。 (10) 母体保護法に基づく受胎調節実地指導員に関すること。
	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> (1) そ族昆虫等に関すること。 (2) 建築物の衛生指導に関すること。 (3) 上水道および飲料水の衛生に関すること。 (4) 温泉法に関すること。 (5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、公衆浴場法、理容師法、美容師法およびクリーニング業法に関すること。 (6) 墓地、埋葬等に関する法律および北海道胞衣及び産わい物処理条例に関すること。 (7) 食品衛生法、製菓衛生師法、調理師法、食品の製造販売行商等衛生条例およびかきの処理等に関する衛生条例に関すること。 (8) 食品衛生優良店舗の表彰に関すること。 (9) 興行場法および旅館業法に関すること。 (10) 狂犬病予防法に関すること。 (11) 犬による危害の防止に関すること。 (12) 動物の愛護及び管理に関する法律に関すること。 (13) 化製場等に関する法律に関すること。
	保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。 (2) 定期の予防接種（インフルエンザに係るものを除く。）を除く予防接種法に関すること。 (3) 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診に関すること。 (4) 感染症診査協議会に関すること。 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく保健所長の権限に属する事務および相談指導等に関すること。 (6) 難病に関すること。 (7) 原子爆弾被爆者に対する健康診断の実施の通知等に関すること。
	東部保健事務所	<p>戸井支所、恵山支所、榎法華支所および南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。 (2) 定期の予防接種（インフルエンザに係るものに限る。）に関すること。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく保健所長の権限に属する事務および相談指導等に関すること。 (4) 難病に関すること。
	食肉検査所	<ul style="list-style-type: none"> (1) と畜場法に関すること。 (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関すること。
衛生試験所		<ul style="list-style-type: none"> (1) 微生物学的な試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。 (2) 理化学的な試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。 (3) その他保健衛生に係る試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。

5 保健所関連施設

- (1) 函館市総合保健センター
所在地 函館市五稜郭町23番1号
敷地 5,750.67㎡
(駐車場70台,うち身障者用2台)
建物 7,986.96㎡
(地上4階,塔屋階1階)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造



- (2) 函館市犬抑留所
所在地 函館市見晴町36番地4
敷地 1,712.39㎡
建物 140.40㎡
構造 補強コンクリートブロック造



- (3) 東部保健事務所
所在地 函館市新浜町156番地1
(函館市榎法華支所2階)



- (4) 食肉検査所
所在地 函館市西桔梗町555番地5
(株北海道畜産公社函館事業所内)
建物 140.94㎡
構造 木造モルタル平屋建



6 予 算 (一般会計)

(単位：千円)

款 項 目	平成24年度 当初予算額	財 源 内 訳 (平成24年度分)						平成23年度 当初予算額
		特 定 財 源					一般財源	
		国 庫 支 出 金	道支出金	起 債	使用料及 び手数料	そ の 他		
衛生費	390,333	23,302	20,307	-	66,744	16,416	263,564	1,486,758
保健衛生費	390,333	23,302	20,307	-	66,744	16,416	263,564	1,486,758
保健衛生 総務費	115,480	-	12,899	-	-	15,299	87,282	254,136
総合保健 センター費	78,528	-	-	-	1,104	-	77,424	84,885
公衆衛生 費	12,054	-	-	-	226	-	11,828	5,827
健康増進 事業費	-	-	-	-	-	-	-	228,681
母子保健 対策費	-	-	-	-	-	-	-	201,183
予防接種 費	91,493	-	-	-	-	1,087	90,406	583,544
衛生試験 所費	31,063	25	-	-	12,031	-	19,007	9,500
保健所費	43,025	21,413	5,234	-	2,168	30	14,180	97,715
環境衛生 費	18,690	1,864	2,174	-	51,215	-	△36,563	21,287
民生費	-	-	-	-	-	-	-	185,774
社会福祉費	-	-	-	-	-	-	-	185,774
社会福祉 総務費	-	-	-	-	-	-	-	45,164
障害者福 祉費	-	-	-	-	-	-	-	140,610
労働費	-	-	-	-	-	-	-	5,835
労働諸費	-	-	-	-	-	-	-	5,835
緊急雇用 対策費	-	-	-	-	-	-	-	5,835

※平成24年度当初予算額は、議決予算額のうち保健所各課(所)所管分の額

7 各種協議会、専門委員会

(1) 市立函館保健所感染症診査協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条および「市立函館保健所感染症診査協議会条例」に基づき、市長の諮問に応じ、入院勧告および入院の期間の延長ならびに医療費の負担に関する必要な事項の審議を行うため、感染症診査協議会を設置し、現在次の方々に委員を委嘱している。

市立函館保健所感染症診査協議会委員（平成24年8月1日現在）

区分	氏名	公職または役職名	結核部会兼務
会長	森 裕 二	函館五稜郭病院副院長	○
委員	荒 谷 義 和	独立行政法人国立病院機構函館病院副院長	○
〃	高 橋 隆 二	市立函館病院呼吸器科長	○
〃	山 内 良 輔	弁護士	○
〃	鳴 海 順 二	元小学校校長	○
〃	山 田 豊	函館市医師会理事	

(2) 函館市予防接種健康被害調査委員会

函館市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を行うため、次の方々によって委員会を構成している。

函館市予防接種健康被害調査委員会（平成24年8月1日現在）

区分	氏名	公職または役職名
委員	本 間 哲	函館市医師会副会長
〃	萩 沢 正 博	函館市医師会理事
〃	要 藤 裕 孝	札幌医科大学講師
〃	山 田 隆 良	市立函館保健所長

(3) 函館市エイズ対策推進協議会

エイズの感染予防およびまん延防止について、関係機関・団体と連携を図りながら総合的に推進するため、函館市エイズ対策推進協議会を設置し、現在次の方々を委員に指定している。

函館市エイズ対策推進協議会委員（平成24年8月1日現在）

区分	氏名	公職または役職名
委員	橋 本 友 幸	函館市医師会副会長
〃	小葉松 洋 子	函館・性と薬物を考える会会長
〃	山 本 哲	北海道赤十字血液センター函館事業所長
〃	鈴 木 利 治	函館市中学校長会
〃	赤 間 幸 人	北海道高等学校長協会
〃	堤 豊	市立函館病院（エイズ拠点病院）血液内科科長
〃	岩 山 静 枝	函館人権擁護委員連合会人権擁護委員



II 保健衛生編

- 1 母子保健
- 2 成人保健
- 3 栄養改善
- 4 歯科保健
- 5 精神保健
- 6 難病対策
- 7 感染症予防
- 8 保健師活動
- 9 健康づくり
- 10 口腔保健センター
- 11 健康増進センター
- 12 夜間急病センター
- 13 実習および研修の受け入れ

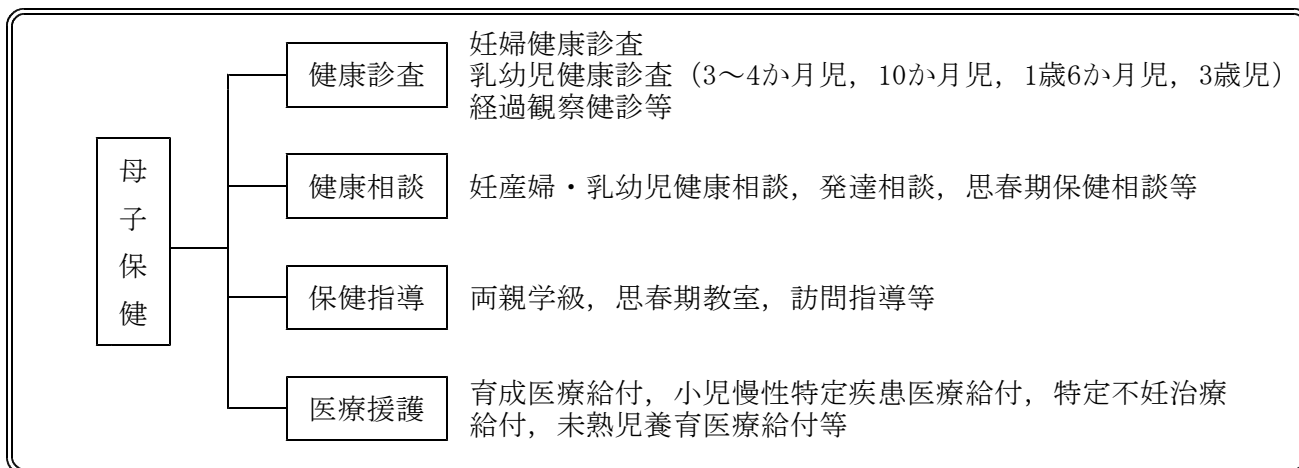


1 母子保健

母子保健は、主として母子保健法、児童福祉法に基づき行う業務で、思春期から妊娠・出産を通じて母性、父性がはぐくまれ、乳幼児が健やかに育つことを目的としている。

近年、出生率の低下、核家族化の進行、女性の社会進出など母性や乳幼児を取り巻く社会環境は大きく変化しており、地域の状況に対応できる新たな母子保健施策の推進が求められている。

このような背景を踏まえ、平成15年7月、国において「次世代育成支援対策推進法」を制定したことから、本市においても平成17年4月に「函館市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成22年度からは「函館市次世代育成支援後期行動計画」のもと、地域社会全体で母子の健康の保持増進や育児環境の向上を目指した母子保健サービスの推進に努めている。



(1) 健康診査

① 妊婦健康診査

妊婦の異常を早期に発見し、安全な分娩ができることを目的とした妊婦健康診査を医療機関に委託している。

表1 妊婦健康診査受診状況

区分	受診票 交付数	受診者数(延人数)		受診結果		備考
			うち償還払 (延人数)	異常なし (延人数)	有所見 (延人数)	
平成21年度	2,072	21,171	427	19,816	928	助成回数 14回
平成22年度	1,970	21,337	715	19,939	683	助成回数 14回
平成23年度	1,895	21,199	864	19,850	485	助成回数 14回

(注) 平成21年度から助成回数を3回から14回に増加。また、里帰り出産等のため他市町村で受診した妊婦に対し健診費用の償還払を実施。

② 乳幼児健康診査

発育、発達の節目である生後3～4か月、10か月、1歳6か月および3歳の時点で、疾病や異常を早期に発見し、適切な保健指導を行い、必要に応じて医療につなげることを目的に健康診査を実施している。

健診の結果、「要指導」となった乳幼児に対しては保健師や管理栄養士、臨床心理士等が必要な指導を行い、「要精密健診」と判定された者については医療機関において精密健診を実施している。

表2 乳幼児健康診査受診状況

区 分	年 度	実 施 回 数	対象者数	受診者数	受 診 率	判 定 区 分 (延数)		
						異常なし	要 指 導	要 精 健
3～4か月児 健康診査	平成21年度	56	1,879	1,873	99.7	1,764	98	11
	平成22年度	55	1,833	1,856	101.3	1,734	112	10
	平成23年度	54	1,785	1,775	99.4	1,682	83	10
10か月児 健康診査	平成21年度	56	1,858	1,753	94.3	1,531	221	1
	平成22年度	55	1,872	1,747	93.3	1,524	218	5
	平成23年度	55	1,844	1,598	86.7	1,365	233	0
1歳6か月児 健康診査	平成21年度	50	1,776	1,629	91.7	1,441	183	5
	平成22年度	51	1,855	1,693	91.3	1,527	165	1
	平成23年度	53	1,904	1,772	93.1	1,614	155	3
3 歳 児 健康診査	平成21年度	55	1,917	1,706	89.0	1,273	343	90
	平成22年度	55	1,872	1,661	88.7	1,312	282	67
	平成23年度	55	1,892	1,678	88.7	1,346	252	80

③ 経過観察健診

乳幼児健康診査等を通じて把握した発達遅滞の疑いのある乳幼児を対象に、発達状況を観察し助言、指導を行うとともに、異常の早期発見、早期療育に結び付けることを目的として、実施している。

表3 経過観察健診受診状況

区 分	実施回数	対象者数	受 診 者 数		判 定 区 分 (実受診者)		
			実 数	延 数	改 善	要 観 察	他機関紹介
平成21年度	23	325	246	290	168	78	-
平成22年度	23	343	218	270	149	69	-
平成23年度	23	364	270	314	191	76	3

④ 小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）

幼児期における肥満は、思春期肥満につながる可能性が高く、将来、生活習慣病になる危険性もあるため、幼児期からの肥満予防対策として、現在、幼児肥満である児を対象に、適切な知識の普及と望ましい生活習慣を獲得することを目的に平成15年7月から実施している。

表4 小児肥満フォロー児健診受診状況

区 分	実施回数	対象者数	受 診 者 数		判 定 区 分（実受診者）		
			実 数	延 数	異常なし	要 指 導	要 精 健
平成21年度	10	47	42	42	11	23	8
平成22年度	10	37	23	23	10	13	-
平成23年度	10	30	22	22	12	8	2

(2) 健康相談

① 妊産婦・乳幼児健康相談

妊娠、出産、育児に関する心配事や不安の解決のため、保健師や管理栄養士により電話相談や来所相談に応じている。

表5 妊産婦・乳幼児健康相談受付状況

区 分	来所相談	電話相談
平成21年度	178	4,678
平成22年度	140	1,671
平成23年度	385	5,095

② 発達相談

乳幼児健康診査等を通じて把握された精神発達上の問題を持つ幼児を対象に、個々の状況に応じた助言、指導のほか、障がいの早期発見と適切な療育への処遇を目的として実施している。

表6 発達相談実施状況

区 分	相談者数		来 所 経 路				処 遇			
	実数	延数	1歳6か月児健診	3歳児健診	保護者	その他	他機関紹介	継続観察	中断他	終了
平成21年度	25	36	5	10	5	5	12	10	-	3
平成22年度	61	72	1	20	11	29	12	44	-	5
平成23年度	85	107	8	38	25	14	19	42	2	22

(注) 中断他：転出等によるもの

表 7 発達相談実施内訳

区 分	相 談 者 数 (実数)			年 齢 内 訳						
	総 数	男	女	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～
平成21年度	25	14	11	-	3	7	7	3	5	-
平成22年度	61	41	20	-	3	12	30	10	4	2
平成23年度	85	59	26	-	12	12	43	6	10	2
精神発達	61	47	14	-	8	8	32	5	7	1
言 語	7	3	4	-	1	3	3	-	-	-
そ の 他	17	9	8	-	3	1	8	1	3	1

③ 心理相談

訪問指導等を通じて把握された、心の問題を持つ母親等を対象に、心理社会的要因を評価し、個々の状況に応じた助言、指導等を行っている。

表 8 心理相談実施状況

区 分	相 談 者 数		実 施 方 法		
	実 数	延 数	来 所	電 話	同 伴 訪 問
平成21年度	10	38	6	1	3
平成22年度	16	34	5	3	8
平成23年度	23	61	13	2	8

表 9 心理相談来所等経路および処遇状況

区 分	相 談 者 数 (実数)	来 所 等 経 路			処 遇			
		本 人	病院連絡	その他	他機関紹介	継続観察	中 断 他	終 了
平成21年度	10	2	6	2	2	6	-	2
平成22年度	16	4	5	7	-	9	3	4
平成23年度	23	6	8	9	5	11	2	5

(注) 中断他：転出等によるもの

④ 思春期保健相談

思春期における様々な問題に対し、来所や電話等による相談を行っている。

表 10 思春期保健相談受付状況

区 分	来 所		電 話		訪 問	
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
平成 21 年度	-	-	73	73	-	-
平成 22 年度	-	-	104	104	-	-
平成 23 年度	-	-	40	40	-	-

(3) 保健指導

① 妊娠の届出および母子健康手帳の交付

妊娠届は、妊婦、産婦、乳幼児に対して一貫した母子保健対策を実施するための出発点として大切なものである。届出に基づき母子健康手帳を交付し、妊婦、産婦および乳幼児に関する保健・育児の情報を提供している。

表 11 妊娠届の届出状況

区 分	総 数	妊 娠 週 数					
		11週以内	12～21週	22～27週	28週以上	出産後届出	不 詳
平成 21 年	1,985	1,706	242	21	10	6	-
平成 22 年	1,876	1,644	197	10	17	8	-
平成 23 年	1,796	1,610	153	18	12	3	-

② 産後うつ・育児家庭訪問事業

産後うつ病等の心の問題を持つ母親を早期に把握し、適切な支援を行うことで、育児不安の軽減を図り、虐待の発生予防と子どもが健やかに育つよう支援することを目的に、平成19年度から実施している。ハイリスク妊婦およびハイリスク乳児をもつ母親を対象に、おおむね生後1～2か月までに訪問を実施する。訪問では産後うつの育児支援チェックリストであるエジンバラ産後うつ病質問票や、赤ちゃんへの気持ち質問票によるアンケートを行い、母親の心の状態を把握し、必要な支援を行っている。

表 12 産後うつ・育児支援家庭訪問事業の訪問状況

区 分	実 数	延 数
平成 21 年度	267	288
平成 22 年度	329	335
平成 23 年度	281	295

表 13 エジンバラ産後うつ病質問票のハイリスク者

区 分	実 数
平成 2 1 年度	118
平成 2 2 年度	146
平成 2 3 年度	131

(注) ハイリスク者：質問票の合計得点が 9 点以上または自傷行為の項目の得点が 1 点以上の者

③ 健康教育

妊産婦・乳幼児やその家族，思春期の子やその親を対象に，健康の保持増進，正しい知識の普及を目的に各種教室を開催している。

表 14 両親学級，プレパパ・プレママのためのセミナー，初まご教室の実施状況

年 度	区 分	開催回数	受講者数	受 講 者 数 内 訳			
				初 妊 婦	経 産 婦	夫	家 族
平成 2 1 年度	両 親 学 級	10	480	240	5	218	17
	セ ミ ナ ー	3	84	48	1	34	1
	初まご教室	1	17		-	-	17
平成 2 2 年度	両 親 学 級	11	494	235	11	221	27
	セ ミ ナ ー	3	85	46	1	37	1
	初まご教室	1	12		-	-	12
平成 2 3 年度	両 親 学 級	7	306	149	6	135	16
	セ ミ ナ ー	2	49	29	1	19	-

表 15 思春期保健講演会等の実施状況

名 称	内 容	開催回数	参加者数
思 春 期 保 健 講 演 会	思春期の子を持つ親等を対象に，思春期の心や体の発達について講演会を開催	1	1 2 0
思 春 期 教 室	思春期の男女が豊かな人間性と社会性を持った性意識や性行動を身につけることを目的に開催	6	2 5 7
保 健 福 祉 体 験 学 習 (あかちゃんだっこ教室)	思春期の男女が乳児やその母親とのふれあいを通し，生命の尊厳等について学ぶことを目的に開催	5	1 3 3
離 乳 食 教 室	離乳食が始まる 5 か月児の親を対象に，離乳食の進め方や作り方を学ぶことを目的に開催	4	9 2

④ 訪問指導

ア 妊産婦・家族計画訪問指導

相談等で把握した支援の必要な妊産婦に対し、保健師による訪問指導を実施している。

表 16 妊産婦・家族計画訪問指導実施状況

区 分	総 数		妊 婦		産 婦		家 族 計 画	
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
平成 21 年度	476	536	26	28	450	508	-	-
平成 22 年度	519	562	13	18	506	544	-	-
平成 23 年度	434	449	18	18	416	431	-	-

イ 乳幼児・障がい児等訪問指導

子どもが望ましい家庭環境のもと、健やかに成長できるよう支援していくことを目的として、未熟児、新生児および要経過観察児等の訪問指導を実施している。

表 17 乳幼児・障がい児等訪問指導実施状況

区 分	訪 問 総 数		乳 児 訪 問							
			未 熟 児 (再掲)		新 生 児 (再掲)		障 がい 児 (再掲)			
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
平成 21 年度	1,300	1,638	566	661	147	160	139	143	15	17
平成 22 年度	1,220	1,489	565	622	163	175	132	133	20	31
平成 23 年度	665	706	496	511	161	164	71	73	17	17

区 分	幼 児 訪 問				そ の 他	
			障 がい 児 (再掲)			
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
平成 21 年度	716	944	147	219	18	33
平成 22 年度	637	844	96	146	18	23
平成 23 年度	164	189	27	31	5	6

ウ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を、保健師やこんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応をしている事業で、平成20年度から実施している。

表18 こんにちは赤ちゃん事業実施状況

区 分	対 象 者 数	訪 問 者 数
平成21年度	1,864	1,864
平成22年度	1,806	1,806
平成23年度	1,732	1,732

(4) 医療援護

母子保健法、児童福祉法および国の実施要綱等に基づき、疾病による経済的負担の軽減を図る医療給付等の公費負担による給付を行い、母子の健康保持と児の健全な成長を支援している。

① 育成医療給付

身体に障がいのある児童、また疾患を放置すれば一定の障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できるものに、医療の給付を行っている。

表19 育成医療給付状況

区 分	総 数	肢 体 不 自 由	視 覚 障 がい	聴覚平衡 機 能 障 がい	音声言語 障 がい	心 臓 障 がい	腎 臓 障 がい	そ の 他 内 臓 障 がい
平成21年度	54	12	2	-	30	5	-	5
平成22年度	49	11	1	-	28	4	-	5
平成23年度	57	10	3	1	29	6	-	8

② 小児慢性特定疾患医療給付

小児の慢性疾患のうち、小児がんや腎疾患等特定の疾病については、治療に相当の期間を要し、その負担も高額となることから、児童の健全育成のための医療を確立し、その普及を図るとともに、患者家族の医療費負担を軽減するため公費負担を行っている。

また、中核市移行に伴い、平成17年10月からは小児慢性特定疾患対策協議会を設置し、認定業務を行っている。

表20 小児慢性特定疾患医療給付状況

区 分	総 数	悪 性 新 生 物	慢 性 腎 疾 患	慢 性 呼 吸 器 疾 患	慢 性 心 疾 患	内 分 泌 疾 患	膠 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 友 病 等 血 液 ・ 免 疫 疾 患	神 經 ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患
平成21年度	160	19	20	1	8	60	9	14	8	8	5	8
平成22年度	168	21	24	3	8	67	8	15	6	6	5	5
平成23年度	170	22	27	4	10	62	8	17	5	6	6	3

③ 特定不妊治療費助成

国内における不妊治療のうち、体外受精および顕微授精については、1回の治療費が高額なことから治療をあきらめざるを得ない場合も少なくない。そのため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図っている。

表 2 1 特定不妊治療費助成状況

区 分	総 数		体外受精		顕微授精		体外受精・ 顕微授精		凍結胚移植		その他	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
平成 2 1 年度	105	179	19	26	56	76	-	-	14	51	16	26
平成 2 2 年度	120	185	19	28	56	73	-	-	24	54	21	30
平成 2 3 年度	129	237	17	23	63	91	-	-	33	98	16	25

④ その他

その他の公費負担状況は次のとおりである。

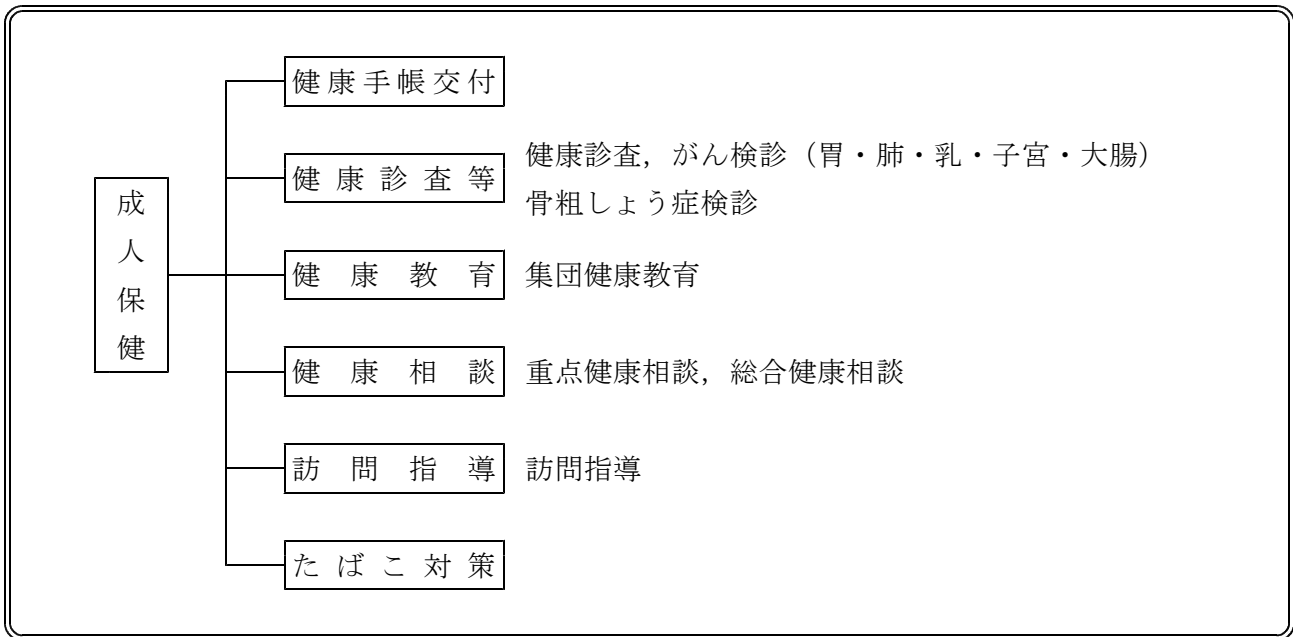
表 2 2 その他の公費負担給付状況

区 分	未 熟 児 養 育 医 療 給 付	結 核 児 童 療 育 医 療 給 付	妊 娠 高 血 圧 症 候 群 等 療 養 援 護
平成 2 1 年度	51	-	-
平成 2 2 年度	53	-	-
平成 2 3 年度	34	-	-

2 成人保健

本市の疾患別死亡率をみると、がん・心臓病・脳血管疾患という、いわゆる生活習慣病によるものが全死因の半数以上を占めている。

これらは壮年期から増加しはじめるため、生活習慣病に着目した健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等による疾患の早期発見や、食事・運動等に関する保健指導および健康管理に関する正しい知識の普及を図ることにより、生活習慣病の予防に努めている。



(1) 健康手帳の交付

健康手帳は、特定健診・保健指導その他の健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的として、40歳以上の希望する市民に対し交付している。

表1 健康手帳の交付状況

区 分	40～74歳	75歳以上
平成21年度	1,858	300
平成22年度	2,514	483
平成23年度	3,035	529

(2) 健康診査等

生活習慣病予防の一環としてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査の実施や疾病の早期発見を目的にがん検診等を行っている。

① 健康診査

平成20年度から、医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、市では健康増進法（健康増進法施行規則第4条の2第4号）に基づき、40歳以上の特定健康診査非対象者等の健康診査を実施し、その結果、必要な方に対して食事や運動等の生活習慣の改善を促す保健指導を行っている。

表2 健康診査受診状況（平成23年度）

受診者 性別	総数	受診者の年齢内訳					
		40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
男	24	4	1	10	2	1	6
女	76	10	11	12	12	15	16
計	100	14	12	22	14	16	22

表3 健康診査受診者保健指導区分別実人員（平成23年度）

性別	年齢区分	受診者数	情報提供	動機付け	積極的	受診勧奨
男 性	40～49歳	4	3	1	-	2
	50～59歳	1	1	-	-	-
	60～64歳	10	8	-	2	4
	65～69歳	2	1	1	-	-
	70～74歳	1	1	-	-	1
	75歳以上	6	4	1	1	1
	計	24	18	3	3	8
女 性	40～49歳	10	9	-	1	3
	50～59歳	11	10	-	1	1
	60～64歳	12	9	1	2	4
	65～69歳	12	9	3	-	3
	70～74歳	15	13	2	-	4
	75歳以上	16	14	1	1	3
	計	76	64	7	5	18
合計		100	82	10	8	26

(注) 受診勧奨は、受診者数の内数

② がん検診

がんを早期に発見し、治療に結び付けることは、がん予防対策上最も重要な課題であることから、市の指定医療機関等で検診を実施している。

なお、がん検診受診率向上のため、特定の年齢の市民に対して検診の無料クーポン券等を配布する「女性特有のがん検診推進事業」（平成21年度から）および「働く世代への大腸がん検診推進事業」（平成23年度から）を実施しているため、「表6 乳がん検診受診状況」、「表7 子宮頸部検診受診状況」および「表9 大腸がん検診受診状況」には、この事業における受診者も含めた数値を記載している。

ア 胃がん検診

国の指針では対象者は40歳以上とされているが、市では35歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施している。

表4 胃がん検診受診状況(平成23年度)

区 分	総 数	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～	
受 診 者 数	4,125	95	246	264	311	495	874	737	1,103	
異 常 な し(実数)	3,632	87	220	244	282	436	771	631	961	
有 所 見(実数)	493	8	26	20	29	59	103	106	142	
精 検 結 果	異 常 な し	46	1	1	1	7	8	9	18	
	が ん の 疑 い	1	0	0	0	0	0	0	1	
	が ん	4	0	0	0	1	0	1	1	
	そ の 他 疾 患	183	4	11	5	9	21	35	46	52
	不 詳	259	3	14	14	18	31	59	50	70

イ 肺がん検診

40歳以上の市民を対象に集団検診を実施している。

表5 肺がん検診受診状況(平成23年度)

区 分	総 数	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～	
受 診 者 数	8,636	314	335	388	703	1,545	1,791	3,560	
異 常 な し(実数)	8,380	308	330	380	687	1,501	1,740	3,434	
有 所 見(実数)	256	6	5	8	16	44	51	126	
精 検 結 果	異 常 な し	49	1	0	2	3	9	7	27
	が ん の 疑 い	7	0	0	0	1	2	0	4
	が ん	4	0	0	0	0	1	1	2
	そ の 他 疾 患	116	3	4	1	7	22	21	58
	不 詳	80	2	1	5	5	10	22	35

ウ 乳がん検診（マンモグラフィ併用）

40歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施している。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分している。（平成23年度は奇数年生まれが対象）

表6 乳がん検診受診状況（平成23年度）

区 分	総 数	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～	
受 診 者 数	5,446	1,106	847	875	872	1,201	243	302	
異 常 な し(実数)	4,919	981	742	782	805	1,107	222	280	
有 所 見(実数)	527	125	105	93	67	94	21	22	
精 検 結 果	異 常 な し	229	46	41	40	27	52	12	11
	が ん の 疑 い	21	7	4	2	2	2	3	1
	が ん	31	6	6	9	4	4	0	2
	そ の 他 疾 患	160	45	36	29	20	23	3	4
	不 詳	86	21	18	13	14	13	3	4

エ 子宮がん検診

20歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施している。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分している。（平成23年度は奇数年生まれが対象）

表7 子宮頸部検診受診状況（平成23年度）

区 分	総 数	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～	
受 診 者 数	7,845	513	717	1,033	1,204	1,463	649	548	457	541	309	411	
異 常 な し (実 数)	7,514	485	683	959	1,149	1,405	617	534	450	527	298	407	
有 所 見 (実 数)	331	28	34	74	55	58	32	14	7	14	11	4	
精 検 結 果	異 常 な し	108	8	12	21	24	21	7	4	2	7	2	0
	が ん の 疑 い	77	3	11	18	12	11	9	4	1	3	4	1
	が ん	18	0	1	2	7	1	5	0	0	0	1	1
	そ の 他 疾 患	21	2	1	7	2	4	3	1	1	0	0	0
	不 詳	107	15	9	26	10	21	8	5	3	4	4	2

表8 子宮体部検診受診状(平成23年度)

区 分	総 数	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70歳~	
受 診 者 数	2,282	15	51	86	173	266	350	377	310	326	165	163	
異 常 な し (実 数)	2,245	15	51	83	172	260	341	373	306	323	162	159	
有 所 見 (実 数)	37	0	0	3	1	6	9	4	4	3	3	4	
精 検 結 果	異 常 な し	17	0	0	2	0	3	5	3	2	0	1	1
	が ん の 疑 い	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	が ん	6	0	0	0	1	0	1	0	1	0	2	1
	そ の 他 疾 患	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	不 詳	8	0	0	1	0	2	3	0	0	2	0	0

オ 大腸がん検診

40歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施している。

表9 大腸がん検診受診状況(平成23年度)

区 分	総 数	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70歳~
受 診 者 数	7,370	803	715	795	1,040	1,782	868	1,367
異 常 な し(実数)	6,665	741	659	736	961	1,608	781	1,179
有 所 見(実数)	705	62	56	59	79	174	87	188
精 検 結 果	異 常 な し	90	13	9	8	10	18	21
	が ん の 疑 い	7	1	0	0	1	2	3
	が ん	13	0	0	0	0	5	5
	そ の 他 疾 患	160	12	14	11	25	35	44
	不 詳	435	36	33	40	43	114	115

表 10 各種がん検診受診者の推移

区 分	胃 がん 検 診	肺 がん 検 診	乳 がん 検 診	子宮がん検診		大腸がん 検 診
				子宮頸部	子宮体部	
平成 21 年度	3,761	3,299	4,777	7,221	2,610	3,067
平成 22 年度	3,962	6,719	5,245	7,968	2,579	3,814
平成 23 年度	4,125	8,636	5,446	7,845	2,282	7,370

③ 骨粗しょう症検診

転倒による骨折が高齢者の寝たきりの大きな原因の一つとなっている。その骨折の原因となる骨粗しょう症を予防するため、40歳以上70歳以下の5歳刻みの年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施している。

平成23年度は、保健所で27回実施し、95人および東部保健事務所管内で13回実施し、59人の計154人が受診した。

表 11 骨粗しょう症検診受診状況(平成23年度)

区 分	総 数	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
受 診 者 数	154	5	11	12	14	49	26	37
異 常 な し	113	5	10	8	11	34	16	29
要 指 導 対 象 者	3	-	1	2	-	-	-	-
要 精 検 対 象 者	38	-	-	2	3	15	10	8

④ 肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関で受診することにより、肝炎に関する健康障がい回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施している。

平成20年度から健康増進法の規定に基づき40歳を対象に実施したが、平成23年度からは個別勧奨事業(40歳から60歳までの5歳刻みの者に個別に通知し、受診の勧奨を行う。)もあわせて実施している。

表 12 健康増進法による肝炎ウイルス検診受診状況(平成23年度)

区 分	HCV抗体検査(C型肝炎)			HBc抗原検査(B型肝炎)		
	男	女	総 数	男	女	総 数
平成 21 年度	16	33	49	16	33	49
平成 22 年度	34	36	70	34	36	70
平成 23 年度	486 (465)	1,187 (1,143)	1,673 (1,608)	485 (465)	1,189 (1,145)	1,674 (1,610)

※()は、個別勧奨事業に係る受診者数(全体受診者数の内数)

(3) 健康教育

成人および高齢者を対象に，生活習慣病予防や健康づくり，介護予防等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施している。

表 1 3 健康増進法による健康教育実施状況（40～64歳）（平成23年度）

区 分	集団健康教育				総 数
	一 般	歯周疾患	病態別	薬	
開催回数	122	6	84	1	213
延参加人員	3,514	121	3,459	20	7,114

(4) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ，適切な指導や助言により家庭における健康管理を支援している。

表 1 4 健康相談実施状況（平成23年度）

区 分	重 点 健 康 相 談						総合健康 相 談	総 数
	高血圧	脂 質 異常症	糖尿病	歯周疾患	女性の 健 康	病態別		
開催回数	4	15	3	113	1	9	24	169
被指導延人員	5	24	6	267	5	42	26	375

(5) 訪問指導

家庭において療養上保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師・理学療法士が訪問して本人およびその家族に対し必要な保健指導を実施している。

表 1 5 訪問指導(平成 2 3 年度)

区 分		被訪問指導者数	
		実 人 員	延 人 員
寝たきり者 (閉じこもり予防を含む)	64歳以下	39	108
	65歳以上	152	356
	計	191	464
要 指 導 者	64歳以下	19	31
	65歳以上	18	23
	計	37	54
認 知 症	64歳以下	0	0
	65歳以上	38	66
	計	38	66
介 護 家 族	64歳以下	12	20
	65歳以上	19	30
	計	31	50
合 計		297	634

表 1 6 訪問指導数の推移

区 分	年 間 訪 問 指 導 者 数									
	寝たきり者		要指導者		認知症		介護家族		合 計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
平成 2 1 年度	205	514	34	45	44	77	30	55	313	691
平成 2 2 年度	158	392	34	47	44	84	33	51	269	574
平成 2 3 年度	191	464	37	54	38	66	31	50	297	634

(6) たばこ対策

喫煙は、がんや心臓病等の生活習慣病を引き起こす重要な危険因子であることから、未成年者対策、受動喫煙対策、禁煙サポート等を推進するため、禁煙週間に当たる5月31日～6月6日の期間に、函館市総合保健センター1階健康ギャラリーにおいて、たばこの害や受動喫煙防止に関する知識の普及や未成年者に対する喫煙防止の普及、さらに喫煙者に対する禁煙指導の機会とするため、禁煙キャンペーンを実施している。

また、市内の小・中高生の児童・生徒やPTAを対象に、喫煙防止教育講座、たばこ講座を実施しており、平成23年度は、9校810人に対し講習会を実施した。

さらに、平成23年度健康はこだて21講演会では、「禁煙外来を利用して簡単にできる禁煙の方法」と題して市内の禁煙外来医師を講師に、喫煙者およびその家族等を対象に講演会を実施。講演受講者数44人、うち希望者24人に対し、呼気中一酸化炭素濃度測定を実施した。

他に、効果的な受動喫煙防止対策を行っている施設について、「おいしい空気の施設」として登録し、ステッカーの交付、保健所ホームページに掲載することにより、一般市民に対して受動喫煙防止の重要性の周知を図っており、平成23年度末で、登録施設は381施設となっている。

平成22年2月の厚生労働省通知で、公共的な空間を原則として全面禁煙とするように求められたことを受け、平成22年6月に公共的な施設の禁煙・分煙状況の実態調査および「おいしい空気の施設」への登録を働きかけたほか、平成23年10月には、禁煙としていない市関係施設に再アンケートを実施した結果、禁煙としている施設は49.3%から55.9%に増加している。

表17 「おいしい空気の施設推進事業」登録件数(平成23年度)

施設区分	施設数
飲食店	52[7]
学校等	23[1]
医療機関・社会福祉施設・薬局等	197[16]
体育施設・娯楽施設	16
社会・文化施設	57
公衆浴場・日帰り温泉	3
公共交通機関等	1[1]
金融機関	7[3]
事務所・会社等	4
官公庁	21[6]
合計	381[34]

(注) []は分煙施設数の再掲

完全禁煙ステッカー



完全分煙ステッカー



3 栄養改善

近年の食生活の状況は、食環境の変化に伴い、栄養のアンバランス、過食や欠食など健康管理に大きな影響を与えている。栄養の過剰摂取、運動不足など健康管理をどのように進めていくかが大きな課題となっている。

保健所では健康増進法に基づき市民に対し、栄養指導（個別または集団）を通じて適正な食生活の理解と実践を促すことにより、健康の保持増進を図っている。

(1) 栄養改善指導

①母 子…乳幼児健診（3～4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）等における離乳食や幼児食の栄養指導、妊娠中の栄養指導等を実施している。

②成 人…特定保健指導、男の健康セミナー等で肥満予防を中心に、栄養指導を実施している。また、健康増進センターの健康づくりプログラムにおいて、栄養・運動指導を実施している。

表1 個別指導実施状況

区 分	乳 幼 児						成 人			実 施 数
	3～4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	のびっこ	その他	健康づくりプログラム	特定保健指導	その他	
平成21年度	1,853	1,728	1,630	1,752	42	148	82	283	122	7,640
平成22年度	1,856	1,747	1,693	1,661	20	151	34	144	141	7,447
平成23年度	1,775	1,598	1,772	1,678	22	153	21	183	111	7,313

(2) 給食施設指導

特定給食施設その他給食施設への訪問指導を実施している。

表2 給食施設数および個別指導数(平成23年度)

区 分		学 校	病 院	介護老人福祉施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	事業所	寄宿舎	矯正施設	自衛隊	給食センター	その他	合 計
		特定給食施設	施設数	40	20	9	11	9	6	2	3	1	1	
指導数	0		20	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	27
その他の給食施設	施設数	5	11	0	6	40	3	1	3	0	0	0	6	75
	指導数	0	11	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12

(注) 特定給食施設：1回100食以上または1日250食以上の施設
その他の給食施設：1回50食以上

(3) 健康教育

母子および成人を対象に、食生活や栄養に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施している。

表3 健康教育実施状況(平成23年度)

区分	名称	内容	開催回数	参加者数
母子	プレパパ・プレママのためのセミナー	妊娠中の栄養や食生活等についての指導	2	49
	離乳食教室	離乳食についての指導	4	92
	パクパク教室	幼稚園児への食育についての指導	5	146
	その他	幼児の食生活や食育についての指導	8	129
成人	男の健康セミナー	肥満の男性を対象に、栄養・運動について指導	3	21
	女性のための健康教室	女性を対象に、栄養・運動について指導	1	53
	食生活改善推進員の養成および研修	地域における栄養改善活動のボランティアである推進員の養成や研修	25	1,124
	その他	特定保健指導の対象者や各地域団体からの要請で行っている健康教育における栄養指導	35	1,004

(4) 食育推進

① 食育講演会の開催

「はこだてげんきな子食育プラン」(平成23年3月策定)策定記念事業として位置づけ、広く市民に同計画の周知を通じた食育の啓発を目的として開催した。

開催日：平成23年12月3日(土) 13:00～14:30

会場：函館国際ホテル 白鳳

演題：「食育のすすめ～「はこだてげんきな子 食育プラン」とともに」

講師：服部栄養専門学校理事長・校長・医学博士 服部幸應

参加者数：275人

② 食育推進計画概要版の作成

食育推進計画を家庭において広く周知するため、親子で楽しめるような内容の概要版を作成した。

作成部数：18,000部(A3二つ折り、カラー印刷、ルビ入り)

配布先：保護者(3歳児健診時)、保育所・幼稚園、市民・関係団体等

③ 3歳児健診時食育啓発事業

3歳児健診の待ち時間に、エプロンシアター等を実施することによって、保護者や3歳児に対し「早寝・早起き・朝ごはん」等の食育の啓発を行い、子どもたちの食育を实践するうえで最も大切な場所である、家庭における食育の推進を図ることを目的として、保健所で養成しているヘルスメイトで組織する、函館市食生活改善協議会に委託し実施した。

④ 食育パネル展

「はこだてげんきな子 食育プラン」を周知することにより、子どもを中心とした食育の推進を図ることを目的として開催した。

内容：「はこだてげんきな子 食育プラン」の概要等のパネル展示

望ましい子どもの食事例やおやつについてのフードモデル展示

食事バランスガイド等のパンフレット配布

実施期間：6月11日～6月30日

場所：函館市総合保健センター1階 健康情報プラザ

はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）

1 計画策定の背景

社会を取り巻く環境の変化から、ライフスタイルや価値観、嗜好が多様化する中で、家庭内での「食」が変化している。朝食の欠食、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、生活習慣病の増加、過度の痩身志向、「食」の安全性に対する不安の高まりなど、健全な食生活が失われつつある。

国は、このような状況の中、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」として、食育基本法を制定した。

函館市では、こうした状況を踏まえ「食育推進庁内関係課長会議」を設置し、食育に関する取組を一元的に推進するための体制づくりを進めてきたが、総合的かつ計画的な食育を関係団体との連携を図りながら、さらに推進するため計画を策定した。

計画では特に、函館の未来を担う子どものための食育を組織的、総合的に推進することによって、市民一人一人が食育に理解を深め、食を通じて心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的にしている。

2 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

3 計画の推進体制等

これまで、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などで食育に関する取組を個別に推進してきたが、これらの取組を連携させ、総合的に食育を推進するため、関係する各部署が連絡を一層密にし、関係団体との連携を図りながら計画を推進する。

また、施策の実施状況や計画の進捗状況等の進行管理を行うとともに、計画期間満了時に評価を行い、第二次の計画を策定するものとする。

4 施策体系

(1) 食育推進の理念

食育は、函館市民一人一人が食を通じて心豊かで健やかな暮らしを実現することができるように推進する。

(2) 食育推進の基本目標

- ・食で健康なからだをつくる
- ・食で豊かな心を育む
- ・函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る

(3) 食育推進の具体的目標

食育推進の理念および基本目標にそって食育を推進するための具体的な目標として、「はこだてげんきなこ」を設定し、取り組む。

具体的目標は、家庭が子どもたちの食育を実践する最も大切な場所であることから、家庭で取り組みやすい内容とした。

- [は] : 「早寝・早起き・朝ごはん」規則正しく毎日を過ごそう。
- [こ] : 心とからだを育てるみんなで囲む食卓を大切にしよう。
- [だ] : 大事だよ、しっかりかむこと、磨くこと。
- [て] : 手間かけて、愛情こめて作りましょう。
- [げん] : 元気なからだをつくる、食事をきちんととろう。
- [き] : 郷土の食材を取り入れた料理を覚えよう。
- [な] : 何でもおいしく食べよう。
- [こ] : 声に出し、「いただきます」のごあいさつ

(4) 各分野の役割と取組

食育は、その実践の場が、幼少期に始まり生涯にわたる広範囲なものであることから、家庭や保育所、幼稚園、学校、地域など様々な場面でそれぞれの取組を進めてきたが、より効果的な食育の推進のため、各分野における役割や取り組むべき事項を明確にし、さらに連携を深めて実践的な食育に取り組んでいくものとする。

- (5) 目標値
客観的な指標の目標値を掲げ、食育の推進に努力する。

基本目標	指 標	現 状 値	目 標 値
食で健康なからだをつくる 食で豊かな心を育む 函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る	朝食を必ずとる子どもの割合が増える。	小学4年生 82.0% 中学1年生 76.0% (平成21年度)	どの学年でも 100%
	子どもの肥満の割合が減る。	1歳6か月児 1.3% 3歳児 2.4% (平成20年度)	現状値以下
	子どものむし歯のある割合が減る。	1歳6か月児 5.4% 3歳児 30.1% (平成20年度)	1歳6か月児 3.0% 3歳児 25.0%
	学校給食における地場産食材の割合が増える。	米・パン用小麦 100% 生鮮野菜 70% 海草類 39% 生鮮果物 3% 魚介類 28% 肉 91% 牛乳 100% 卵 100% (平成21年度)	現状値以上
	食生活改善推進員を増やす。	93人 (平成21年度)	現状値以上

5 計画策定の経過

平成22年	2月 9日	平成21年度第1回「食育推進庁内関係課長会議」 ・食育推進計画の策定について
	5月 17日	平成22年度第1回「食育推進庁内関係主査会議」 ・食育推進計画の策定について
	7月 23日	平成22年度第2回「食育推進庁内関係主査会議」 ・食育推進計画（検討案）について
	8月 12日	平成22年度第3回「食育推進庁内関係主査会議」 ・食育推進計画（検討案）について
	8月 30日	平成22年度第1回「食育推進庁内関係課長会議」 ・食育推進計画（検討案）について
	10月 12日	平成22年度第2回「食育推進庁内関係課長会議」 ・食育推進計画（検討案）について
	11月 25日	平成22年度第3回「食育推進庁内関係課長会議」 ・食育推進計画（検討案）について
	12月 2日	食育推進計画関係部長会議
	12月 15日	都市経営会議（食育推進計画について）
平成23年	1月 14日	
	～2月 15日	パブリックコメント（意見公募）実施
	3月 29日	計画策定

6 平成23年度取組内容

(1) 関係会議の開催

平成23年	6月16日	平成23年度第1回「食育推進庁内関係課長会議」 ・はこだてげんきな子 食育プランについて ・各部局の食育に係る事業の実施状況について
	8月19日	平成23年度第1回函館市食育推進検討委員会 (事務局：教育委員会教育指導課)
	10月17日	第2回函館市食育推進検討委員会
	12月20日	第3回函館市食育推進検討委員会
平成24年	1月17日	第4回函館市食育推進検討委員会
	2月17日	第5回函館市食育推進検討委員会

(2) 実施事業

- ・給食だより・食育だよりや給食献立表の作成・配布…保育所，幼稚園，小・中学校等
- ・幼稚園での食育教室（パクパク教室）…食生活改善協議会，子育てアドバイザー，保健所
- ・おやつづくり体験…保育所，学童保育所等
- ・親子料理教室（体験学習料理教室含む）…小・中学校，専門学校，食生活改善協議会，亀田農業協同組合，漁業協同組合，函館地域産業振興財団，農林水産部等
- ・栄養教諭による食育授業等…小・中学校
- ・学校給食試食会の開催…小・中学校
- ・学校給食での地場産食材の活用と郷土料理の実施…小・中学校
- ・学校給食でのセレクト給食・諸外国の料理の実施…小・中学校
- ・学校給食展の開催や食育リーフレットの配布…小・中学校，（保健所）
- ・ひろば館事業（児童館等における農業体験や料理教室の開催）…福祉部
- ・子どもなんでも相談110番…福祉部
- ・食農活動…保育所，幼稚園，学童保育所，小・中学校，農林水産部等
- ・ガゴメや魚料理の冊子作成…漁業協同組合，農林水産部
- ・農産物直売所マップの作成…農林水産部
- ・市民健康まつりでの食生活展の開催，ヘルシー食堂の出店…食生活改善協議会
- ・料理教室等の開催…各町会，食生活改善協議会，函館市青果物地方卸売市場活性化対策委員会等
- ・離乳食教室…保健所
- ・子育てサポート教室，乳幼児健診，のびっこ健診における栄養相談等…福祉部，保健所
- ・歯の学校…歯科医師会，保健所
- ・妊婦等の栄養・口腔ケア等についての講習…保健所
- ・食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成…保健所
- ・「はこだてげんきな子食育プラン」の周知啓発事業
概要版の作成・配布，講演会の開催…保健所
3歳児健診時食育啓発事業…食生活改善協議会，保健所
- ・食育キャンペーンの実施…保健所
- ・栄養成分表示の店推進事業…保健所
- ・特定給食施設等の指導…保健所

4 歯科保健

乳幼児期から歯を大切にすることを習慣づけ、生涯を通じて口腔の健康を保持することができるように、歯科保健についての正しい知識の普及と啓発に努めている。

(1) 集団健診

乳幼児に対し、10か月児の歯科健康相談、1歳6か月児および3歳児の歯科健康診査を実施している。

表1 歯科健康診査受診状況（平成23年度）

区分	10か月児 歯科健康相談	乳幼児歯科健康診査	
		1歳6か月児	3歳児
実施回数	55	53	55
受診者数	1,598	1,772	1,680

① 1歳6か月児歯科健康診査

1歳6か月児に対する歯科健康診査実施結果は、次のとおりである。

表2 1歳6か月児歯科健康診査実施結果

区分	対象数	受診数	むし歯あり					むし歯 の総数	現在の 歯数	異常のあった児		
			むし歯なし	O ₁	O ₂	A型	B型			C型	軟組織	咬合等
平成21年度	1,776	1,629	1,261	295	70	3	-	217	24,057	182	54	105
平成22年度	1,855	1,693	1,305	316	71	1	-	198	25,384	188	31	93
平成23年度	1,904	1,772	1,411	299	57	3	2	196	26,191	197	21	94

(注) O₁: むし歯がなく、かつ口腔環境が良い。(むし歯の危険因子が少ない)
O₂: むし歯はないが、口腔環境が悪い(むし歯の危険因子が多い)ので近い将来むし歯の発生が予測される。

A型: 上顎前歯部のみ、または臼歯部にのみむし歯のある者

B型: 上顎前歯部および臼歯部にむし歯のある者

C型: 下顎前歯部または下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

② 3歳児歯科健康診査

3歳児に対する歯科健康診査実施結果は、次のとおりである。

表3 3歳児歯科健康診査実施結果

区分	対象数	受診数	むし歯 なし	むし歯あり				むし歯 の総数	処置 歯数	現在の 歯数	異常のあった児		
				A型	B型	C型					軟組織	咬合等	その他
						C ₁	C ₂						
平成21年度	1,917	1,705	1,210	284	191	2	18	2,036	296	33,853	202	146	112
平成22年度	1,872	1,659	1,210	250	179	6	14	1,807	315	32,982	147	131	105
平成23年度	1,892	1,680	1,271	240	146	6	17	1,655	196	33,415	164	113	89

(注) C₁型: 下顎前歯部にのみむし歯のある者(比較的軽度)

C₂型: 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者(むし歯が急速に広がる可能性が高い)

(2) 個別健診

乳幼児、妊産婦等を対象に健診、歯科保健指導、予防処置（フッ化物塗布）を行っている。
また、40歳以上の成人を対象に歯科健康診査を実施している。

表4 個別歯科健診実施状況(平成23年度)

区分	妊産婦	乳幼児	成人	その他	計
歯科健診数	103	4,051	338	6	4,498
フッ化物塗布	-	4,051	-	6	4,057

(3) 健康教育

口腔衛生に関する正しい知識を普及するために各種の健康教育等を実施している。

表5 歯科健康教育等実施状況(平成23年度)

名称	内容	開催回数	参加者数
歯の学校	小・中学生を対象に、学級単位で歯科保健に関する体験学習を実施	10	272
けんこう教室 健口教室	40歳以上の成人を対象に、歯周病予防や口腔機能の維持・増進のための実習や講話を実施	5	65
プレパパ・プレママのためのセミナー	妊娠中の歯科保健、胎児の歯の形成、乳幼児のむし歯予防についての講話等を実施	2	49
歯の衛生週間行事	6月の歯の衛生週間中に函館歯科医師会と共催で、健康講座、歯のコンクール、パネル展等を実施	1	75

5 精神保健

多様化した現代社会では、ストレスや高齢化などによって精神的な健康を損なう場面も多いことから、精神保健に対する正しい知識の普及をはじめ、相談や訪問等の個別支援、社会復帰への支援のほか、自殺予防対策などの事業および関連団体の支援を行っている。

また、保健・医療・福祉等に関する地域社会のニーズに応じ、精神保健福祉サービスの提供に努めている。

(1) 精神保健福祉相談事業

精神保健に関するあらゆる相談に対し、問題解決のための援助を行うことで、患者および家族が疾病を理解し、円滑な社会生活を営むことができることを目的に実施している。

① 心の健康相談事業

心の健康について不安のある本人やその家族に対し、月2回専門医がこれからの対応や関わりなどについて個別に助言している。

表1 心の健康相談

区 分	実施回数	相談件数
平成21年度	15	20
平成22年度	10	18
平成23年度	7	8

② 精神保健相談

保健師や精神保健福祉相談員が、在宅の精神障がい者に対する適切な受診の働きかけや退院患者のアフターケアを行っている。

表2 精神保健相談状況

区 分		社会復帰		老人精神		アルコール		そ の 他		合 計	
		来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来 所	電 話
相 談	平成21年度	19	14	30	65	6	40	152	573	207	692
	平成22年度	33	36	22	92	8	37	156	550	219	715
	平成23年度	179	25	31	49	7	16	251	784	468	874

③ 家庭訪問については、55ページ参照

(2) 家族支援

① 家族会支援

精神障がい者家族会の支援を通じて、精神障がい者が地域の中で自主的に生活できるよう支援する。

② 精神保健家族セミナー

精神障がい者を抱える家族に対して、病気と障がいに対する正しい知識・情報を提供し、家族機能の回復と強化を図っている。また、グループワークを通じて、お互いの悩みを知るとともに、家族同士が支え合い、交流しあえる場となっている。

表 3 精神保健家族セミナー実施状況

区 分	開催回数	参加者数	
		実数	延数
平成 2 1 年度	6	43	68
平成 2 2 年度	6	37	58
平成 2 3 年度	4	-	62

(3) 普及・啓発事業

① 健康教育については、54ページ参照

② アルコール障がい予防教室「アルコールキッズ教室」

依頼のあった小学校に対し、アルコールが及ぼす影響についての知識等の普及・啓発を図っている。

表 4 アルコール障がい予防教室実施状況

区 分	開催校数	参加人数
平成 2 1 年度	8	414
平成 2 2 年度	8	324
平成 2 3 年度	4	148

(4) 自殺予防対策事業

自殺予防に関する情報の提供や知識の普及啓発の対策を実施し、うつ病と自殺予防に対する理解を深めるとともに、相談支援の充実に努めることにより、自殺者の減少を図っている。

(平成23年度)

① 普及啓発事業

- ・函館市自殺予防パンフレットの作成・全戸配布
- ・自殺予防パネル展の実施

② 電話相談事業「函館いのちのホットライン」

カウンセリングや傾聴などの知識と経験を有する相談員による電話相談を、週2回夜間に実施している。

表5 相談受付状況

区 分	平成23年度
開設日数	86日
相談件数	119件

③ 人材育成事業

自殺を企図する方の身近な方々に、自殺の様々なサインをつかみ・受け止め、専門機関へつなぐ知識・技術を習得するためのゲートキーパー研修会や、自死遺族の会のスキルアップの研修会を開催。

- ・自殺予防ゲートキーパー研修（特定非営利活動法人 ころの 小呂野に委託）

実施日：平成24年2月29日

会 場：函館市総合保健センター 2階健康教育室

参加者：72名（修了証書発行 63名）

- ・自死遺族研修会

実施日：平成23年11月19日

テーマ：「自死遺族の語りから学ぶ～共に生きる社会に向けて」

講 師：自死遺族支援ネットワークRe 代表 山口和浩 氏

会 場：函館市総合保健センター 2階健康教育室

参加者：112名

6 難病対策

(1) 特定疾患治療研究事業，先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
 原因が不明で，治療方法が未確立であり，かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病について，医療の確立を図るとともに，患者の負担軽減を図るため医療費等の自己負担分の全額または一部を公費負担している。実施主体は北海道で，保健所が申請手続きの窓口となっている。

表 1 - 1 特定疾患治療研究事業給付状況 (各年度末現在)

疾 患 名	受 給 者 総 数			内 訳					
				新 規 認 定 者			継 続 者		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成 22 年 度	2,128	705	1,423	446	168	278	1,682	537	1,145
平成 23 年 度	2,210	705	1,505	603	230	373	1,607	475	1,132
ベ ー ン 病	57	20	37	9	2	7	48	18	30
多 発 性 硬 化 症	40	11	29	10	3	7	30	8	22
重 全 身 性 エ リ テ モ 毒 性 皮 膚 炎	53	16	37	13	5	8	40	11	29
ス ト ー ン 症	143	17	126	18	2	16	125	15	110
再 生 不 良 性 貧 血	8	3	5	0	0	0	8	3	5
筋 力 欠 乏 症	14	6	8	3	3	0	11	3	8
ル 骨 質 軟 弱 症	63	11	52	21	5	16	42	6	36
筋 炎	13	8	5	8	4	4	5	4	1
強 皮 症	90	10	80	15	4	11	75	6	69
特 殊 結 核	75	25	50	20	8	12	55	17	38
潰 瘍 性 大 腸 炎	8	2	6	6	2	4	2	0	2
大 動 脈 炎	231	110	121	79	43	36	152	67	85
天 脊 骨 炎	17	1	16	3	0	3	14	1	13
脊 髄 小 脳 変 性 症	41	5	36	3	3	0	38	2	36
ク 難 治 性 肝 炎	9	4	5	3	1	2	6	3	3
悪 性 腫 瘍	62	28	34	10	3	7	52	25	27
指 難 治 性 肝 炎	94	63	31	18	13	5	76	50	26
一 次 性 胆 管 炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後 天 性 骨 質 軟 弱 症	3	1	2	2	1	1	1	0	1
ア ー ミ ン 症	279	91	188	101	36	65	178	55	123
後 天 性 骨 質 軟 弱 症	2	0	2	1	0	1	1	0	1
モ ー ヲ 症	96	61	35	35	21	14	61	40	21
ウ ー ナ 症	2	1	1	1	1	0	1	0	1
多 発 性 骨 質 軟 弱 症	30	6	24	7	1	6	23	5	18
表 皮 系 水 性 疱 疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0
膿 疱 性 乾 皮 症	51	36	15	17	12	5	34	24	10
広 範 性 骨 質 軟 弱 症	26	8	18	14	4	10	12	4	8
重 大 性 骨 質 軟 弱 症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 異 性 骨 質 軟 弱 症	2	0	2	1	0	1	1	0	1
混 合 性 骨 質 軟 弱 症	55	6	49	12	3	9	43	3	40
原 発 性 大 腿 骨 頭 壊 死	4	3	1	4	3	1	0	0	0
特 異 性 骨 質 軟 弱 症	41	25	16	7	5	2	34	20	14
網 膜 性 骨 質 軟 弱 症	16	4	12	0	0	0	16	4	12
肺 動 脈 性 肺 高 血 圧	4	3	1	1	0	1	3	3	0
亜 急 性 硬 化 性 全 脳 炎	4	4	0	2	2	0	2	2	0
バ ッ ト ・ キ ア リ (Budd-Chiari) 症	44	23	21	10	6	4	34	17	17
慢 性 血 栓 性 肺 高 血 圧	0	0	0	0	0	0	0	0	0
副 腎 白 質 ジ ス ト ロ フ ィ ー	5	0	5	4	0	4	1	0	1
家 族 性 高 コ レ ス ト ロ ー ル 血 症	4	1	3	1	1	0	3	0	3
脊 髄 性 筋 萎 縮 症	1	0	1	0	0	0	1	0	1
球 性 脊 髄 性 筋 萎 縮 症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慢 性 炎 性 脱 髓 鞘 症	2	2	0	2	0	0	0	0	0
肥 大 束 型 心 筋 症	7	3	4	7	3	4	0	0	0
拘 縮 性 大 束 型 心 筋 症	18	15	3	5	4	1	13	11	2
ミ リ ン 症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重 症 多 形 滲 出 性 紅 斑 (急 性 期)	1	0	1	0	0	0	1	0	1
黄 間 脳 下 垂 体 機 能 障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	3	2	1	3	2	1	0	0	0
	38	21	17	11	5	6	27	16	11
小 計	1,763	660	1,103	491	215	276	1,272	445	827

表 1-2 特定疾患治療研究事業給付状況(各年度末現在)

道 指 定	疾 患 名	受給者総数			内 訳					
					新規認定者			継続者		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
	突発性難聴	48	12	36	5	2	3	43	10	33
	溶血性貧血	8	2	6	2	1	1	6	1	5
	ステロイドホルモン産生異常症	4	2	2	1	1	0	3	1	2
	シエンダグレン症候群	341	15	326	91	5	86	250	10	240
	難治性肝炎 (劇症肝炎及びウイルス性B・C型肝炎を除く)	35	6	29	9	3	6	26	3	23
	後縦靭帯骨化症(特例)	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	特発性間質性肺炎(特例)	9	6	3	4	3	1	5	3	2
	特発性拡張型心筋症(特例)	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	小 計	447	45	402	112	15	97	335	30	305

表 2 先天性血液凝固因子障害治療研究事業給付状況(平成23年度末現在)

疾 患 名	受給者総数			内 訳					
				新規認定者			継続者		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
先天性血液凝固因子障害	8	8	0	1	1	0	7	7	0

(2) ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状況(肝炎治療特別促進事業 平成20年度開始)

B型ウイルス性肝炎およびC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏効すれば、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。このインターフェロン治療に係る医療費等の自己負担分の全額または一部を公費負担している。実施主体は北海道で、保健所が申請手続きの窓口となっている。

表 3 ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状

区 分	受給者総数
平成21年度	79
平成22年度	214
平成23年度	224

(3) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業(平成18年度開始)

ウイルス性慢性肝炎の肝硬変への進行や肝がんの発生を防止し、患者の効果的な治療の確保を図るとともに、重症である橋本病患者の治療を支援するため医療費等の自己負担分の全額または一部を公費負担している。実施主体は北海道で、保健所が申請手続きの窓口となっている。

表 4 ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付状況(平成23年度末現在)

疾 患 名	受給者総数			内 訳					
				新規認定者			継続者		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
ウ イ ル ス 性 肝 炎	275	150	125	45	29	16	230	121	109
橋 本 病	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業(平成10年度開始)

本事業は在宅酸素療法および人工呼吸療法を必要とする呼吸器機能障がい者に対し、酸素濃縮器および人工呼吸器の使用に係る電気料金の一部を助成する。実施主体は北海道で、保健所が申請手続きの窓口となっている。

表5 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定状況

区 分	新規認定者	継 続 者
平成21年度	39	153
平成22年度	48	153
平成23年度	57	143

(5) 難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業

患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対し、適切な在宅支援が行えるよう保健、医療、福祉等関係者から成る「函館市難病地域ケアシステム推進連絡会議」を保健所に設置し、地域ケアシステムの構築を図るとともに、「難病事例検討会」を開催し、対象患者別の在宅療養支援計画の策定・評価を行い、各種サービスの適切な提供に資することを目的に実施している。

① 函館市難病地域ケアシステム推進連絡会議（平成23年度1回開催）

② 難病事例検討会（平成23年度1回開催）

表6 難病事例検討会開催状況(平成23年度)

区 分	テ ー マ	参加者数
第1回	難病患者と制度について	75

(6) 難病患者訪問相談事業

難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の不安を緩和するため、患者のプライバシーに配慮しつつ、個別の相談、指導、助言等を行っている。

表7 難病患者訪問相談状況

区 分	実 人 員	延 人 員
平成21年度	74	273
平成22年度	61	237
平成23年度	54	219

(7) 難病患者訪問指導（診療）事業

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の不安を緩和するため、専門医、保健師、理学療法士等で構成する訪問指導（診療）班を派遣し、在宅療養に必要な医学的指導等を行っている。

表 8 難病患者訪問指導（診療）状況

区 分	実 人 員	延 人 員
平成 2 1 年度	5	5
平成 2 2 年度	5	5
平成 2 3 年度	6	6

(8) 難病医療相談事業

難病患者等の医療上の不安を緩和するため、難病に関する専門の医師、保健師、社会福祉士等による医療相談班を編成し、患者等の利用のし易さやプライバシーの保護に配慮した会場を設置して相談会を開催している。

表 9 難病医療相談会開催状況（平成 2 3 年度）

区 分	テ ー マ	参加者数
第1回	ベーチェット病などのぶどう膜炎に対する診断と治療	37
第2回	パーキンソン病と上手に付き合うために	210

(9) 難病患者サポート教室

療養に必要な知識や交流を深める場を提供することにより、難病患者やその家族の療養上の孤立感を緩和し、QOLの向上を図ることを目的に実施している。

表 1 0 難病患者サポート教室開催状況

区 分	開催回数	延参加人員 (家族含)
平成 2 1 年度	3	50
平成 2 2 年度	3	60
平成 2 3 年度	4	90

(10) 難病患者等居宅生活支援事業

難病患者等の居宅における療養生活を支援し、自立と社会参加を促進することを目的に、ホームヘルプサービス事業、短期入所事業および日常生活用具給付事業を実施している。

表 1 1 難病患者等居宅生活支援事業利用状況（平成 2 3 年度）

事 業 名	件 数
ホームヘルプサービス事業	-
短期入所事業	-
日常生活用具給付事業	6

7 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、医師・獣医師、指定届出機関からの発生届出を受け、感染症のまん延防止のために迅速かつ的確に対応するほか、感染症発生動向を把握し、公表することにより感染症の発生予防に努めている。

また、予防接種法に基づく定期予防接種として、ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、BCG、麻しん、風しんおよびインフルエンザの予防接種を実施している。

(1) 感染症発生届出数

表 1 全数届出感染症患者数（各年 12 月末現在）

区 分	一 類 感染症	二 類 感染症 (結核を 除く)	三 類 感染症	四 類 感 染 症							五 類 感 染 症					新型インフ ルエンザ等 感染症	
			腸 管 出血性 大腸菌	A型 肝炎	E型 肝炎	エキノ コック ス症	レジオ ネラ	オウム 病	デング 熱	類鼻疽	梅 毒	クロイツ フェルト ヤコブ病	後天性免 疫不全症 候群	急 性 脳 炎	破傷風	風しん	新型インフ ルエンザ (A/H1N1)
平成 21 年	-	-	2	1	5	2	5	2	-	-	-	-	-	11	-	-	22
平成 22 年	-	-	4	-	5	1	-	-	1	1	1	2	2	-	-	-	-
平成 23 年	-	-	3	-	2	3	3	-	2	-	1	1	1	-	2	-	-

※届出数には市外在住者を含む。 ※結核は別頁に掲載

表 2 定点届出感染症患者数（平成 23 年 12 月末現在）

定 点	症 名	届出数	定 点	症 名	届出数	
内科・小児科	インフルエンザ	2,852	眼 科	流行性角結膜炎	110	
小 児 科	RSウイルス感染症	269	産 婦 人 科	性器クラミジア感染症	120	
	咽頭結膜熱	157		性器ヘルペスウイルス感染症	19	
	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	531		泌 尿 器 科	尖形コンジローマ	14
	感染性胃腸炎	2,060			淋菌感染症	32
	水 痘	409	基 幹	細菌性髄膜炎	3	
	手足口病	335		無菌性髄膜炎	3	
	伝染性紅斑	70		マイコプラズマ肺炎	25	
	突発性発疹	104		クラミジア肺炎	0	
	百日咳	2		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	244	
	ヘルパンギーナ	214		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	
流行性耳下腺炎	105	薬剤耐性緑膿菌感染症		1		
眼 科	急性出血性結膜炎	0		薬剤耐性アシネトバクター	0	

(注) 内科定点 4 ヲ所、小児科定点 7 ヲ所、眼科定点 2 ヲ所、産婦人科・泌尿器科定点各 1 ヲ所、基幹定点 1 ヲ所

(2) エイズ・B型肝炎・C型肝炎

後天性免疫不全症候群（エイズ）およびB型肝炎・C型肝炎の感染者を早期に発見し、適切な治療につなげていくために検査を実施している。

表3 検査状況

区 分	H I V抗体検査件数			H B s 抗原検査			H C V抗体検査		
	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数
平成21年度	134	98	232	151	248	399	154	252	406
平成22年度	143	83	226	122	147	269	118	146	264
平成23年度	100	100	200	95	162	257	95	157	252

(3) エキノコックス症

キツネなどを媒介として感染するエキノコックス症の予防と患者の早期発見、早期治療のため住民に対する検診を実施している。

表4 検診受診状況および患者数

区 分	受診者数	受 診 結 果		確認患者
		陽 性	疑 陽 性	
平成21年度	146	-	-	-
平成22年度	103	-	1	-
平成23年度	178	-	1	-

(4) 結核

① 定期の健康診断

ア 学校・事業所・施設での定期健康診断

労働安全衛生法や学校保健法に基づき、各事業所や各学校での定期健康診断として実施している。

表5 学校・事業所・施設での定期健康診断(平成23年度)

区 分	間 接 撮 影	直 接 撮 影	かくだん 喀痰検査	患者発見数 (疑い含む)
事 業 所	3,522	7,600	69	0
学 校	4,961	696	0	1
施 設	1,887	1,298	1	0
計	10,370	9,594	70	1

イ 市が実施する定期結核健康診断
保健所や町会館等で行っている特定健康診査時に、結核健診を実施している。

表 6 定期結核健康診断

区 分	実 施 回 数	受診者実人員	発見患者数
平成 2 1 年度	223	5,047	-
平成 2 2 年度	199	5,214	-
平成 2 3 年度	230	6,233	-

② 接触者健康診断（旧：定期外健診）

結核患者の同居家族や病院，事務所，学校などで結核患者と接触があり，結核にかかっていると疑うに足りる者を対象として接触者健診を実施している。

表 7 接触者健診受診状況（各年 1 2 月末現在）

区 分	患 者 家 族				そ の 他			
	受診者数	健 診 結 果			受診者数	健 診 結 果		
		異常なし	要 観 察	要 医 療		異常なし	要 観 察	要 医 療
平成 2 1 年	112	49	59	4[2]	402	241	157	4[3]
平成 2 2 年	104	69	32	3[1]	210	118	91	1
平成 2 3 年	69	29	38	2[1]	111	67	42	2[2]

(注) []内は潜在性結核患者数（再掲）

③ 結核患者の登録管理

表 8 年齢階級別結核登録患者数（各年 1 2 月末現在）

区 分	総 数	0～4歳	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳～
平成 2 1 年	113 [52]	-	-	-	-	1 [1]	10 [2]	6 [1]	13 [6]	25 [17]	58 [25]
平成 2 2 年	106 [50]	-	-	-	-	4 [3]	10 [3]	6 [3]	9 [3]	27 [8]	50 [30]
平成 2 3 年	79 [32]	-	-	-	-	2	4	5 [2]	4	16 [6]	48 [24]

(注) 潜在性結核を除く。[]内は新規登録者

表 9 結核登録患者活動性分類別受療状況(平成23年12月末現在)

区 分	登 録 患者数	活 動 性 肺 結 核					活 動 性 肺 結 核	不 活 動 性	不 明	潜 在 性 結 核 症 (別 掲)
		登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性 ・ 初 回 治 療	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性 ・ 再 治 療	そ の 他 結 核 性 菌 陽 性	菌 陰 性 ・ 不 明	計				
入 院	4	3	1	-	-	4	-	-	-	-
通 院	19	4	-	7	2	13	6	-	-	3
医 療 な し	56	-	-	-	-	-	-	52	4	-
不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	79	7	1	7	2	17	6	52	4	3

表 10 結核登録者数の推移(各年12月末現在)

区 分	本 年 中 登 録 者			年 間 登 録 除 外					年 末 現 在 登 録 者
	新 規	転 入	計	死 亡	観 察 不 要	転 出	そ の 他	計	
平成21年	58[6]	4	62	16	44[5]	2[1]	5	67[6]	120[7]
平成22年	52[2]	4	56	16	47[8]	3	1	67[8]	109[3]
平成23年	36[4]	1	37	10	50[4]	0	6	64[4]	82[3]

(注) [] は潜在性結核登録者の再掲

④ 家庭訪問指導

平成17年度から函館市DOTS（患者直接服薬確認療法）事業を開始し、結核患者に対する、抗結核薬の確実な服用を家庭訪問等により支援している。

平成21年度から、DOTS事業に係る支援者を拡大し、訪問看護事業所に委託することによりきめ細やかな服薬支援を行っている。

表 11 家庭訪問指導件数

区 分	保 健 所 実 施 分				委 託 機 関 D O T S 実 施 分	
	実 数	(再掲) DOTS	延 数	(再掲) DOTS	実 数	延 数
平成22年度	82	16	252	104	14	86
平成23年度	57	10	157	29	10	23

⑤ 精密検査（旧：管理検診）

結核登録票に登録されている者で、結核の予防または医療上必要があると認めるときに精密検査を実施している。

表 1 2 精密検査状況(各年 1 2 月末現在)

区 分	精 密 検 査			
	受診者数	検 診 結 果		
		異常なし	要 観 察	要 医 療
平成 2 1 年	121	44	75	2
平成 2 2 年	123	45	78	-
平成 2 3 年	103	49	52	2

⑥ 医療

感染症法に基づく入院勧告および入院の期間の延長ならびに結核患者の医療費公費負担申請について、感染症の診査に関する協議会で診査し、適正な医療の普及促進に努めている。

表 1 3 結核医療費公費負担申請および承認状況(平成 2 3 年 1 2 月末現在)

区 分		計
法第 3 7 条	申 請	47
	合 格	47
	承 認	47
法第 3 7 条の 2	申 請	54
	合 格	54
	承 認	54

(5) 予防接種

表 1 4 定期予防接種実施状況 (平成 2 3 年度)

区 分	名 称	延接種数
一類疾病	急性灰白髄炎 (ポリオ)	2,984
	3 種混合 (百日咳・ジフテリア・破傷風) 第 1 期	7,145
	麻しん (はしか) ・ 風しん	8,058
	2 種混合 (ジフテリア・破傷風) 第 2 期	1,900
	BCG (結核)	1,752
二類疾病	インフルエンザ	41,326

8 保健師活動

保健師活動は、看護を基盤とする公衆衛生看護活動であり、地域住民が自らの健康について考え、個人や地域における健康のレベルアップが図られるように支援する活動である。

様々な健康状態にある個人、家族、集団に対して、健康相談、健康教育、家庭訪問、健康診査等の具体的方法を用いて働きかけを行うとともに、必要に応じて関係機関との調整を行っている。平成23年度の主な活動状況は、次のとおりである。

(1) 健康相談

健康上の問題を抱えている市民に対し、健康相談を行っているが、近年は電話による相談が増え、その内容も多岐にわたっている。

表1 健康相談受付状況

区分	年度	母子	成人老人	感染症	精神	認知症	特定疾患	計
来所相談	平成21年度	178	1,345	90	179	28	39	1,859
	平成22年度	140	1,127	71	200	19	32	1,589
	平成23年度	385	1,543	46	468	23	54	2,519
電話相談	平成21年度	4,678	1,256	614	646	46	95	7,335
	平成22年度	1,671	1,276	453	656	59	109	4,224
	平成23年度	5,095	1,437	412	874	33	108	7,959

(注) 保健福祉部健康増進課・高齢福祉課・障がい保健福祉課、子ども未来部母子保健課の実績を含む。

(2) 健康教育

① 健康教室

疾病の予防および健康増進を目的に、母子および成人・老人を対象に、各種教室を保健所、総合福祉センター等で開催し、必要な知識の普及を図っている。

② 講師派遣

地域住民組織や事業所、官公庁等からの要請により、健康に関する集会に対して講師の派遣を行っている。

表2 健康教育実施状況(平成23年度)

区分	総数	テーマ内訳								
		感染症	精神保健	認知症	難病	母子	成人・老人	栄養・健康増進		
回数(主催・依頼)	618	14	22	45	11	32	234	260		
参加数(主催・依頼)	16,315	703	694	714	152	999	3,665	9,388		
(再)講師派遣先	地域住民組織	回数	252	9	10	2	-	20	120	91
		参加数	7,478	253	253	43	-	469	2,260	4,200
	官公庁	回数	15	1	6	-	-	-	-	8
		参加数	389	28	166	-	-	-	-	195
	事業所	回数	23	1	4	3	-	-	-	15
		参加数	1,211	300	242	89	-	-	-	580
	その他	回数	113	-	2	36	11	2	59	3
		参加数	1,676	-	33	503	152	55	593	340
	講師派遣合計	回数	403	11	22	41	11	22	179	117
		参加数	10,754	581	694	635	152	524	2,853	5,315

(注) 保健福祉部健康増進課・高齢福祉課・障がい保健福祉課、子ども未来部母子保健課の実績を含む。

(3) 家庭訪問

家庭訪問指導は、在宅療養者の生活の場において、個人または家族の健康問題にかかわる支援であり、母子をはじめ、在宅寝たきり者や介護者の保健指導を関係機関と連携協力し行っている。

表3 家庭訪問指導状況(平成23年度)

区分	総数		感染症		結核		精神障がい		心身障がい	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
合計	1,793	2,695	15	16	57	157	298	709	13	29

区分	生活習慣病		特定疾患		その他の疾患		家族計画		妊産婦	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
合計	161	296	54	195	7	13	0	0	434	449

区分	乳児						幼児			
			障がい児(再掲)		未熟児(再掲)				障がい児(再掲)	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
合計	496	511	17	17	161	164	164	189	27	31

区分	災害対策		その他	
	実数	延数	実数	延数
合計	85	116	9	15

(注) 障がい児は、就学前の乳幼児。保健福祉部健康増進課・高齢福祉課・障がい保健福祉課，子ども未来部母子保健課の実績を含む。

(4) 健康診査

乳児から老人までを対象に各種健康診査を行っており、乳幼児には心身ともに健康な発育をしていけるように母子への支援を、また、成人、高齢者には各自が健康状態を把握し、生活習慣をふりかえる機会になることを目的に実施しており、保健師は保健指導を担当している。

また、健診結果に応じて、家庭訪問、健康教育等による事後指導を行っている。

なお、健康診査の受診状況については、母子保健は17～19ページ、成人保健は27～31ページに掲載している。

9 健康づくり

健康づくりは、市民一人一人が自分の健康は自分で守るという自覚と認識のもとに実践することが基本であり、保健所は健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか、禁煙、適正飲酒等の普及啓発を図り、市民の健康づくりの協力支援を行っている。

(1) 市民健康づくり推進員の育成

地域に根ざした市民自らの自主的健康づくりを積極的に推進するため、町会・自治会単位にボランティアとしての市民健康づくり推進員を設置している。

推進員としての意識の高揚と健康づくりに必要な知識や技術を習得し、資質の向上を図るために、研修会を6回開催し（うち2回はヘルスマイトとの合同研修会）、地区別懇談会で推進員同士の情報交換を行っている。

平成24年3月末現在、117町会で162人が委嘱され、活動している。

(2) ヘルスマイトの育成

健康づくりのための食生活と運動について広く市民に普及するため、ボランティアとしてのヘルスマイトを育成し、地区住民の栄養改善および運動の普及活動の推進に努めている。

平成23年4月現在、89人が活動している。また、平成23年度のヘルスマイト養成講座では、32人が修了している。

(3) ウォーキングマップの配布

「健康はこだて21」の健康課題でもある肥満の予防と解消を図るため、平成17年度から21年度までの5年間で、市民健康づくり推進員の協力を得て作成した47か所のウォーキングコースのマップを配布している。

(4) 健康体操「函館いか踊り体操」の普及

子どもから高齢者まで、健康体操「函館いか踊り体操」の普及を図っている。

- ・平成23年度第86回函館市立五稜郭林間学校で活用

実施日：平成23年7月24、25、26日 会場：五稜郭公園広場 参加者：232人

- ・はこだて国際科学祭2011“はこだて・健康・みらい”で紹介

実施日：平成23年8月21日 会場：五稜郭タワーアトリウム

(5) 健康はこだて21講演会

「健康はこだて21」の普及を図るとともに、市民の健康づくりに対する意識を高めることを目的に開催している。

平成23年度は、「運動・食事・禁煙」の重点取組のなかで、「禁煙」に焦点を当て、喫煙者およびその家族等を対象に禁煙外来を利用して簡単にできる禁煙の方法をテーマで開催し、「禁煙」の推進を図った。

開催日：平成23年12月10日

会場：函館市総合保健センター

内容：講師 中島 滋夫 医師（中島内科循環器科メンタルクリニック院長）による講演（「禁煙外来を利用して簡単にできる禁煙の方法」）と呼気中一酸化炭素濃度測定を実施

受講者数：50人

(6) 市民健康まつり

「市民健康まつり」は、平成10年度から、函館市医師会をはじめとする24団体で構成される「市民健康まつり実行委員会」により開催されている。平成23年度は、はこだて国際科学祭（テーマ「はこだて・健康・みらい」）と連携して開催し、各種検査の体験コーナー、パネル展示、軽スポーツ、バザーなどを実施した。

期間：平成23年8月21日～28日

会場：函館市総合保健センター

来場者数：函館市総合保健センター（8月21日） 1,050人

(7) 市民健康教室

函館市医師会、函館歯科医師会との共催により、講演テーマなど市内の町会等の要望を取り入れ開催している。

平成23年度は、各町会の市民健康づくり推進員や保健部等の協力を得ながら11回開催し、合計受講者数は589人であった。

(8) 広報・啓発活動

市民に健診・検診をPRするため「がん検診・特定健診カレンダー」を作成し、全戸配布をしたほか、ラジオ、新聞等を通じ、健康づくりに関する啓発を随時行っている。

表 1 市民健康教室の開催状況(平成23年度)

月 日	テ ー マ ・ 講 師	実施場所	受講者数
4月23日	特集『乳がんについて』 (座長) 国立病院機構函館病院 名誉院長 石 坂 昌 則 「乳がんについて」 国立病院機構函館病院 外科医長 小 室 一 輝 「乳がんの自己検診について」 国立病院機構函館病院 看護師 北 島 祐 季 「乳がん治療のお薬の話」 国立病院機構函館病院 副薬剤科長 川 口 啓 之 「乳がんの手術の後に起きること」 国立病院機構函館病院 看護師 布 施 美 江 「がん予防のために生活習慣を見直そう」 国立病院機構函館病院 栄養管理室長 木 幡 恵 子	市民会館 小ホール	200
5月19日	「消化器の病気について」	戸井生涯学習 センター	46
5月21日	「排尿障がいと尿失禁」	桔梗西部町会館	71
6月10日	「子どもの心とからだ」	南本通小学校	51
6月22日	「高齢者の眼の病気について」	山の手町会館	32
9月 8日	「歯科の病気について」	北浜町会館	26
9月22日	「認知症の小話」	東富岡町会館	47
10月14日	「糖尿病について」	石崎町会館	40
10月19日	「泌尿器の病気について」	乃木町会館	29
11月11日	「高齢者に多い整形の病気」	海岸町会館	21
11月15日	「インフルエンザについて」	函館市総合保健 センター	26

◇「健康はこだて 21」（改訂版）の概要

「健康はこだて 21」（改訂版）は、すべての市民が心身ともに健やかに生活できるよう、本市の健康づくりを進めていくための計画です。

「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識をもって、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、また、個人の健康づくりを、家族や地域、職域、学校、企業などが一体となって支援していく必要があります。

1 「健康はこだて 21」のこれまでの経過

(1) 「健康はこだて 21」の策定（平成14年度）

市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本に、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防を重視した計画を策定しました。

(2) 「健康はこだて 21」の中間評価（平成18年度）

計画の中間年度に、市民の健康状態を把握し、今後の健康づくり施策の一層の充実とより効果的な推進に役立てるため、中間評価を実施しました。

(3) 「健康はこだて 21」の改訂（平成20年度）

中間評価の結果等から市民の健康課題が明らかになり、また、平成20年度から医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導が実施されたことなどを踏まえ、国の医療計画等との整合性を図りながら、市民の健康づくり施策の一層の推進を図るため、本計画の改訂を行いました。

2 計画の概要

(1) 目的 生活習慣病による死亡の減少と健康寿命の延伸を図ります。

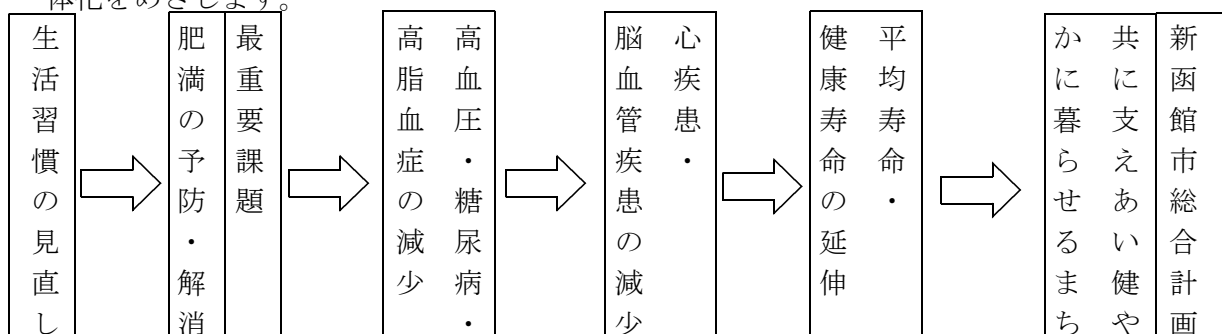
(2) 基本方針

- ア 一次予防の重視
- イ 個人の健康づくりを支援するための環境の整備
- ウ 目標の設定と評価
- エ 多様な実施主体による連携のとれた効果的な計画の推進
- オ 年代別の健康づくり

(3) 計画の期間 平成14年度から平成24年度までの11か年

(4) 計画がめざす姿

生活習慣の見直しによる肥満の予防を最重要課題として、生活習慣病を予防し、平均寿命と健康寿命の延伸を図り、新函館市総合計画の「共に支えあい健やかに暮らせるまち」の具体化をめざします。



(5) 年代ごとのめざす姿と健康指標および目標値

年代ごとのめざす姿	健康指標	対象	目標値	
0歳～14歳 「外でたくさん遊び、 よく食べ、よく眠る 良い生活習慣を 身につけよう」	朝食を欠食する子どもの割合	幼児	4.0%以下	
		小学生	5.0%以下	
	おやつとの与え方に「特に気をつけていない」親の割合			20.0%以下
	幼児がテレビ・ビデオを3時間以上見る割合			36.3%以下
	就寝時間が遅い子どもの割合 (幼児・小学生は22時以降) (中学生は23時以降)	幼児	30.1%以下	
		小学生	50.0%以下	
		中学生	68.0%以下	
未成年者の喫煙・飲酒経験の割合 たばこを吸ったことがある割合 時々飲酒をしたことがある割合		小学生	0.0% 0.0%	
15歳～39歳 「自分の健康を過信 せず、健康管理を しっかりしよう」	喫煙者の割合	男性	50.0%以下	
		女性	26.2%以下	
	朝食を欠食する人の割合	男性	26.9%以下	
		女性	15.6%以下	
	砂糖を含む飲み物を多くとる人の割合	男性	23.1%以下	
		女性	21.3%以下	
	自分の体格を正しく自己評価できる人の割合			100.0%
30歳代男性の肥満の割合			20.0%以下	
がん検診の受診者の割合 子宮がん 胃がん			30.8%以上 10.5%以上	
40歳～64歳 「仕事と余暇の バランスを取り、 健やかな老後を迎える ための生活を 続けよう」	肥満者の割合	男性	20.0%以下	
		女性	15.0%以下	
	喫煙者の割合	男性	55.6%以下	
		女性	30.2%以下	
	歯科検診受診者の割合	男性	35.6%以上	
		女性	29.4%以上	
	特定健康診査の実施率			65.0%
	特定保健指導の実施率			45.0%
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率			10.0%
	がん検診の受診者の割合 子宮がん 胃がん 肺がん 大腸がん 乳がん			30.8%以上 10.5%以上 16.1%以上 14.4%以上 19.4%以上
65歳以上 「やりたいことができる 身体と、前向きに楽しく 過ごせる心を持とう」	女性の肥満者の割合		15.0%以下	
	健康診査受診者に占めるHbA1c6.1以上の人の割合		8.9%以下	
	健康診査受診者に占める高血圧(最高血圧140mmHg以上、 最低血圧90mmHg以上)の人の割合		22.6%以下	
	社会活動に積極的に参加できる心身の健康を保てる人 の割合	男性	4.7%以上	
		女性	2.7%以上	
	特定健康診査の実施率			65.0%
	特定保健指導の実施率			45.0%
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率			10.0%
がん検診の受診者の割合 子宮がん 胃がん 肺がん 大腸がん 乳がん			30.8%以上 10.5%以上 16.1%以上 14.4%以上 19.4%以上	

(6) 重点取組

ア 「早寝早起き朝ごはん」の推進

朝食を欠食する幼児や小学校低・中学年、10歳代の女性が増加しており、規則正しい生活や食事に関する知識の啓発が必要なことから、教育機関や地域と連携し、子どもたちの健やかな成長を促すために、「早寝早起き朝ごはん」の普及を推進します。

イ 運動の推進

30歳代、40歳代の男性の肥満が増加してきており、規則正しい生活や食事、運動に関する知識の啓発が必要なことから、特に、若い時から運動する習慣を身につけることができるように職域等と連携し、運動する機会の提供や運動の継続を推進します。

ウ 禁煙の推進

男女とも喫煙率は減少しておりますが、全国と比較するとまだ高い割合の年代もあることから、教育機関や職域等との連携を強化し、喫煙防止教育や職場の禁煙を推進します。

3 計画の推進

各年代にあわせたきめ細かな健康づくりを実施するためには、全市一体となった取組が必要なことから、関係団体からなる「健康はこだて21推進協議会」で計画の進捗状況の把握や進行管理を的確に行います。

人材の育成や地域関係団体との連携を図り、健康づくりに取り組みやすい環境を整備するとともに、家庭、地域、職域、学校、企業、保健・医療機関、保険者、ボランティア、マスメディア、行政などが日常的に連携を保ちながら、計画の推進に努めます。

○「健康はこだて21推進協議会」構成団体

(平成24年4月現在)

区 分	団 体
地域関係団体	函館市町会連合会，市民健康づくり推進員連絡会，函館市食生活改善協議会，函館市女性会議，函館市民生児童委員連合会，函館市体育協会，函館市社会福祉協議会
学校等関係団体	函館市小学校長会，函館市中学校長会，北海道高等学校長協会道南支部，函館地区私立高等学校長会，函館市PTA連合会，函館保育協会，函館市幼児教育研究会
職域関係団体	函館労働基準監督署，函館商工会議所，函館市亀田商工会，函館東商工会，連合北海道函館地区連合会，函館市漁業協同組合，銭亀沢漁業協同組合，戸井漁業協同組合，えさん漁業協同組合，南かやべ漁業協同組合，新函館農業協同組合，函館市亀田農業協同組合
健康保険団体	函館市市民部
保健・医療関係団体	函館市医師会，函館歯科医師会，函館薬剤師会，北海道栄養士会函館支部，北海道看護協会道南南支部，市立函館保健所

○推進体制

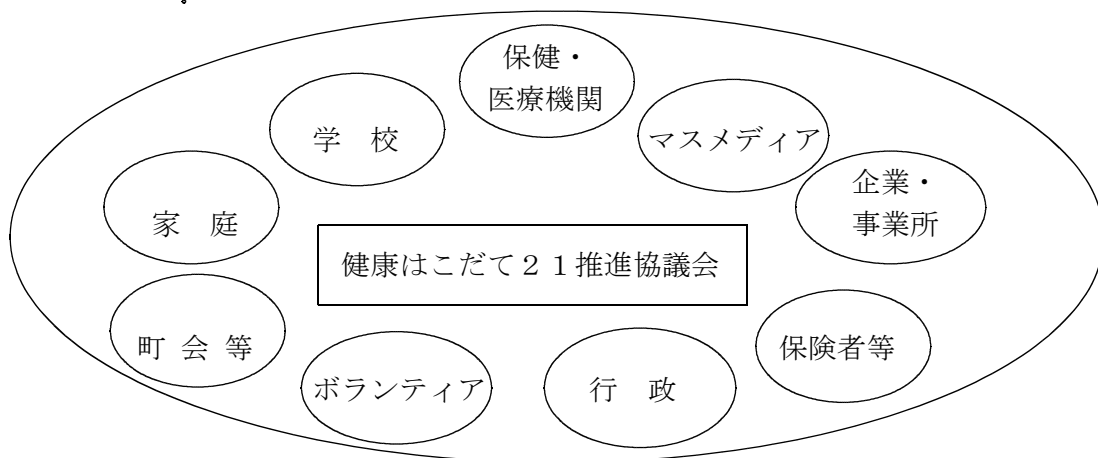
健康はこだて21の推進

一人ひとりの主体的な健康づくり



健康づくり推進のキャッチフレーズ

「まず1歩 応援します あなたの健康」



4 次期計画の策定

健康はこだて21の計画期間が平成24年度で終了することから、今後の本市の健康づくりを総合的・計画的に推進するため、現計画を評価・検証し新たな計画を策定します。

10 口腔保健センター

函館歯科医師会の運営により、函館市が委託する歯科保健事業のほか、障がい者（児）等の歯科診療および休日における救急歯科診療を実施している。

(1) 障がい者（児）歯科診療

心身に障がいがあり、一般の歯科診療所での受診が困難な方を対象に実施している。（予約制）

診療日時：土曜日 9時～12時（口腔ケア）
14時～17時（歯科診療・口腔ケア）

表1 障がい者（児）歯科診療利用状況

区分	診療日数	受診者数
平成21年度	58	893
平成22年度	56	834
平成23年度	52	789

表2 障がい者（児）歯科診療内訳（年代別、主たる障がい別）

区分		年代別受診者								合計	主たる障がい						
		10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
平成21年度	新規	22	6	5	2	2	1	1	2	41	2	1	5	20	1	-	12
	再来	317	232	130	83	22	20	21	27	852	44	-	147	464	35	-	162
	計	339	238	135	85	24	21	22	29	893	46	1	152	484	36	-	174
平成22年度	新規	17	8	2	3	-	2	2	1	35	5	-	6	11	4	-	9
	再来	259	191	142	73	34	36	36	28	799	56	6	135	355	58	3	186
	計	276	199	144	76	34	38	38	29	834	61	6	141	366	62	3	195
平成23年度	新規	22	6	1	4	4	2	3	1	43	3	0	5	15	3	0	17
	再来	214	227	115	75	28	18	34	35	746	49	0	131	326	40	0	200
	計	236	233	116	79	32	20	37	36	789	52	0	136	341	43	0	217

(注) 主たる障がい：①脳性麻痺②筋疾患③知的障がい④自閉症⑤染色体異常⑥心疾患⑦その他

表3 障がい者（児）歯科診療内訳（重度・軽度別，受診理由別）

区 分		重 度			軽 度			合計	主 な 受 診 理 由				
		男	女	計	男	女	計		①	②	③	④	⑤
平成21年度	新規	16	10	26	9	6	15	41	31	2	3	5	-
	再来	393	255	648	131	73	204	852	419	25	41	357	10
	計	409	265	674	140	79	219	893	450	27	44	362	10
平成22年度	新規	16	6	22	8	5	13	35	31	-	3	1	-
	再来	314	244	558	143	98	241	799	422	28	39	300	10
	計	330	250	580	151	103	254	834	453	28	42	301	10
平成23年度	新規	20	6	26	9	8	17	43	36	2	4	1	0
	再来	308	211	519	116	111	227	746	374	36	38	292	6
	計	328	217	545	125	119	244	789	410	38	42	293	6

(注) 主な受診理由：①歯が痛い，しみるなどむし歯の治療
 ②歯肉の炎症
 ③義歯関係（入れ歯があわない，入れ歯をいれたいなど）
 ④歯科検診（口腔ケア・リコール）
 ⑤その他（トレーニング）

(2) 休日救急歯科診療

日曜，祝日，年末年始の救急歯科診療を実施している。

診療日時：日曜，祝日，年末年始の9時～15時

表4 休日救急歯科診療利用状況

区 分	診 療 日 数	受 診 者 数
平成21年度	71	1,067
平成22年度	70	975
平成23年度	70	898

1 1 健康増進センター

少子高齢社会を迎えた現在，生活習慣病を未然に防ぎ，認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため，市民が手軽に安心して健康づくりのための運動実践ができる施設である。

また，医学的検査や体力測定などの「健康度」に基づいた個別の健康づくりプログラムによる，実践的な運動・栄養指導等を行い，市民の健康づくりを推進する役割を担っている。

利用対象：18歳以上の市民

表1 利用内訳（平成23年度）

合 計	健康づくりプログラム	個 人 利 用				運動教室	専用使用
		計	一 般	65歳以上	障がい者		
44,800	21	26,693	15,124	9,607	1,962	10,290	7,796

表2 個人利用者内訳（平成23年度）

年 齢 区 分	男 性	女 性	計	年 代 別 利用割合 (%)
30歳未満	439	645	1,084	4.0
30歳代	774	1,257	2,031	7.6
40歳代	1,659	2,133	3,792	14.2
50歳代	1,062	3,439	4,501	16.9
60歳以上	5,899	9,386	15,285	57.3
計	9,833	16,860	26,693	100.0
65歳以上（再掲）	4,836	5,837	10,673	40.0

1 2 夜間急病センター

夜間の急病患者の診療を行い、市民の健康保持を図ることを目的として、夜間急病診療事業を実施するために、昭和51年6月、旧保健所庁舎（五稜郭町16番1号）内に函館市夜間急病センターを設置、昭和55年10月に白鳥町13番32号に移転し、設置当初から函館市医師会により運営されていた（公設民営）。

平成20年12月1日に、函館市総合保健センター2階に移設するとともに、指定管理者制度を導入し、函館市医師会を指定管理者として管理運営されている。

表1 疾患別利用者および二次病院転送者状況

区 分	急病センター利用者の科目内訳				二次病院への転送者数
	内 科	小 児 科	外 科	計	
平成21年度	9,526	7,885	4,112	21,523	592
平成22年度	9,410	7,308	4,310	21,028	633
平成23年度	8,942	6,604	4,177	19,723	634
上気道炎	3,063	2,134	3	5,200	35
インフルエンザ	477	399	-	876	10
気管支炎	297	759	-	1,056	19
熱性けいれん	-	38	-	38	4
喘息様気管支炎	6	266	-	272	7
気管支喘息	115	189	-	304	15
肺炎	28	26	-	54	19
伝染性疾患(風疹・麻疹等)	9	153	-	162	5
消化不良症	59	50	-	109	-
急性胃腸炎	1,725	1,585	1	3,311	64
胃・十二指腸潰瘍	39	6	-	45	4
肝・胆・すい疾患	10	-	-	10	-
急性腹症	217	20	2	239	73
心疾患	206	3	-	209	43
高血圧症	426	-	-	426	14
低血圧症	9	-	-	9	-
脳血管障がい	47	-	-	47	13
尿路疾患	301	18	2	321	11
神経疾患	295	7	3	305	4
じんましん	554	373	-	927	7
虫垂炎	20	3	1	24	14
中毒	15	7	-	22	4
外傷	7	6	2,552	2,565	168
交通事故	-	-	237	237	3
熱傷	-	-	195	195	4
皮膚疾患	110	92	226	428	5
耳鼻科疾患	99	266	32	397	9
産婦人科疾患	2	2	-	4	-
歯痛	42	22	16	80	2
その他	764	180	907	1,851	78

表2 曜日別利用者状況(平成23年度)

区 分		平 日	土 曜 日	日 曜 日	祝 日	合 計
開 設 日 数		244日	52日	50日	20日	366日
利用者数	総 数	10,962人	3,790人	3,229人	1,742人	19,723人
	1日平均	44.9人	72.9人	64.6人	87.1人	53.9人

表3 受付時間帯別・年齢別・救急度別利用者状況(平成23年度)

区 分		利 用 者 数		構成比率 (%)
		総 数	1日平均	
受付時間帯別	19時30分～	2,352	6.4	11.9
	20時～	8,604	23.5	43.7
	21時～	4,112	11.3	20.8
	22時～	2,688	7.3	13.6
	23時～	1,966	5.4	10.0
	0時～	1	0	0
年 齢 別	1歳未満	839	2.3	4.3
	1～5歳	4,055	11.1	20.5
	6～14歳	2,921	8.0	14.8
	15～59歳	8,673	23.7	44.0
	60歳以上	3,235	8.8	16.4
救急・非救急の 医師判断	救 急 患 者	14,724	40.3	74.7
	明日でも良かった患者	925	2.5	4.7
	時間内に受診すべき患者	2,919	8.0	14.8
	電話相談で良かった患者	42	0.1	0.2
	そ の 他	1,113	3.0	5.6

1 3 実習および研修の受け入れ

(1) 実習指導

表 1 学生実習状況(平成23年度)

区 分	学校名	実習人員
保 健 師	北海道医療大学看護福祉学部看護学科	6名
	北海道文教大学人文科学部看護学科	6名
看 護 師	市立函館病院高等看護学院	66名
	函館市医師会看護専門学校	40名
	函館看護専門学校	38名
	函館厚生院看護専門学校	35名
管理栄養士	酪農学園大学酪農学部食品科学科	3名
	藤女子大学人間生活学部食物栄養学科	3名
歯科衛生士	函館歯科衛生士専門学校	27名
ヘルパー1級	函館社会福祉介護学院	5名

(2) その他

- ① 薬剤師業務体験学習 北海道薬科大学 2名
- ② 地域関学教育への協力 千葉大学看護学部 1名
- ③ 看護研究への協力 市立函館高等看護学院 5名
- ④ 訪問学習 中学生(1校) 3名



Ⅲ 生活衛生編

- 1 環境衛生
- 2 食品衛生
- 3 動物衛生
- 4 医務・薬事
- 5 衛生試験所の業務



1 環境衛生

市民の日常生活に密接な関係がある公衆浴場，旅館，興行場，理・美容所，クリーニング所など環境衛生営業施設に対して，関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに，主として公衆衛生の見地から監視指導を実施し，これらの営業施設の衛生水準の維持向上に努めている。

家庭，地域等における良好な生活環境に係る市民からの相談については，雑草の除去，ドクガ，ハチなどの害虫駆除が大半を占めている。

(1) 施設および監視指導

① 営業施設

・旅館等

本年度の新規申請の件数は5施設であり，内訳は新增設2施設，営業者の変更によるものが3施設であった。

旅館，ホテル営業等に対する監視指導については，客室などの衛生指導を実施している。

・興行場

新規申請の件数は3施設であり，内訳は常設0施設，仮設3施設であった。

施設に対しては，興行場法施行条例（北海道条例第56号）などに定める衛生に必要な措置の状況などについて立入検査を実施している。

・理容所，美容所，クリーニング所

理容所については新規10施設，廃止15施設であり営業施設は386施設，美容所については新規31施設，廃止27施設であり，営業施設は648施設である。立入検査は，器具などの消毒指導を重点に行っている。

クリーニング所については，新規4施設，廃止3施設であり，営業施設は302施設である。立入検査については，特に水質汚濁防止法・下水道法の規制対象であるテトラクロロエチレンなどの溶剤を使用するクリーニング所に対し，廃液処理装置の管理など溶剤の適正な処理方法について重点的に指導を行っている。

・公衆浴場

公衆浴場の営業施設は63施設であり，法および道条例に定める衛生保持の状況を調査し，不適合施設については改善指導を行っている。

② 水道施設

水道法の適用を受ける簡易専用水道については厚生労働大臣の登録検査機関からの報告書により維持管理の把握を行い，必要に応じて立入検査を実施し，維持管理についての指導を行っている。

また，専用水道については，適正な水質管理を行っているか等，立入検査を実施している。

③ 浄化槽

浄化槽については，新規47基，廃止24基であり，計1，184基である。主な廃止の理由は下水道区域の編入によるものである。

浄化槽については設置時における機能検査（浄化槽法第7条），定期検査（浄化槽法第11条）が義務付けられており，北海道知事指定の検査機関（北海道浄化槽協会函館検査事務所）がこの検査を実施している。

※平成24年度から，浄化槽法関連業務は環境部へ移管。

④ プール

「函館市プール指導要領」に基づき、毎月プール維持管理報告書の提出を求め審査するとともに、立入検査を実施し、プール水の水質管理を中心に指導を行っている。

表 1 環境衛生関係施設数および監視指導数

区 分	施設数	新規件数	廃止件数	監視指導施設数			
				実数	延数		
平成 21 年度	3,966	156	120	409	441		
平成 22 年度	3,667	93	68	596	628		
平成 23 年度	3,679	106	96	476	496		
営業関係	ホテル	90	1	-	15	19	
	旅館	113	2	6	26	42	
	簡易宿所	39	2	-	6	6	
	下宿	18	-	-	1	1	
	興行場	2	-	-	-	-	
	映画館	2	-	-	-	-	
	スポーツ施設	1	-	-	-	-	
	その他	8	3	3	5	5	
	理容所	386	10	15	97	97	
	美容所	648	31	27	166	166	
	クリーニング所 ※	302	4	3	4	4	
	コインオペレーション	34	2	2	35	35	
	公衆浴場	32	-	7	9	9	
	浴場	31	2	7	5	5	
	水道施設	簡易水道事業	-	-	-	-	-
		専用水道	3	-	-	3	3
		簡易専用水道	483	2	1	-	-
井戸等		-	-	-	-	-	
その他	浄化槽	1,184	47	24	-	-	
	畜舎・家きん舎	10	-	-	-	-	
	化製場	1	-	-	-	-	
	魚介・鳥類等製造貯蔵	3	-	-	-	-	
	死亡獣畜取扱場	2	-	-	-	-	
	墓地	81	-	-	-	-	
	火葬場	4	-	-	-	-	
	納骨堂	69	-	-	-	-	
	特定建築物	125	-	1	94	94	
プール	10	-	-	10	10		

注) 新規件数は、許可・届出等の件数
 ※無店舗取次店を含む

- ⑤ 温泉
温泉法に基づき、温泉利用施設の立入検査を実施している。

表2 温泉利用許可件数および立入検査数（各年度末現在）

区 分	温泉利用許可件数			立 入 検 査 数	
	許可件数	新規件数	廃止件数	実 数	延 数
平成21年度	567	78	13	5	5
平成22年度	604	43	6	9	9
平成23年度	590	19	33	19	19
宿 泊 施 設	362	10	13	10	10
公 衆 浴 場	163	2	18	2	2
老 人 福 祉 施 設	51	7	-	7	7
病院・リハビリ施設	1	-	-	-	-
プ ー ル	0	-	1	-	-
レジャー施設	2	-	-	-	-
手 ・ 足 湯	4	-	-	-	-
そ の 他	7	-	1	-	-

(2) 市民相談

市民相談処理件数は952件であり、アリやハチ等に関する相談が大半で、駆除の指導や駆除業者の紹介を行っている。また、空き地の管理に関する相談については、土地所有者に対し草刈りなどの指導を行っている。

表3 市民相談処理状況

区 分	ねずみ・昆虫等			飲料水	排 水	空地管理	そ の 他	計
	ドクガ	スズメバチ	その他					
平成21年度	17	141	173	-	-	139	-	470
平成22年度	-	304	312	-	-	191	-	807
平成23年度	-	489	266	-	-	197	-	952

(3) 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行

空き地の雑草等を除去し良好な生活環境を確保することにより、健康で住みよい生活環境の保持および向上に寄与することを目的とし、「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を平成11年7月に制定し、平成11年9月1日から施行している。

2 食品衛生

「食品」は、私たちの生命の源であり、健康の保持・増進に欠かせないものである。そのため、その安全性の確保は、市民の関心が高く重要な問題である。

食品の安全性の確保については、製造・流通技術の進歩や衛生管理体制の強化などにより、一定の成果が見られ、全国的に食中毒の発生件数は漸減傾向にあるが、食肉の生食等に起因する病原大腸菌、カンピロバクター等のほか、ノロウイルスなど感染性の高い微生物による食中毒の発生状況は依然として横ばいの傾向にあり、さらなる予防対策が求められているところである。

また、食品産業の発展に伴い、商品の多様化や製造工程の複雑化が進んでいるほか、輸送技術の発達に伴う流通の広域化、輸入食品の増加など、食品を取り巻く環境も多岐にわたってきており、総合的で効果的な対策が喫緊の課題となっている。

これらの課題については、国が中心となって関係省庁の連携強化等、種々の対策が進められており、本市においても、食品に起因する市民の健康被害を未然に防止するため、食品の製造・加工・販売施設や給食施設等に対し、食品衛生監視員による監視指導を実施するとともに、市内で製造または流通している食品の収去検査を実施している。

また、食品の製造・加工・販売の各段階における総合的な衛生管理システム（HACCP）の普及を図っているほか、調理従事者・一般市民を対象とした食品衛生講習会を通じての食品衛生に関する知識の啓発、食中毒警報の発令による注意喚起等を行っている。

(1) 監視指導対象施設数

食品衛生法に基づく許可施設数 6, 790 施設、北海道の「食品の製造販売行商等衛生条例」に基づく許可登録施設数 1, 239 施設、その他の施設数 125 施設、以上の合計 8, 154 施設が監視指導対象となっている。

(2) 監視指導状況

食品における事故発生防止を第一として市民に安全な食品の提供を図るため、延べ 5, 297 施設に対し監視指導を実施した。

表 1 食品衛生法許可施設数および監視指導延施設数（各年度末現在）

区 分	施 設 数	許 可 件 数		期限切れ 廃止件数	監視指導 延施設数
		更 新	新 規		
平 成 2 1 年 度	6,883	892	678	813	4,457
平 成 2 2 年 度	6,821	747	670	732	4,065
平 成 2 3 年 度	6,790	920	551	658	4,325
飲 食 店 営 業	4,034	606	351	532	1,778
喫 茶 店 営 業	400	96	32	27	338
菓 子 製 造 業	313	59	33	34	404
氷 雪 製 造 業	19	2	-	-	3
氷 雪 販 売 業	1	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	8	1	-	-	8
缶 詰 または 瓶 詰 食 品 製 造 業	6	2	1	-	3
み そ 製 造 業	6	-	-	-	2
醬 油 製 造 業	1	-	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業	9	-	1	-	4
酒 類 製 造 業	1	-	-	-	-
あ ん 類 製 造 業	3	-	-	-	14
豆 腐 製 造 業	14	1	1	1	11
納 豆 製 造 業	1	-	-	-	2
め ん 類 製 造 業	16	3	2	-	15
そ う ざ い 製 造 業	160	17	16	3	185
食 用 油 脂 製 造 業	2	-	-	-	5
添 加 物 製 造 業	7	-	-	-	2
乳 処 理 業	4	-	-	-	29
乳 製 品 製 造 業	19	1	2	-	43
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	27	-	1	15	62
乳 類 販 売 業	566	52	37	7	328
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	1	-	-	-	8
食 肉 処 理 業	13	3	-	-	18
食 肉 製 品 製 造 業	13	1	1	-	34
食 肉 販 売 業	404	34	21	8	317
魚 介 類 販 売 業	621	36	45	29	578
魚 介 類 せ り 売 営 業	8	-	-	-	1
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	18	1	-	-	36
食 品 の 冷 凍 または 冷 蔵 業	95	5	7	2	97

表2 道条例の許可または登録を要する施設数および監視指導施設数（各年度末現在）

区 分	施 設 数	許 可 件 数		期 限 切 れ お よ び 廃 止 件 数	監 視 指 導 延 施 設 数
		更 新	新 規		
平 成 2 1 年 度	1,288	191	72	103	742
平 成 2 2 年 度	1,281	243	104	111	737
平 成 2 3 年 度	1,239	227	75	102	837
製 造 業	357	41	24	25	288
食 品 販 売 業	855	177	51	74	549
行 商	27	9	-	3	-

表3 その他の施設数および監視指導施設数（各年度末現在）

区 分	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数
平 成 2 1 年 度	128	118
平 成 2 2 年 度	124	137
平 成 2 3 年 度	125	135
集 団 給 食 施 設	124	113
許 可 不 要 施 設	-	21
と 畜 場	1	1

(3) 食品検査

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や、食品が短期間に集中する年末を中心に、販売店や製造施設から食品を収去し、食品添加物の使用基準や食品の成分規格等、法の基準への適合を確認するため行政検査を行った。

平成23年度は269検体を検査した結果、1検体の違反が判明し、改善を指導した。
市内に流通する野菜等50検体の残留農薬検査結果については、基準違反はなかった。

表4 食品の収去検査等結果(平成23年度)

区 分	収 去 検 査				農薬等検査	
	収 去 検体数	違 反 検体数	違 反 理 由		検 査 検体数	基準値 以 下
			細 菌	理化学		
魚 介 類	13	-	-	-	-	-
魚 介 類 加 工 品	67	-	-	-	-	-
冷 凍 食 品	16	-	-	-	12	12
肉卵類およびその加工品	28	-	-	-	-	-
穀類およびその加工品	17	-	-	-	-	-
野菜類・果実および加工品	44	-	-	-	38	38
菓 子 類	41	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水	-	-	-	-	-	-
酒 精 飲 料	-	-	-	-	-	-
缶 詰 ・ 瓶 詰 食 品	-	-	-	-	-	-
牛 乳	6	-	-	-	-	-
乳 製 品	10	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	4	1	1	-	-	-
そ の 他 の 食 品	23	-	-	-	-	-
計	269	1	1	-	50	50

(4) 苦情処理

市民等から寄せられた苦情に対し、科学的な根拠に基づき、迅速な対応と解決にあたっている。
平成23年度の苦情件数は76件であった。

表5 苦情処理件数(平成23年度)

区 分		総 数	異物	カビ	腐敗 変敗	異味 異臭	表示	取扱い	その他
総 数		76	15	2	4	14	10	5	26
食 品 等 別	魚 介 類	7	-	-	1	3	1	-	2
	魚 介 類 加 工 品	15	2	-	1	2	6	-	4
	冷 凍 食 品	-	-	-	-	-	-	-	-
	肉卵類およびその加工品	3	-	-	1	1	-	1	-
	穀類・野菜・果物 およびその加工品	1	1	-	-	-	-	-	-
	菓 子 類	12	5	1	-	1	3	-	2
	清涼飲料水・酒類	2	1	-	-	1	-	-	-
	缶詰・瓶詰食品	1	-	-	-	1	-	-	-
	乳・乳製品・アイス クリーム類・氷菓	2	-	-	-	1	-	-	1
	そ の 他 の 食 品	19	6	1	1	4	-	-	7
	添 加 物	-	-	-	-	-	-	-	-
	器 具 ・ 容 器 包 装	-	-	-	-	-	-	-	-
	お も ち や	-	-	-	-	-	-	-	-
	施 設	14	-	-	-	-	-	-	4

(5) 食中毒

平成23年は、函館市内で2件の食中毒が発生した。ここ3年間発生がなかったため、関係団体に対し講習会を開催するなど啓発活動を行っている。

表6 函館市内における食中毒発生状況

区 分	発生件数	患者数	死者数	原 因 場 所				
				飲食店	旅 館	家 庭	その他	不 明
平成21年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成22年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年	2	40	-	2	-	-	-	-

(6) 食肉検査

と畜場法に基づき、消費者に安全な食肉を提供するため、食肉検査所（西桔梗町555番地5）において、獣畜の生体から食肉になるまでの検査を全頭実施している。（表7）
 なお、と畜検査のながれは、次のとおりである。

- ① 獣畜の搬入（牛、馬、豚、めん羊および山羊の5種類）
- ② 生体検査（人畜共通伝染病等の疾病の有無）
- ③ 解体検査（内臓の検査を行い、必要に応じ病理、細菌、理化学等の精密検査を実施）
- ④ 枝肉検査（枝肉の検査を行い、必要に応じ精密検査を実施し、食用不適時は廃棄処分）
- ⑤ 合格・検印
- ⑥ 枝肉・内臓を搬出して食肉販売業者を通じ消費者へ

また、伝達性海綿状脳症（TSE）[※]のスクリーニング検査を実施している。（表8）
 検査方法は、エライザ法という酵素免疫測定法により延髄を材料にして行い、異常プリオンの有無を確認するものである。

なお、牛については平成13年10月18日以降食肉処理される全てのもの、めん羊および山羊については平成17年10月1日以降食肉処理される12ヶ月齢以上のものが対象である。

牛の検査対象については、平成17年8月1日に法改正され、21ヶ月齢以上となったが、当市では20ヶ月齢以下については自主検査として継続している。

（注）平成17年10月1日に法が改正され、牛海綿状脳症を伝達性海綿状脳症に、BSEをTSEに名称を変更し、めん羊および山羊に関することが追加された。

表7 食肉検査状況

区 分	総 数	牛		馬		豚	めん羊 山 羊
		牛	こ 牛	馬	こ 馬		
平成21年度	42,454	6,337	18	23	-	35,762	314
平成22年度	43,243	6,401	14	20	-	36,424	384
平成23年度	38,691	7,069	17	25	-	31,270	310

表8 TSEスクリーニング検査結果

区 分	畜 種	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
平成21年度	牛	6,355	6,355	-
	めん羊・山羊	196	196	-
平成22年度	牛	6,415	6,415	-
	めん羊・山羊	171	171	-
平成23年度	牛	7,086	7,086	-
	めん羊・山羊	109	109	-

(7) 衛生教育

食品衛生思想の啓発を図るため、食品関係者や一般市民に対する衛生教育を実施した。

表9 衛生講習会実施状況（平成23年度）

対 象 者	実施回数	受講者数
食品関係従事者	31	1,470
一 般 市 民	10	360
計	41	1,830

3 動物衛生

「狂犬病予防法」および「函館市犬による危害の防止等に関する条例」に基づき、犬による人畜に対する危害および環境汚染を防止するため、各種事業を実施している。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬および猫の引取りを実施している。

その他に、「化製場等に関する法律」に基づき、化製場等の施設に対して監視指導を実施している。

(1) 畜犬の登録・予防注射等

畜犬の登録および狂犬病予防注射を、市内委託動物病院や狂犬病予防注射期間中には集合注射会場を定め、実施している。また、飼い主に狂犬病について理解してもらい、未登録・未注射犬が生じないように指導している。

表 1 畜犬登録数

区 分	畜犬登録数	予防注射数
平成 2 1 年度	15,385[1,053]	9,736
平成 2 2 年度	15,538[961]	9,749
平成 2 3 年度	15,863[892]	9,425

(注) []内は新規登録頭数

(2) 畜犬等に関する相談・苦情

畜犬等に関する相談・苦情のうち最も多いのは、犬の捕かく依頼で 5 8 件あった。捕かくした頭数は 8 3 頭で、2 5 頭を返還した。

表 2 畜犬等に関する苦情状況

区 分	苦情処理	咬傷事件	飼育管理指導	動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 1 項の規定に基づく引取り		動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 2 項の規定に基づく引取り	
				犬	猫	犬 ※ 1	猫
平成 2 1 年度	278	4	46	67	35	206	748
平成 2 2 年度	263	9	66	51	57	112	795
平成 2 3 年度	257	9	39	46	88	83	688

※ 1 狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めている。

※ 2 平成 2 4 年 7 月 1 日から動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 1 項の規定に基づく犬または猫の引取りについて手数料を徴収している。

(3) 施設および監視指導

「化製場等に関する法律」に基づく施設は、化製場 1，死亡獣畜取扱場 2，第 8 条準用施設 4 の計 7 施設があり、畜舎については指定区域内に厩舎 5，山羊舎 1，犬舎 3 の合計 9 施設があった。これらの施設から悪臭やハエが発生しないように衛生管理指導を行っている。

4 医務・薬事

医務・薬事等関係施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに、立入検査を実施し医療等水準の維持向上に努めているほか、医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の各種免許申請等についての受付業務を行っている。

また、医療相談窓口を開設し、医療に関する相談業務を行っているほか、献血推進および薬物乱用防止のための啓発活動等の業務を行っている。

(1) 医務関係

① 施設および立入検査

市内の医務関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表 1 医務関係施設数および立入検査数

区 分	施 設			立 入 検 査 数	
	施 設 数	新規開設	廃 止	実 数	延 数
平 成 2 1 年 度	779	31	29	162	162
平 成 2 2 年 度	784	36	30	171	171
平 成 2 3 年 度	740	32	28	132	132
病 院	31	-	-	31	31
診 療 所	230	10	14	52	52
歯 科 診 療 所	137	4	6	48	48
助 産 所	1	-	-	-	-
あ ん 摩 はり・きゅう 施 術 所	174	12	2	-	-
柔 道 整 復 施 術 所	85	2	1	-	-
歯 科 技 工 所	78	2	2	-	-
衛 生 検 査 所	4	2	3	1	1

(注) 施設数は年度末現在，立入検査数は年度分

- ② 医務免許関係処理件数
免許申請等の内訳は、次のとおりである。

表 2 医務免許関係処理件数

区 分	総 数	免許申請	書換交付	再 交 付	そ の 他
平 成 2 1 年 度	755	434	180	26	115
平 成 2 2 年 度	739	427	179	31	102
平 成 2 3 年 度	808	417	230	33	128
医 師 法	7	5	2	-	-
歯 科 医 師 法	1	1	-	-	-
薬 剤 師 法	14	2	11	1	-
保 健 師 助 産 師 看 護 師 法	472	263	183	26	-
歯 科 技 工 士 法	2	-	1	1	-
診 療 放 射 線 技 師 法	5	4	1	-	-
臨床検査技師等に関する法律	11	6	5	-	-
理学療法士法・作業療法士法	54	39	13	2	-
視 能 訓 練 士 法	3	3	-	-	-
栄 養 士 法	111	94	14	3	-
そ の 他	128	-	-	-	128

- ③ 医療相談件数
医療に関する相談等の件数は、次のとおりである。

表 3 医療相談件数

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局	そ の 他
平 成 2 1 年 度	146	50	37	10	13	36
平 成 2 2 年 度	176	63	61	6	4	42
平 成 2 3 年 度	146	50	54	5	2	35

(2) 薬事関係

① 施設および立入検査

市内の薬事関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表 4 薬事関係施設数および立入検査数

区 分	施 設			立 入 検 査 数	
	施 設 数	新規開設	廃 止	実 数	延 数
平成 21 年度	1,688	119	170	274	274
平成 22 年度	1,528	80	94	122	122
平成 23 年度	1,706	123	73	160	160
1 薬局	179	11	7	12	12
2 医薬品販売業					
(1) 一般販売業	1	-	2	-	-
(2) 卸売一般販売業	50	5	4	3	3
(3) 薬種商販売業	9	-	14	2	2
(4) 配置販売業	28	-	1	-	-
(5) 店舗販売業	63	16	1	11	11
(6) 特例販売業(1種)	14	-	13	9	9
(7) 特例販売業(2種)	1	-	-	-	-
3 医薬品製造業					
(1) 専業	2	-	-	-	-
(2) 薬局	8	-	-	-	-
4 医薬部外品製造業	-	-	-	-	-
5 医療機器製造業	-	-	-	-	-
6 医療機器販売業					
(1) 高度管理医療機器	138	13	10	20	20
(2) 管理医療機器	914	59	9	51	51
7 毒物・劇物輸入業・製造業	2	-	-	-	-
8 毒物劇物販売業					
(1) 一般販売業	125	6	8	6	6
(2) 農業用品目販売業	10	-	-	-	-
(3) 特定品目販売業	10	-	-	-	-
9 届出を要する毒物劇物業務上取扱者	1	-	-	-	-
10 麻薬取扱施設(卸・小売業者)	140	12	2	41	41
11 覚せい剤施用機関	-	-	-	-	-
12 覚せい剤原料取扱者	6	1	1	5	5
13 採血業	1	-	-	-	-
14 化粧品製造業	4	-	1	-	-
15 その他(学校, 農家等)	-	-	-	-	-

(注) 施設数は年度末現在, 立入検査数は年度分

② 麻薬および覚せい剤

麻薬および向精神薬取締法，覚せい剤取締法に基づく許認可等の業務取扱状況は，次のとおりである。

表5 麻薬および向精神薬取締法，覚せい剤取締法に基づく許可業務取扱状況

区 分	総 数	免許指 定申請	変更届	廃 棄	業 務 廃止届	麻 薬 中 毒	麻 薬 受渡届	その他
平成 21 年度	1,054	487	112	70	42	-	303	40
平成 22 年度	1,201	525	95	178	50	-	316	37
平成 23 年度	1,129	472	104	145	52	-	301	55
麻薬および向精神薬取締法	1,112	469	103	141	50	-	301	48
覚せい剤取締法	15	2	1	4	2	-	-	6
大麻取締法	2	1	-	-	-	-	-	1

(3) 献血

① 献血推進協議会

当市では，献血事業の推進を図るため献血推進協議会を設置し，北海道赤十字血液センター函館事業所の協力のもと，献血の普及啓発活動を行っている。

夏は7月を「愛の血液助け合い運動」月間と位置づけ，市内3か所で街頭献血，冬は「はたちの献血キャンペーン」と称し，成人祭での広告を含む啓蒙活動に努めている。

② 献血の状況

当市内における平成23年度の献血実績は次のとおりで，400mlの全血献血数は，北海道赤十字血液センター函館事業所が目標としていた数値を下回ったものの，200ml献血および成分献血はどちらも目標数を上回り，全体として目標を達成することができた。

表6 献血実績(平成23年度)

区 分	200ml 献 血	400ml 献 血	成分献血	合 計 (200ml換算値)
目 標 数(本)	2,305	11,140	3,080	16,525
献 血 数(本)	2,676	10,530	3,097	16,303
目標達成率(%)	116.1	94.5	100.6	98.7

(4) 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のヤング街頭キャンペーンにおいて，北海道薬物乱用防止指導員等が中心となり，ヤングボランティア等の協力により，啓発用ティッシュ等の配布を行っている。

5 衛生試験所の業務

衛生試験所は、各種試験・検査・研究を通じ、保健および衛生の向上を図る目的で設立され、次の2部門に分かれ業務を行っている。

- ・微生物担当…腸管系病原菌，水質細菌，食品細菌検査等
- ・理化学担当…食品添加物，農薬検査等

平成23年度の試験検査実績は次のとおりである。

表1 試験検査実績(平成23年度)

区分	種 別		件 数	区分	種 別		件 数
細 菌	腸管系 病原菌等	腸内感染症病原菌	3,147	食 品 試 験	成分規格(牛乳および加工乳)		29
		腸管出血性大腸菌	2,939		〃 (乳製品)		11
		その他の病原菌	15		〃 (清涼飲料水)		0
		ふん便寄生虫卵	692		器具および容器包装		0
	水質細菌	飲料水細菌	0		食品添加物(定性)		25
		一般細菌数	0		〃 (定量)		233
		大腸菌群数	1		有害成分		23
		腸管出血性大腸菌	0		金属類		21
		大腸菌群最確数	0		水素イオン濃度		67
		レジオネラ属菌	1		一般成分		121
検	食品細菌	一般生菌数	410	農薬		47	
		大腸菌群数	427	家庭用品		21	
		その他の細菌	892	放射能		0	
		腸管出血性大腸菌	113	有機水銀		0	
		大腸菌群最確数	17	小 計		598	
		顕微鏡検査	0	総 計		9,423	
査	特殊なもの		120				
	ノロウイルス検査		51				
	小 計		8,825				



IV 統計編

第1章 人口動態統計

- 1 人口動態の概要
- 2 出生
- 3 死亡
- 4 乳児死亡・新生児死亡
- 5 死産
- 6 周産期死亡
- 7 婚姻・離婚

第2章 母体保護統計

- 1 不妊手術
- 2 人工妊娠中絶

第3章 食中毒統計

第4章 医療関係統計

- 1 医療施設
- 2 医療従事者数
- 3 人口10万人対でみた指標



第1章 人口動態統計

1 人口動態の概要

人口動態統計は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までに届けられたものの中で、日本において発生した日本人の事件を客体とし、平成23年中に発生した函館市に住所を有する者の事件を集計した確定数である。

なお、集計にあたっては、厚生労働省から提供を受けた人口動態調査の調査票情報を利用した。各表の比率の計算は、平成23年9月30日現在の住民基本台帳人口（279,515人）を算定基礎とし、函館市が独自に算出した。

また、北海道、全国の数値については厚生労働省が公表した確定数である。

(1) 総括

①出生…1,774人（男886人，女888人） 出生率6.3（人口千対率）
前年比53人の減少で，出生率は前年と比べ0.3ポイント減少した。
また，合計特殊出生率は1.19である。

②死亡…3,526人（男1,827人，女1,699人） 死亡率12.6（人口千対率）
前年比102人の増加で，死亡率は前年と比べ0.3ポイント増加した。
原因別死亡者数では，悪性新生物（がん），心疾患，脳血管疾患によるものが全体の約56%を占めている。
また，死亡原因の順位は，第1位が悪性新生物（がん），第2位が心疾患，第3位が肺炎となっている。

死亡原因の上位5死因

死亡順位	死 因	死 亡 者 数			死亡総数に占める割合
		総 数	男	女	
1	悪性新生物（がん）	1,089	633	456	30.9%
2	心 疾 患	588	280	308	16.7%
3	肺 炎	402	212	190	11.4%
4	脳 血 管 疾 患	300	142	158	8.5%
5	その他循環器系疾患	113	59	54	3.2%
5	老 衰	113	21	92	3.2%

③死産…90胎 死産率48.3（出産千対率）
前年比6胎の増加で，死産率は前年と比べ4.3ポイント増加した。

④婚 姻…1,303組 婚姻率4.7（人口千対率）
前年比17組減少で，婚姻率は前年と同率である。
初婚の平均年齢は夫30.4歳，妻28.6歳で，夫は前年と比べ0.9歳晩婚化し，妻は前年と比べ0.3歳晩婚化した。

⑤離 婚…643組 離婚率2.30（人口千対率）
前年比7組増加で，離婚率は前年と比べ0.01ポイント増加した。
結婚生活に入ってから同居をやめたときまでの期間別離婚割合をみると，1年未満5.6%，1～5年未満27.1%，5～10年未満21.5%，10～15年未満11.7%，15～20年未満9.5%，20年以上17.7%，不詳7.0%となっている。

(2) 人口動態, 実数・率・年次別

年次	出生		死亡		乳児死亡 (再掲)		新生児死亡 (再掲)		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率
S. 25	6,377	27.8	2,322	10.2	289	45.3	96	15.1	553	79.8	206	32.3	1,890	8.3	362	1.58
30	4,036	16.7	1,980	8.2	139	34.4	65	16.1	560	121.8	133	32.9	2,035	8.4	377	1.55
35	3,821	15.7	1,822	7.5	106	27.7	55	14.4	537	123.1	138	36.1	2,436	10.0	326	1.34
40	4,035	16.6	1,813	7.4	82	20.3	52	12.9	496	109.4	105	26.0	2,556	10.5	367	1.51
41	3,438	14.2	1,726	7.1	69	20.1	41	11.9	475	121.4	76	22.1	2,499	10.3	371	1.53
42	4,386	17.4	1,802	7.2	67	15.3	49	11.2	461	95.1	121	27.6	2,435	9.7	396	1.57
43	4,144	16.6	1,799	7.2	57	13.8	35	8.4	379	83.8	85	20.0	2,275	9.1	368	1.65
44	3,992	16.2	1,828	7.4	54	13.5	37	9.3	381	87.1	85	21.0	2,273	9.2	383	1.55
45	3,992	16.5	1,830	7.6	65	16.3	42	10.5	367	84.2	76	19.0	2,404	9.9	436	1.80
46	4,045	16.9	1,731	7.2	61	15.1	42	10.4	359	81.5	67	16.8	2,510	10.5	433	1.81
47	4,008	16.9	1,722	7.3	58	14.5	42	10.5	358	82.0	84	21.2	2,503	10.6	422	1.78
48	4,243	18.2	1,762	7.6	40	9.4	30	7.1	359	78.0	66	15.6	2,362	10.1	480	2.06
49	5,483	18.1	2,029	6.7	60	10.9	37	6.7	451	76.0	76	13.9	2,938	9.7	498	1.64
50	5,210	16.9	1,985	6.5	61	11.7	46	8.8	421	74.8	83	15.9	2,729	8.9	554	1.80
51	4,918	15.8	2,002	6.4	50	10.2	39	7.9	458	85.2	64	13.0	2,639	8.5	621	2.00
52	4,781	15.2	1,985	6.3	47	9.8	34	7.1	390	75.4	66	13.8	2,382	7.6	616	1.96
53	4,653	14.7	2,146	6.8	50	10.7	38	8.2	352	70.3	56	11.8	2,444	7.7	679	2.15
54	4,468	14.0	2,012	6.3	39	8.7	28	6.3	343	71.3	52	11.6	2,344	7.4	681	2.14
55	4,137	12.9	2,062	6.4	29	7.0	19	4.6	384	84.9	49	11.4	2,338	7.3	727	2.27
56	4,181	13.0	2,120	6.6	22	5.3	16	3.8	333	73.8	35	8.4	2,212	6.9	839	2.62
57	3,952	12.3	2,086	6.5	28	7.1	22	5.6	368	85.2	42	10.9	2,172	6.8	838	2.61
58	3,880	12.1	2,160	6.7	30	7.7	12	3.1	317	75.5	27	7.0	2,126	6.6	915	2.84
59	3,835	11.9	2,150	6.7	33	8.6	19	5.0	354	84.4	34	8.9	2,102	6.5	861	2.67
60	3,573	11.2	2,249	7.0	24	6.7	14	3.9	287	73.4	24	6.7	1,968	6.2	819	2.57
61	3,291	10.3	2,149	6.7	21	6.4	14	4.3	304	84.6	27	8.2	1,886	5.9	812	2.55
62	3,165	10.0	2,176	6.9	20	6.3	9	2.8	257	75.1	22	6.9	1,827	5.8	670	2.12
63	3,107	9.9	2,189	7.0	20	6.4	13	4.2	226	67.8	21	6.8	1,778	5.7	639	2.04
H. 1	2,880	9.3	2,162	7.0	8	2.8	2	0.7	239	76.6	11	3.8	1,767	5.7	648	2.09
2	2,778	9.1	2,248	7.3	14	5.0	9	3.2	230	76.5	20	7.2	1,836	6.0	624	2.03
3	2,666	8.7	2,258	7.4	17	6.4	10	3.8	217	75.3	17	6.4	1,843	6.0	666	2.18
4	2,567	8.5	2,300	7.6	11	4.3	6	2.3	179	65.2	11	4.3	1,819	6.0	674	2.22
5	2,545	8.4	2,429	8.1	11	4.3	5	2.0	159	58.8	8	3.1	1,822	6.0	704	2.34
6	2,534	8.5	2,414	8.1	9	3.6	2	0.8	166	61.5	12	4.7	1,785	6.0	674	2.25
7	2,444	8.2	2,569	8.6	10	4.1	5	2.0	84	33.2	19	7.7	1,866	6.3	653	2.19
8	2,348	7.9	2,535	8.6	8	3.4	6	2.6	88	36.1	9	3.8	1,863	6.3	746	2.52
9	2,241	7.7	2,544	8.7	3	1.3	2	0.9	85	36.5	15	6.7	1,756	6.0	767	2.62
10	2,273	7.8	2,537	8.7	5	2.2	3	1.3	121	50.5	16	7.0	1,725	5.9	767	2.64
11	2,271	7.9	2,728	9.4	9	4.0	6	2.6	122	51.0	23	10.1	1,655	5.7	778	2.69
12	2,153	7.4	2,763	9.5	5	2.3	2	0.9	101	44.8	12	6.0	1,700	5.9	844	2.92
13	2,080	7.3	2,581	9.0	9	4.3	4	1.9	123	55.8	14	6.7	1,674	5.9	848	2.97
14	2,024	7.1	2,559	9.0	3	1.5	2	1.0	129	59.9	14	6.9	1,581	5.6	954	3.36
15	2,063	7.3	2,748	9.7	8	3.9	2	1.0	120	55.0	15	7.2	1,565	5.5	872	3.09
16	1,946	6.9	2,790	9.9	3	1.5	2	1.0	110	53.5	5	2.6	1,482	5.3	858	3.06
17	1,947	6.6	3,096	10.5	6	3.1	5	2.6	103	50.2	10	5.1	1,535	5.2	790	2.69
18	1,947	6.7	3,201	11.0	4	2.1	1	0.5	94	46.1	14	7.1	1,500	5.2	729	2.51
19	1,948	6.8	3,106	10.8	5	2.6	2	1.0	90	44.2	6	3.1	1,427	5.0	717	2.50
20	1,891	6.7	3,233	11.4	7	3.7	3	1.6	97	48.8	9	4.7	1,402	5.0	656	2.32
21	1,889	6.7	3,322	11.9	2	1.1	1	0.5	87	44.0	5	2.6	1,427	5.1	642	2.29
22	1,827	6.6	3,424	12.3	9	4.9	4	2.2	84	44.0	9	4.9	1,320	4.7	636	2.29
23	1,774	6.3	3,526	12.6	1	0.6	1	0.6	90	48.3	5	2.8	1,303	4.7	643	2.30

(注) 乳児死亡率, 新生児死亡率は出生千対, 死産率は出産千対, その他は人口千対率, 死産数は自然死産と人工死産の合算値

(3) 人口動態, 実数・月別(平成23年)

月 別	出 生	死 亡	乳児死亡 (再掲)	新 生 児 死 亡 (再掲)	死 産	周産期死亡		婚 姻	離 婚
						後 期	早 期		
総 数	1,774	3,526	1	1	90	5	-	1,303	643
1 月	138	325	1	1	7	-	-	80	45
2 月	131	266	-	-	1	-	-	81	51
3 月	141	307	-	-	8	1	-	153	50
4 月	150	316	-	-	6	1	-	114	58
5 月	160	286	-	-	4	-	-	103	61
6 月	150	275	-	-	14	-	-	132	60
7 月	161	289	-	-	4	-	-	104	52
8 月	147	279	-	-	7	-	-	113	58
9 月	147	247	-	-	13	1	-	109	52
10 月	164	295	-	-	5	1	-	86	46
11 月	158	300	-	-	12	1	-	121	42
12 月	127	341	-	-	9	-	-	107	68

(4) 人口動態, 率(平成23年)

区 分	出 生	死 亡	乳児死亡 (再掲)	新 生 児 死 亡 (再掲)	死 産	周産期	婚 姻	離 婚
函館市	6.3	12.6	0.6	0.6	48.3	2.8	4.7	2.30
北海道	7.2	10.4	2.1	1.0	32.2	4.3	4.9	2.17
全 国	8.3	9.9	2.3	1.1	23.9	4.1	5.2	1.87

(注) ・乳児死亡率, 新生児死亡率は出生千対, 死産率, 周産期死亡率は出産千対, その他は人口千対率
・死産数は, 自然死産と人工死産の合算値

2 出 生

(1) 出生数・率，年次別

年 次	出 生 数			出 生 率 (人口千対)		
	総 数	男	女	函館市	北海道	全 国
S. 25	6,377	3,282	3,095	27.8	34.2	28.1
30	4,036	2,049	1,987	16.7	21.7	19.4
35	3,821	2,004	1,817	15.7	18.6	17.2
40	4,035	2,069	1,966	16.6	18.7	18.6
45	3,992	2,054	1,938	16.5	17.7	18.8
50	5,210	2,679	2,531	16.9	16.8	17.1
55	4,137	2,146	1,991	12.9	13.6	13.6
60	3,573	1,854	1,719	11.2	11.7	11.9
H. 2	2,778	1,408	1,370	9.1	9.7	10.0
7	2,444	1,234	1,210	8.2	8.8	9.6
8	2,348	1,194	1,154	7.9	8.8	9.7
9	2,241	1,148	1,093	7.7	8.6	9.5
10	2,273	1,174	1,099	7.8	8.6	9.6
11	2,271	1,152	1,119	7.9	8.2	9.4
12	2,153	1,090	1,063	7.4	8.5	9.5
13	2,080	1,119	961	7.3	8.2	9.3
14	2,024	1,032	992	7.1	8.2	9.2
15	2,063	1,019	1,044	7.3	8.0	8.9
16	1,946	1,032	914	6.9	7.8	8.8
17	1,947	983	964	6.6	7.4	8.4
18	1,947	1,002	945	6.7	7.6	8.7
19	1,948	984	964	6.8	7.5	8.6
20	1,891	989	902	6.7	7.4	8.7
21	1,889	982	907	6.7	7.3	8.5
22	1,827	922	905	6.6	7.3	8.5
23	1,774	886	888	6.3	7.2	8.3

(2) 合計特殊出生率，年齢階級別女子人口・出生児数，年次別

区 分	総 数	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	合計特殊出生率			
		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	市	道	全国	
H. 19	出生児数	1,948	26	286	583	713	304	34	2	1.13	1.19	1.34
	女子人口	60,073	6,817	7,246	7,835	9,703	9,820	9,220	9,432			
20	出生児数	1,891	33	305	536	646	323	48	-	1.15	1.20	1.37
	女子人口	58,608	6,550	6,940	7,406	9,149	9,954	9,282	9,327			
21	出生児数	1,889	39	250	559	678	312	48	3	1.19	1.19	1.37
	女子人口	57,267	6,297	6,696	7,093	8,592	10,019	9,355	9,215			
22	出生児数	1,827	28	264	536	592	355	51	1	1.19	1.21	1.39
	女子人口	56,142	6,243	6,403	6,857	8,177	9,928	9,326	9,208			
23	出生児数	1,774	26	232	518	611	335	51	1	1.19	1.25	1.39
	女子人口	54,991	6,084	6,105	6,681	7,838	9,658	9,721	8,904			

(注) 合計特殊出生率は15歳から49歳までの女子の年齢階級別出生率を合計したものであり、15歳から19歳までの年齢階級及び45歳から49歳までの年齢階級にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

(3) 出生数, 施設・立会者・年次別

年次	総数	出生施設				立会者		
		病院	診療所	助産所	自宅 その他	医師	助産師	その他
H. 19	1,948	1,004	931	11	2	1,924	23	1
20	1,891	1,008	880	1	2	1,880	11	-
21	1,889	1,018	869	-	2	1,850	39	-
22	1,827	1,035	789	-	3	1,792	34	1
23	1,774	1,091	683	-	-	1,734	40	-

(4) 出生数, 出生順位・年次別

年次	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児以上	不詳
H. 19	1,948	946	697	247	43	15	-
20	1,891	913	716	210	39	13	-
21	1,889	948	641	252	38	10	-
22	1,827	894	659	206	56	12	-
23	1,774	851	622	235	49	17	-

(5) 出生数, 母の年齢階級・年次別

年次	総数	～14歳	15 ～ 19歳	20 ～ 24歳	25 ～ 29歳	30 ～ 34歳	35 ～ 39歳	40 ～ 44歳	45 ～ 49歳	50歳～	不詳
S. 25	6,377	...	125	1,592	2,280	1,418	742	218	2
30	4,036	...	51	1,009	1,661	895	340	80	-
35	3,821	...	49	939	1,828	767	192	45	1
40	4,035	...	54	1,071	1,840	844	194	32	-
45	3,992	...	67	1,106	1,786	815	194	24	-
50	5,210	...	61	1,385	2,663	889	185	27	-
55	4,137	...	62	796	2,054	1,029	172	24	-
60	3,573	...	39	698	1,578	975	258	25	-
H. 2	2,778	...	41	468	1,239	810	190	29	1
7	2,448	-	58	451	951	723	225	39	1	-	-
8	2,348	-	46	428	896	716	236	26	-	-	-
9	2,241	-	52	394	859	679	226	30	-	-	1
10	2,273	-	43	419	855	692	246	18	-	-	-
11	2,271	-	41	376	875	689	254	35	1	-	-
12	2,153	-	51	367	813	676	214	31	1	-	-
13	2,080	-	34	346	797	643	230	29	1	-	-
14	2,024	-	44	340	713	656	244	27	-	-	-
15	2,063	-	55	321	716	661	271	39	-	-	-
16	1,946	-	33	299	707	642	229	34	2	-	-
17	1,947	1	60	301	593	706	251	34	1	-	-
18	1,947	-	38	307	618	656	277	50	1	-	-
19	1,948	1	25	286	583	713	304	34	2	-	-
20	1,891	-	33	305	536	646	323	48	-	-	-
21	1,889	-	39	250	559	678	312	48	3	-	-
22	1,827	-	28	264	536	592	355	51	1	-	-
23	1,774	-	26	232	518	611	335	51	1	-	-

(注) 14歳以下及び45歳以上での出産数は平成7年より統計開始。

(6) 出生数, 出生時体重・年次別

年次	総数	低体重児					小計	2,500 ～ 3,999g	4,000g ～	不詳
		< 999g	1,000 ～ 1,499g	1,500 ～ 1,999g	2,000 ～ 2,499g					
H. 19	1,948	9	7	25	138	179	1,742	27	-	
20	1,891	9	12	19	142	182	1,678	31	-	
21	1,889	8	10	25	144	187	1,689	13	-	
22	1,827	11	25	22	141	199	1,609	18	1	
23	1,774	2	6	16	148	172	1,588	14	-	
(男)	886	2	1	10	66	79	800	7	-	
(女)	888	-	5	6	82	93	788	7	-	

(7) 出生時の平均体重, 最高体重・最低体重, 性・年次別

年次	平均体重(g)		最高体重(g)		最低体重(g)	
	男	女	男	女	男	女
H. 19	3,043	3,007	4,570	4,730	503	596
20	3,054	2,990	4,624	4,670	571	637
21	3,036	2,976	4,320	4,156	549	757
22	3,032	2,955	4,306	4,244	426	950
23	3,073	2,983	4,216	4,170	546	1,056

3 死 亡

(1) 死亡数・率，年次別

年 次	死 亡 数			死 亡 率 (人口千対)		
	総 数	男	女	函館市	北海道	全 国
S. 25	2,322	1,213	1,119	10.2	10.0	10.9
30	1,980	1,105	875	8.2	6.9	7.8
35	1,822	986	836	7.5	6.3	7.6
40	1,813	1,008	805	7.4	6.1	7.1
45	1,830	985	845	7.6	6.2	6.9
50	1,985	1,074	911	6.5	5.8	6.3
55	2,062	1,095	967	6.4	5.8	6.2
60	2,249	1,172	1,077	7.0	6.1	6.3
H. 2	2,248	1,192	1,056	7.3	6.5	6.7
7	2,569	1,378	1,191	8.6	7.2	7.4
8	2,535	1,353	1,182	8.6	7.2	7.2
9	2,544	1,332	1,212	8.7	7.2	7.3
10	2,537	1,355	1,182	8.7	7.3	7.5
11	2,728	1,462	1,266	9.4	7.8	7.8
12	2,763	1,490	1,273	9.5	7.7	7.7
13	2,581	1,340	1,241	9.0	7.7	7.7
14	2,559	1,421	1,138	9.0	7.8	7.8
15	2,748	1,456	1,292	9.7	8.2	8.0
16	2,790	1,439	1,351	9.9	8.4	8.2
17	3,096	1,621	1,475	10.5	8.9	8.6
18	3,201	1,687	1,514	11.0	9.0	8.6
19	3,106	1,669	1,437	10.8	9.3	8.8
20	3,233	1,676	1,557	11.4	9.6	9.1
21	3,322	1,710	1,612	11.9	9.7	9.1
22	3,424	1,764	1,660	12.3	10.1	9.5
23	3,526	1,827	1,699	12.6	10.4	9.9

(2) 死亡数，年齢階級・年次別

区 分	平 成 2 3 年			平成22年	平成21年	平成20年	平成19年
	計	男	女				
総 数	3,526	1,827	1,699	3,424	3,322	3,233	3,106
0 歳	1	1	-	9	2	7	5
1	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	1	1	-	-
3	-	-	-	1	1	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-
0 ~ 4	1	1	-	11	4	7	5
5 ~ 9	-	-	-	-	-	3	2
10 ~ 14	-	-	-	1	-	3	4
15 ~ 19	2	2	-	3	-	2	6
20 ~ 24	9	7	2	9	10	10	3
25 ~ 29	8	3	5	6	9	9	13
30 ~ 34	8	3	5	9	14	12	10
35 ~ 39	17	12	5	13	23	17	19
40 ~ 44	28	17	11	27	23	36	28
45 ~ 49	41	22	19	41	39	30	35
50 ~ 54	54	42	12	57	85	71	79
55 ~ 59	112	72	40	138	149	145	161
60 ~ 64	209	127	82	205	171	198	176
65 ~ 69	247	162	85	243	261	257	254
70 ~ 74	359	243	116	339	329	348	347
75 ~ 79	475	284	191	499	520	492	483
80 ~ 84	637	377	260	631	580	583	554
85 ~ 89	645	263	382	582	550	496	464
90 ~ 94	447	139	308	393	372	337	303
95 ~ 99	183	41	142	174	148	143	133
100 ~	44	10	34	43	35	34	27
65 ~ (再掲)	3,037	1,519	1,518	2,904	2,795	2,690	2,565

(3) 死亡順位, 年齢階級別(平成23年)

区分	死亡数	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
		死因	数	死因	数	死因	数	死因	数	死因	数
全体	3,526	悪性新生物	1,089	心疾患	588	肺炎	402	脳血管疾患	300	他循環器	113
0歳	1	周産期に特異的な感染症	1	—	—	—	—	—	—	—	—
1～4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5～9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10～14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15～19	2	自殺	2	—	—	—	—	—	—	—	—
20～24	9	自殺	6	不慮の事故	1	脳血管疾患	1	他新生物	1	—	—
25～29	8	心疾患	2	自殺	2	不慮の事故	1	肺炎	1	悪性新生物	1
30～34	8	その他の外因	3	自殺	2	不慮の事故	1	心疾患	1	脊髄性筋委縮症及び関連症候群	1
35～39	17	自殺	8	悪性新生物	4	心疾患	2	脳血管疾患	1	他神経系	1
40～44	28	自殺	9	悪性新生物	6	心疾患	4	不慮の事故	2	脳血管疾患	1
45～49	41	悪性新生物	15	脳血管疾患	5	自殺	5	不慮の事故	4	心疾患	4
50～54	54	悪性新生物	16	心疾患	7	自殺	5	肝疾患	5	脳血管疾患	—
55～59	112	悪性新生物	50	心疾患	14	脳血管疾患	8	自殺	7	肺炎	4
60～64	209	悪性新生物	113	心疾患	26	脳血管疾患	13	他呼吸器	8	他循環器	7
65～69	247	悪性新生物	123	心疾患	27	脳血管疾患	23	他循環器	11	糖尿病	7
70～74	359	悪性新生物	143	心疾患	43	脳血管疾患	35	肺炎	20	腎不全	13
75～79	475	悪性新生物	185	心疾患	66	肺炎	48	脳血管疾患	33	他循環器	19
80～84	637	悪性新生物	195	心疾患	104	肺炎	88	脳血管疾患	52	腎不全	25
85～89	645	悪性新生物	150	心疾患	139	肺炎	90	脳血管疾患	64	腎不全	28
90～94	447	肺炎	96	心疾患	95	悪性新生物	68	脳血管疾患	43	老衰	41
95～99	183	心疾患	48	肺炎	37	老衰	25	悪性新生物	19	脳血管疾患	13
100～	44	老衰	14	肺炎	8	心疾患	7	脳血管疾患	4	他循環器	3
65～ (再掲)	3,037	悪性新生物	884	心疾患	529	肺炎	392	脳血管疾患	267	老衰	113

(注) 0歳児は乳児死因分類, それ以外は死因順位分類による死因名は次のように略称した。

心疾患:心疾患(高血圧性を除く)
 他呼吸器:その他の呼吸器系の疾患
 他循環器:その他の循環器系の疾患

他神経系:その他の神経系の疾患
 他新生物:その他の新生物

(4) 死亡数・率・割合, 主要死因・性別(平成23年)

区 分	死 亡 数			構 成 割 合 (%)			死 亡 率 (人口10万対)	
	総 数	男	女	総 数	男	女	函館市	全 国
全 体	3,526	1,827	1,699	100.0	100.0	100.0	1261.5	993.1
1 悪性新生物 (2100)	1,089	633	456	30.9	34.6	26.8	389.6	283.2
2 心疾患 (高血圧性を除く) (9200)	588	280	308	16.7	15.3	18.1	210.4	154.5
3 肺炎 (10200)	402	212	190	11.4	11.6	11.2	143.8	98.9
4 脳血管疾患 (9300)	300	142	158	8.5	7.8	9.3	107.3	98.2
5 その他の 循環器系の疾患 (9500)	113	59	54	3.2	3.2	3.2	40.4	5.9
5 老衰 (18100)	113	21	92	3.2	1.2	5.4	40.4	41.4
7 腎不全 (14200)	110	59	51	3.1	3.2	3.0	39.4	19.4
8 その他の 呼吸器系の疾患 (10600)	109	65	44	3.1	3.6	2.6	39.0	42.6
9 不慮の事故 (20100)	78	42	36	2.2	2.3	2.1	27.9	47.1
10 自殺 (20200)	72	41	31	2.0	2.2	1.8	25.8	22.9
11 その他の 消化器系の疾患 (11400)	59	28	31	1.6	1.5	1.8	21.1	16.5
12 糖尿病 (4100)	51	22	29	1.5	1.2	1.7	18.2	11.6
13 大動脈瘤及び解離 (9400)	44	23	21	1.3	1.3	1.2	15.8	12.4
14 敗血症 (1300)	40	18	22	1.1	1.0	1.3	14.3	8.9
15 慢性閉塞性肺疾患 (10400)	36	21	15	1.0	1.2	0.9	12.9	13.2
16 肝疾患 (11300)	34	22	12	1.0	1.2	0.7	12.2	13.0
17 その他の新生物 (2200)	29	13	16	0.8	0.7	1.0	10.4	8.3
18 その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患 (4200)	18	13	5	0.5	0.7	0.3	6.4	5.9
18 パーキンソン病 (6300)	18	8	10	0.5	0.4	0.6	6.4	4.5
18 その他の 神経系の疾患 (6500)	18	12	6	0.5	0.7	0.4	6.4	6.7
そ の 他	205	93	112	5.9	5.1	6.6	73.4	78.0

(注) 分類は死因順位分類による

(5) 主要死因, 年次別

年次	死亡数	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
		死 因	数	死 因	数	死 因	数	死 因	数	死 因	数
25	2,322	全 結 核	588	中枢神経系	267	悪性新生物	199	心 疾 患	165	胃・大腸等	158
30	1,980	中枢神経系	388	全 結 核	224	〃	213	〃	178	老 衰	153
35	1,822	〃	399	悪性新生物	267	心 疾 患	245	全 結 核	147	〃	104
S. 40	1,813	〃	473	〃	298	〃	255	事 故 等	100	全 結 核	95
45	1,830	脳血管疾患	405	〃	325	〃	287	肺 炎 等	113	老 衰	75
50	1,985	〃	453	〃	417	〃	343	〃	109	〃	71
55	2,062	悪性新生物	523	脳血管疾患	444	〃	396	〃	96	〃	65
60	2,249	〃	605	心 疾 患	472	脳血管疾患	388	〃	135	自 殺	68
H. 2	2,248	〃	616	〃	520	〃	305	〃	200	腎 炎 等	72
7	2,569	〃	781	〃	431	〃	354	肺 炎	263	不慮の事故	80
8	2,535	〃	799	〃	424	〃	351	〃	269	〃	97
9	2,544	〃	793	〃	417	〃	343	〃	236	〃	85
10	2,537	〃	804	〃	459	〃	284	〃	235	〃	119
11	2,728	〃	827	〃	490	〃	341	〃	304	〃	81
12	2,763	〃	891	〃	451	〃	322	〃	306	〃	80
13	2,581	〃	849	〃	466	〃	286	〃	246	〃	74
14	2,559	〃	860	〃	406	〃	289	〃	267	自 殺	76
15	2,748	〃	875	〃	394	〃	344	〃	294	〃	104
16	2,790	〃	870	〃	426	〃	361	〃	299	不慮の事故	87
17	3,096	〃	964	〃	473	肺 炎	369	脳血管疾患	342	他呼吸器	103
18	3,201	〃	1,012	〃	511	脳血管疾患	387	肺 炎	343	〃	89
19	3,106	〃	989	〃	510	肺 炎	314	脳血管疾患	299	〃	99
20	3,233	〃	1,026	〃	513	脳血管疾患	326	肺 炎	326	腎 不 全	96
21	3,322	〃	1,051	〃	518	肺 炎	343	脳血管疾患	330	不慮の事故	96
22	3,424	〃	1,068	〃	521	〃	369	〃	302	他呼吸器	125
23	3,526	〃	1,089	〃	588	〃	402	〃	300	他循環器	113

(注) 死因名は次のように略称した。

(平成6年分まで) 中枢神経系：中枢神経系の血管損傷

肺 炎 等：肺炎及び気管支炎

事 故 等：不慮の事故及び有害作用

腎 炎 等：腎炎, ネフローゼ症候群およびネフローゼ

(平成7年分より) 心 疾 患：心疾患(高血圧性を除く)

他呼吸器：その他の呼吸器系の疾患

他循環器：その他の循環器系の疾患

(6) 死亡数, 死亡場所別・性別(平成23年)

年次	総数	死 亡 場 所						
		病 院	診 療 所	介 護 老 人 保 健 施 設	助 産 所	老 人 ホ ー ム	自 宅	そ の 他
H. 20	3,233	2,650	50	59	-	79	313	82
21	3,322	2,765	59	49	-	91	300	58
22	3,424	2,814	92	71	-	84	302	61
23	3,526	2,865	110	63	-	111	321	56
(男)	1,827	1,511	61	21	-	32	172	30
(女)	1,699	1,354	49	42	-	79	149	26

(7) 悪性新生物による死亡、内訳・数・順位・年次別

年次	計	胃	肺	膵臓	肝臓	食道	直腸	結腸	乳房	白血病	子宮	その他
S. 25	199
30	213
35	267
40	298
45	325
50	417
55	523	① 141	② 64	⑤ 24	③ 45	④ 30	⑨ 11	...	⑥ 23	⑦ 16	⑧ 15	154
60	605	① 141	② 99	④ 44	③ 46	⑤ 25	⑥ 23	...	⑧ 19	⑨ 18	⑦ 21	169
H. 2	616	② 120	① 124	④ 36	③ 48	⑤ 30	⑤ 30	...	⑦ 22	⑧ 14	⑨ 11	181
7	781	① 139	② 132	⑤ 59	③ 74	⑥ 32	⑦ 28	④ 68	⑨ 18	⑩ 14	⑧ 19	198
8	799	② 146	① 148	⑤ 58	④ 66	⑥ 43	⑩ 21	③ 68	⑧ 26	⑨ 23	⑬ 12	188
9	793	① 146	② 136	⑥ 43	④ 74	⑧ 35	⑨ 33	③ 81	⑩ 28	⑭ 16	⑯ 11	190
10	804	② 114	① 151	⑥ 50	④ 70	⑧ 33	⑧ 33	③ 71	⑩ 30	⑫ 19	⑭ 15	218
11	827	② 119	① 153	⑥ 57	⑤ 59	⑧ 41	⑦ 50	④ 67	⑩ 2	⑪ 26	⑪ 26	200
12	891	① 144	② 139	⑥ 54	④ 83	⑨ 40	⑧ 43	③ 85	⑩ 36	⑬ 20	⑭ 18	229
13	849	② 132	① 144	⑤ 55	④ 75	⑧ 38	⑥ 43	③ 80	⑨ 36	⑭ 17	⑯ 15	214
14	860	② 136	① 164	⑥ 54	④ 65	⑨ 33	⑧ 39	③ 96	⑩ 31	⑯ 11	⑰ 9	222
15	875	② 147	① 169	⑤ 46	④ 65	⑧ 37	⑦ 38	③ 98	⑨ 31	⑪ 20	⑬ 19	205
16	870	② 130	① 149	④ 67	④ 67	⑥ 44	⑧ 36	③ 87	⑨ 32	⑭ 12	⑮ 8	238
17	964	② 121	① 194	④ 87	⑤ 75	⑨ 40	⑦ 50	③ 102	⑪ 29	⑬ 20	⑯ 14	232
18	1,012	② 135	① 187	⑤ 84	④ 94	⑨ 31	⑥ 58	③ 100	⑦ 46	⑯ 11	⑬ 20	246
19	989	② 131	① 209	④ 92	⑤ 78	⑧ 39	⑨ 38	③ 97	⑩ 33	⑰ 8	⑭ 21	243
20	1,025	② 120	① 206	④ 86	⑥ 71	⑩ 36	⑧ 44	③ 95	⑬ 28	⑫ 29	⑯ 19	292
21	1,051	② 126	① 218	④ 96	⑥ 70	⑧ 42	⑨ 36	③ 112	⑨ 36	⑮ 22	⑮ 22	271
22	1,068	② 130	① 223	④ 104	⑥ 79	⑧ 44	⑦ 63	③ 108	⑩ 39	⑭ 18	⑰ 13	247
23	1,089	② 156	① 217	④ 102	⑤ 84	⑧ 45	⑦ 50	③ 113	⑨ 37	⑪ 21	⑫ 19	245

(注) ○の中の数字は各年次の順位を表す。

部位は下記のとおり略称した。

(平成6年分まで) 肺 : 気管, 気管支及び肺

直腸 : 直腸, 直腸S状結腸移行部及び肛門

(平成7年分より) 肺 : 気管, 気管支及び肺

肝臓 : 肝及び肝内胆管

直腸 : 直腸S状結腸移行部及び直腸

(8) 死亡数, 死因 (死因分類別) ・ 性 ・ 年齢階級別

死因分類コード	死因	総数			0～4歳		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	総数	3,526	1,827	1,699	1	-	-	-	-	-	2	-	7	2	3	5
01000	感染症及び寄生虫症	69	31	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01100	・腸管感染症	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01200	・結核	5	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01201	呼吸器結核	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01202	その他の結核	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01300	・敗血症	40	18	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01400	・ウイルス肝炎	8	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01401	B型ウイルス肝炎	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01402	C型ウイルス肝炎	5	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01403	その他のウイルス肝炎	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01500	・ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01600	・その他の感染症及び寄生虫症	13	6	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02000	新生物	1,118	646	472	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
02100	・悪性新生物	1,089	633	456	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
02101	口唇, 口腔及び咽頭	17	15	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02102	食道	45	38	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02103	胃	156	99	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02104	結腸	113	55	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02105	直腸S状結腸移行部, 直腸	50	30	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02106	肝, 肝内胆管	84	61	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02107	胆のう, その他の胆道	58	28	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02108	膵臓	102	53	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02109	喉頭	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02110	気管, 気管支及び肺	217	144	73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02111	皮膚	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02112	乳房	37	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02113	子宮	19	・	19	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-
02114	卵巣	12	・	12	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-
02115	前立腺	32	32	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・
02116	膀胱	18	13	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02117	中枢神経系	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02118	悪性リンパ腫	18	7	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02119	白血病	21	10	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02120	その他のリンパ組織, 造血組織及び関連組織	13	7	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02121	その他 (悪性新生物)	69	37	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
02200	・その他の新生物	29	13	16	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
02201	中枢神経系	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
02202	中枢神経系を除く	23	10	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03000	血液及び造血器の疾患, 免疫機構の障害	9	4	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03100	・貧血	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03200	・その他の血液及び造血器の疾患, 免疫機構の障害	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04000	内分泌, 栄養及び代謝疾患	69	35	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04100	・糖尿病	51	22	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04200	・その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	18	13	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

30～34		35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85以上		死 因 分 類 コ ー ド	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
3	5	12	5	17	11	22	19	42	12	72	40	127	82	162	85	243	116	284	191	377	260	453	866		
-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	2	-	1	1	3	2	6	3	5	6	11	7	2	18	01000	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	01100	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	01200	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	01201	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	01202	
-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	2	4	2	8	3	2	14	2	14	01300	
-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	2	-	-	-	-	01400	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	01401	
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1	1	-	-	01402	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	01403	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	01500	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	4	-	-	1	1	1	1	-	3	01600	
-	-	2	2	2	4	5	10	12	4	29	21	64	51	83	42	102	45	119	69	127	71	100	152	02000	
-	-	2	2	2	4	5	10	12	4	29	21	62	51	82	41	100	43	118	67	126	69	95	143	02100	
-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	5	-	2	-	-	-	4	-	3	-	-	1	02101	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	8	1	4	3	10	-	8	1	6	1	1	1	-	-	02102	
-	-	-	-	2	1	4	-	6	4	6	4	9	4	15	5	21	8	19	9	17	22	17	22	02103	
-	-	-	1	-	-	2	1	1	1	3	3	7	5	8	6	8	7	10	9	16	25	16	25	02104	
-	-	1	-	-	-	2	-	4	1	3	4	4	3	3	2	5	2	3	3	5	5	5	5	02105	
-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	10	1	16	2	10	3	10	5	8	7	4	5	4	5	02106	
-	-	-	-	-	-	1	3	-	1	3	3	1	4	2	5	3	7	4	5	16	5	16	02107		
-	-	-	-	1	1	-	-	2	4	5	3	11	4	7	10	13	13	10	4	4	10	4	10	02108	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	02109	
-	-	-	-	1	-	1	-	3	-	8	1	13	8	19	7	21	5	31	15	33	18	14	19	02110	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	02111	
-	-	-	-	-	4	-	-	-	5	-	6	-	7	-	2	-	1	-	5	-	7	-	7	02112	
•	-	•	-	•	3	•	1	•	2	•	6	•	-	•	2	•	1	•	1	•	3	•	3	02113	
•	-	•	1	•	1	•	-	•	1	•	2	•	3	•	1	•	-	•	1	•	1	•	1	02114	
-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	3	•	1	•	5	•	2	•	8	•	13	•	02115	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	5	1	5	3	02116	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	02117	
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	2	1	3	3	4	3	02118	
-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	4	1	-	2	3	1	-	4	02119	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	3	1	3	-	1	2	02120	
-	-	1	-	-	-	1	1	-	1	-	4	6	3	2	9	2	5	3	7	2	6	15	02121		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	2	2	1	2	1	2	5	9	02200		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	1	02201		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	2	1	2	1	1	4	8	02202		
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	3	03000		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	03100	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	03200		
-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	3	1	5	4	5	1	5	3	9	8	5	15	5	04000		
-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	1	3	4	2	1	5	2	4	8	4	11	4	04100		
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	2	-	3	-	-	1	5	-	1	4	04200	

分類 コード	死 因	総 数			0～4歳		5～ 9		10～14		15～19		20～24		25～29	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
05000	精神及び行動の障害	14	4	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05100	・血管性及び詳細不明の認知症	12	3	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05200	・その他の精神及び行動の障害	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06000	神経系の疾患	48	29	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
06100	・髄膜炎	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06200	・脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	5	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06300	・パーキンソン病	18	8	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06400	・アルツハイマー病	6	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06500	・その他の神経系の疾患	18	12	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
07000	眼及び付属器の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
08000	耳及び乳様突起の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09000	循環器系の疾患	1,056	505	551	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	
09100	・高血圧性疾患	11	1	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09101	高血圧性心疾患, 心腎疾患	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09102	その他の高血圧性疾患	6	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09200	・心疾患（高血圧性を除く）	588	280	308	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
09201	慢性リウマチ性心疾患	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09202	急性心筋梗塞	74	42	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09203	その他の虚血性心疾患	87	45	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	29	8	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09205	心筋症	15	7	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09206	不整脈及び伝導障害	49	31	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09207	心不全	322	141	181	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
09208	その他の心疾患	9	5	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09300	・脳血管疾患	300	142	158	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
09301	くも膜下出血	42	15	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09302	脳内出血	76	38	38	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
09303	脳梗塞	178	87	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09304	その他の脳血管疾患	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09400	・大動脈瘤及び解離	44	23	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09500	・その他の循環器系の疾患	113	59	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10000	呼吸器系の疾患	553	301	252	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
10100	・インフルエンザ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10200	・肺 炎	402	212	190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
10300	・急性気管支炎	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10400	・慢性閉塞性肺疾患	36	21	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10500	・喘 息	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10600	・その他の呼吸器系の疾患	109	65	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11000	消化器系の疾患	115	63	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11100	・胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	6	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11200	・ヘルニア及び腸閉塞	16	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11300	・肝疾患	34	22	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	17	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11302	その他の肝疾患	17	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11400	・その他の消化器系の疾患	59	28	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85以上	分類													
男：女	男：女	男：女	男：女	男：女	男：女	男：女	男：女	男：女	男：女	男：女	男：女	コード													
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	2	2	7	05000										
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	2	6	05100										
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	05200										
-	1	1	-	1	-	1	2	-	2	-	9	1	6	4	5	9	06000								
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	06100								
-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	06200								
-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	3	1	2	3	1	5	06300						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	3	1	3	1	06400						
-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	4	-	3	-	1	3	06500						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	07000						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	08000						
-	1	3	-	4	3	6	2	13	1	20	5	33	14	42	20	64	39	70	56	103	81	145	328	09000	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	1	-	6	09100					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	3	09101					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	3	09102					
-	1	2	-	2	2	2	1	7	-	11	3	19	7	18	9	32	11	32	34	61	43	93	196	09200	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	09201
-	-	1	-	-	-	2	-	1	1	4	1	5	1	3	-	4	3	9	9	13	17	13	17	09202	
-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	-	1	-	-	-	4	-	6	5	10	3	20	34	20	34	09203
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	1	2	3	2	17	2	17	09204	
-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	2	7	2	7	09205	
-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	3	1	3	1	2	2	3	1	8	2	10	11	10	11	09206	
-	1	1	-	1	2	-	-	4	-	7	2	10	3	8	7	18	9	18	24	28	26	45	106	09207	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-	-	-	1	-	1	3	1	3	09208	
-	-	1	-	-	1	4	1	4	-	8	-	6	7	16	7	19	16	22	11	28	24	33	91	09300	
-	-	-	-	-	1	3	1	3	-	4	-	1	5	-	4	2	4	1	-	1	4	-	8	09301	
-	-	-	-	-	1	-	1	-	3	-	2	1	8	1	6	8	5	6	6	5	5	17	5	17	09302
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	1	8	2	11	3	16	5	20	14	28	66	28	66	09303	
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	09304	
-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	3	4	4	3	6	6	6	8	6	8	09400	
-	-	-	-	1	1	1	1	1	2	7	-	7	4	10	6	12	7	7	7	13	27	13	27	09500	
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	6	2	8	4	8	2	23	8	49	17	84	40	122	177	10000	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10100	
-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	2	2	5	-	15	5	38	10	62	26	87	144	87	144	10200	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10300
-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	4	1	9	5	7	7	7	10400	
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	1	10500	
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	6	2	3	1	8	3	6	5	13	9	27	24	27	24	10600	
-	-	-	-	2	-	3	1	6	2	2	2	5	2	10	3	11	11	10	8	11	25	11	25	11000	
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1	11100	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	5	5	5	5	11200	
-	-	-	-	1	-	1	1	5	-	1	-	-	1	4	1	5	2	3	1	-	3	2	3	11300	
-	-	-	-	1	-	1	-	3	-	-	-	-	1	-	1	2	1	1	-	3	1	2	1	11301	
-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	1	-	-	1	3	1	4	-	2	-	-	-	1	1	11302	
-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	1	1	1	4	1	6	9	7	3	3	16	3	16	11400	

分類 コード	死 因	総 数			0～4歳		5～ 9		10～14		15～19		20～24		25～29	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	9	4	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	16	9	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14000	腎尿路生殖器系の疾患	132	64	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14100	・糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	10	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14200	・腎不全	110	59	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14201	急性腎不全	15	5	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14202	慢性腎不全	69	43	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14203	詳細不明の腎不全	26	11	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14300	・その他の腎尿路生殖器系の疾患	12	4	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15000	妊娠、分娩及び産じょく	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-
16000	周産期に発生した病態	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16100	・妊娠期間及び胎児発育に関する障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16200	・出産外傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16300	・周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16400	・周産期に特異的な感染症	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16500	・胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16600	・その他の周産期に発生した病態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17100	・神経系の先天奇形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17200	・循環器系の先天奇形	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17201	心臓の先天奇形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17202	その他の循環器系の先天奇形	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17300	・消化器系の先天奇形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17400	・その他の先天奇形及び変形	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17500	・染色体異常,他に分類されないもの	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で 他に分類されないもの	148	41	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18100	・老 衰	113	21	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18200	・乳幼児突然死症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18300	・その他	35	20	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20000	傷病及び死亡の外因	166	90	76	-	-	-	-	-	2	-	5	2	2	1	
20100	・不慮の事故	78	42	36	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	
20101	交通事故	12	8	4	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	
20102	転倒・転落	11	6	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20103	不慮の溺死及び溺水	11	6	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20104	不慮の窒息	24	11	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20105	煙、火及び火災への曝露	5	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20107	その他の不慮の事故	15	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20200	・自 殺	72	41	31	-	-	-	-	-	2	-	4	2	1	1	
20300	・他 殺	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20400	・その他の外因	13	5	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22000	特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22100	・重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85以上	分類													
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	コード											
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	3	12000											
-	-	-	-	-	3	2	1	-	-	3	-	2	1	1	2	-	13000								
-	-	-	-	1	-	1	1	5	1	2	4	9	8	9	4	11	18	25	32	14000					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	2	-	5			14100					
-	-	-	-	1	-	1	1	5	1	2	3	9	5	7	3	11	14	22	24	14200					
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-	1	-	-	4	-	6			14201					
-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	3	1	2	2	6	3	5	2	9	7	16	11	14202			
-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1	-	2	1	1	2	3	6	7			14203			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	-	-	2	3	3				14300			
•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	15000	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16500
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16600
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17201
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17202
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17500
-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	1	2	1	2	2	1	8	1	1	4	6	9	20	87	18000	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	7	18	83			18100	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18200
-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	1	2	1	2	2	1	8	1	1	2	3	2	2	4		18300
3	3	5	3	8	3	6	3	6	3	4	6	7	5	7	6	14	5	5	18	7	8	9	10	20000	
1	-	-	-	2	-	4	-	2	-	1	2	4	3	2	3	7	2	3	11	6	6	8	9	20100	
-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	1	20101	
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	1	1	1	2	2		20102	
1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	2	-	2	-	2	1	1	20103	
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	1	-	1	-	1	-	1	2	4	5	2	2	3	20104	
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	20105	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20106
-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	1	1	1	1	1	-	-	2	-	-	-	3	2	20107	
2	-	5	3	6	3	2	3	3	2	3	4	3	2	3	2	5	3	-	4	1	2	1	-	20200	
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	20300
-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	2	2	-	-	-	-	1	20400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22100

4 乳児死亡・新生児死亡

(1) 乳児死亡数および新生児死亡数と率，年次別

年次	死亡数		死亡率（出生千対）					
			乳児死亡			新生児死亡		
	乳児	新生児	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
S. 25	289	96	45.3	55.6	60.1	15.1	…	27.4
30	139	65	34.4	38.5	39.8	16.1	18.0	22.3
35	106	55	27.7	30.2	30.7	14.4	13.6	17.0
40	82	52	20.3	19.5	18.5	12.9	11.3	11.7
45	65	42	16.3	13.1	13.1	10.5	8.2	8.7
50	61	46	11.7	11.2	10.0	8.8	7.6	6.8
55	29	19	7.0	8.4	7.5	4.6	5.6	4.9
60	24	14	6.7	6.2	5.5	3.9	3.8	3.4
H. 2	14	9	5.0	4.4	4.6	3.2	2.6	2.6
7	10	5	4.1	4.0	4.3	2.0	2.0	2.2
8	8	6	3.4	3.7	3.8	2.6	1.9	2.0
9	3	2	1.3	3.2	3.7	0.9	1.8	1.9
10	5	3	2.2	3.1	3.6	1.3	1.8	2.0
11	9	6	4.0	2.9	3.4	2.6	1.6	1.8
12	5	2	2.3	2.4	3.2	0.9	1.4	1.8
13	9	4	4.3	3.3	3.1	1.9	1.8	1.6
14	3	2	1.5	2.5	3.0	1.0	1.3	1.7
15	8	2	3.9	3.0	3.0	1.0	1.7	1.7
16	3	2	1.5	3.2	2.8	1.0	1.8	1.5
17	6	5	3.1	2.8	2.8	2.6	1.6	1.4
18	4	1	2.1	2.7	2.6	0.5	1.3	1.3
19	5	2	2.6	2.7	2.6	1.0	1.4	1.3
20	7	3	3.7	2.4	2.6	1.6	1.2	1.2
21	2	1	1.1	2.2	2.4	0.5	1.0	1.2
22	9	4	4.9	2.1	2.3	2.2	1.0	1.1
23	1	1	0.6	2.1	2.3	0.6	1.0	1.1

(2) 乳児死亡数，生存期間・死因別(平成23年)

死因 分類番号	区分	総数	1週未満	1週以上 4週未満	4週以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 12月未満
	総数	1	-	1	-	-	-
16400	周産期に特異的な 感染症	1	-	1	-	-	-

5 死産

(1) 死産数・率，年次別

年次	死産数			死産率 (出産千対)								
				総数			自然			人工		
	総数	自然	人工	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
S. 25	553	219	334	79.8	72.2	84.9	31.6	33.1	41.7	48.2	39.2	43.2
30	560	158	402	121.8	94.6	95.8	34.4	35.7	44.5	87.5	58.9	51.3
35	537	193	344	123.1	112.2	100.4	44.3	45.2	52.3	78.9	67.1	48.1
40	496	197	299	109.4	103.6	81.4	43.5	43.6	47.6	66.0	60.0	33.8
45	367	158	209	84.2	97.4	65.3	36.2	43.1	40.6	47.9	54.4	24.7
50	421	198	223	74.8	75.0	50.8	35.2	38.2	33.8	39.6	36.8	17.1
55	384	173	211	84.9	71.2	46.8	38.3	34.4	28.8	46.7	36.8	18.0
60	287	89	198	73.4	69.9	46.0	22.6	24.7	22.1	50.8	45.1	23.9
H. 2	230	81	149	76.5	60.4	42.3	26.9	20.9	18.3	49.6	39.5	23.9
7	84	32	52	33.2	41.0	32.1	12.6	16.3	14.9	20.5	24.7	17.2
8	88	26	62	36.1	40.1	31.7	10.7	16.2	14.7	25.5	23.9	17.0
9	85	30	55	36.5	41.4	32.1	12.9	15.1	14.2	23.6	26.3	17.9
10	121	51	70	50.5	42.1	31.4	21.3	15.9	13.6	29.2	26.2	17.8
11	122	54	68	51.0	42.1	31.6	23.2	16.0	13.7	29.1	26.1	17.9
12	101	40	61	44.8	42.4	31.2	17.7	15.4	13.2	27.1	27.0	18.1
13	123	46	77	55.8	42.4	31.0	20.9	15.3	13.0	35.0	27.1	18.0
14	129	54	75	59.9	39.8	31.1	25.1	14.4	12.7	34.8	25.5	18.3
15	120	40	80	55.0	39.1	30.5	18.3	13.8	12.6	36.6	25.3	17.8
16	110	41	69	53.5	38.9	30.0	19.9	14.5	12.5	33.6	24.3	17.5
17	103	32	71	50.2	38.6	29.1	15.6	14.0	12.3	34.6	24.6	16.7
18	94	38	56	46.1	35.5	27.5	18.6	14.0	11.9	27.4	21.5	15.6
19	90	33	57	44.2	34.4	26.2	16.2	13.8	11.7	28.0	20.6	14.5
20	97	33	64	48.8	33.2	25.2	16.6	13.4	11.3	32.2	19.8	13.9
21	87	28	59	44.0	32.8	24.6	14.2	13.7	11.1	29.9	19.1	13.5
22	84	26	58	44.0	30.4	24.2	13.6	12.3	11.2	30.4	18.0	13.0
23	90	33	57	48.3	32.2	23.9	17.7	12.7	11.1	30.6	19.6	12.8

(2) 死産数，母の年齢階級別(平成23年)

区分		総数	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～
全体	死産数	90	13	21	20	17	15	4	-
	比(%)	100.0	14.5	23.3	22.2	18.9	16.6	4.5	-
自然	死産数	33	2	4	7	9	9	2	-
	比(%)	100.0	6.1	12.0	21.2	27.3	27.3	6.1	-
人工	死産数	57	11	17	13	8	6	2	-
	比(%)	100.0	19.3	29.8	22.8	14.1	10.5	3.5	-

(3) 死産数，妊娠期間別(平成23年)

区分		総数	12～ 15週	16～ 19週	20～ 23週	24～ 27週	28～ 31週	32～ 35週	36週～	不詳
全体	死産数	90	40	22	24	1	1	-	2	-
	比(%)	100.0	44.4	24.5	26.7	1.1	1.1	-	2.2	-
自然	死産数	33	15	5	9	1	1	-	2	-
	比(%)	100.0	45.5	15.1	27.3	3.0	3.0	-	6.1	-
人工	死産数	57	25	17	15	-	-	-	-	-
	比(%)	100.0	43.9	29.8	26.3	-	-	-	-	-

6 周産期死亡

(1) 周産期死亡数・率，年次別

年次	総数	後期死産	早期新生児 死亡数	出生数	周産期死亡率（出生千対）		
					函館市	北海道	全国
S. 25	206	165	41	6,377	32.3	37.8	46.6
30	133	100	33	4,036	32.9	35.9	43.9
35	138	107	31	3,821	36.1	36.9	41.4
40	105	67	38	4,035	26.0	28.2	30.1
45	76	45	31	3,992	19.0	20.4	21.7
50	83	45	38	5,210	15.9	15.6	16.0
55	49	33	16	4,137	11.4	11.9	11.7
60	24	12	12	3,573	6.7	8.5	8.0
H. 2	20	11	9	2,777	7.2	5.7	5.7
7	19	14	5	2,444	7.7	7.0	7.1
8	9	4	5	2,348	3.8	6.6	6.7
9	15	13	2	2,241	6.7	6.2	6.4
10	16	14	2	2,273	7.0	6.2	6.2
11	23	18	5	2,271	10.1	6.4	6.0
12	12	10	2	2,153	6.0	5.5	5.8
13	14	11	3	2,080	6.7	5.5	5.5
14	14	13	1	2,024	6.9	5.3	5.5
15	15	13	2	2,063	7.2	5.6	5.3
16	5	5	-	1,946	2.6	5.2	5.0
17	10	6	4	1,947	5.1	5.1	4.8
18	14	13	1	1,947	7.1	5.1	4.7
19	6	5	1	1,944	3.1	4.6	4.5
20	9	7	2	1,891	4.7	4.8	4.3
21	5	4	1	1,889	2.6	4.4	4.2
22	9	5	4	1,827	4.9	4.2	4.2
23	5	5	-	1,774	2.8	4.3	4.1

(注) 後期死産：平成6年以前は満28週以後の死産数，平成7年以降は満22週以後の死産数を表す。

7 婚姻・離婚

(1) 婚姻・離婚件数と率, 年次別

年次	件数		率 (人口千対)					
			婚姻			離婚		
	婚姻	離婚	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
S. 25	1,890	362	8.3	9.3	8.6	1.58	0.96	1.01
30	2,035	377	8.4	8.3	8.0	1.55	0.97	0.84
35	2,436	326	10.0	10.1	9.3	1.34	0.93	0.74
40	2,556	367	10.5	9.8	9.7	1.51	1.13	0.79
45	2,404	436	9.9	10.0	10.0	1.80	1.43	0.93
50	2,729	554	8.9	9.1	8.5	1.80	1.65	1.07
55	2,338	727	7.3	7.2	6.7	2.27	1.86	1.22
60	1,968	819	6.2	6.4	6.1	2.57	2.12	1.39
H. 2	1,836	624	6.0	6.0	5.9	2.03	1.73	1.28
7	1,866	653	6.3	6.3	6.4	2.19	1.98	1.60
8	1,863	746	6.3	6.3	6.4	2.52	2.06	1.66
9	1,756	767	6.0	6.0	6.2	2.62	2.23	1.78
10	1,725	767	5.9	6.0	6.3	2.64	2.38	1.94
11	1,655	778	5.7	5.8	6.1	2.69	2.41	2.00
12	1,700	844	5.9	6.1	6.4	2.92	2.51	2.10
13	1,674	848	5.9	6.1	6.4	2.97	2.76	2.27
14	1,581	954	5.6	5.8	6.0	3.36	2.77	2.30
15	1,565	872	5.5	5.7	5.9	3.09	2.72	2.25
16	1,482	858	5.3	5.5	5.7	3.06	2.59	2.15
17	1,535	790	5.2	5.3	5.7	2.69	2.42	2.08
18	1,500	729	5.2	5.4	5.8	2.51	2.36	2.04
19	1,427	717	5.0	5.2	5.7	2.50	2.33	2.02
20	1,402	656	5.0	5.3	5.8	2.32	2.30	1.99
21	1,427	642	5.1	5.2	5.6	2.29	2.24	2.01
22	1,320	636	4.7	5.2	5.5	2.29	2.29	1.99
23	1,303	643	4.7	4.9	5.2	2.30	2.17	1.87

第2章 母体保護統計

1 不妊手術

(1) 不妊手術数，年齢階級・年次別

年次	男		女		女						
	総数	総数	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳～	
S. 35	-	101	2	3	24	44	23	4	1	-	
40	-	54	-	2	13	26	10	3	-	-	
45	-	44	-	1	18	15	8	2	-	-	
50	-	29	-	6	9	13	-	1	-	-	
55	-	34	-	1	8	17	7	1	-	-	
60	-	51	-	4	20	17	10	-	-	-	
H. 2	-	73	-	1	18	28	19	7	-	-	
7	-	71	-	1	22	26	16	6	-	-	
8	-	29	-	1	8	17	3	-	-	-	
9	-	47	-	3	15	19	9	1	-	-	
10	-	38	-	1	5	16	11	5	-	-	
11	-	42	-	1	11	12	15	2	1	-	
12	-	39	-	3	10	15	10	1	-	-	
13	-	31	-	2	5	15	7	2	-	-	
14	-	21	-	1	6	6	6	2	-	-	
15	-	29	-	1	9	12	7	-	-	-	
16	-	32	-	2	8	10	7	5	-	-	
17	-	27	-	-	5	12	9	1	-	-	
18	-	11	-	-	2	5	3	1	-	-	
19	-	20	-	-	3	11	3	3	-	-	
20	-	14	-	2	2	5	3	1	1	-	
21	-	16	-	1	2	3	10	-	-	-	
22	-	10	-	-	1	1	6	2	-	-	
23	-	18	-	1	3	6	6	2	-	-	

(注) 平成21年から，年度に変更

(2) 不妊手術数，年齢階級・事由別(平成23年度)

区分	総数		～19歳		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44		45～49		50歳～	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	-	18	-	-	-	1	-	3	-	6	-	6	-	2	-	-	-	-
母体の生命危険	-	8	-	-	-	1	-	-	-	2	-	4	-	1	-	-	-	-
母体の健康低下	-	10	-	-	-	-	-	3	-	4	-	2	-	1	-	-	-	-

2 人工妊娠中絶

(1) 人工妊娠中絶数，年齢階級・年次別

年次	総数	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳～	不詳
S. 35	3,653	76	659	1,107	886	658	247	20	-	-
40	2,782	72	689	694	679	447	181	20	-	-
45	2,383	80	664	646	479	358	148	8	-	-
50	2,877	109	722	759	656	429	190	11	1	-
55	2,893	201	647	649	728	478	172	18	-	-
60	3,752	369	657	706	914	815	272	16	3	-
H. 2	3,230	324	828	579	581	593	309	16	-	-
7	2,221	243	655	478	366	314	154	11	-	-
8	2,227	265	702	418	384	294	152	12	-	-
9	2,242	260	650	475	416	296	131	14	-	-
10	2,143	306	601	435	355	294	141	9	1	1
11	2,035	289	611	451	320	263	92	9	-	-
12	2,019	323	595	405	328	240	116	12	-	-
13	2,092	366	557	456	334	255	114	10	-	-
14	1,927	311	527	443	343	211	82	9	1	-
15	1,837	279	501	385	334	236	93	5	-	4
16	1,698	266	414	370	350	203	86	8	-	1
17	1,555	202	359	328	359	220	75	10	2	-
18	1,281	141	346	275	271	181	65	2	-	-
19	1,188	104	302	272	266	181	58	5	-	-
20	1,167	108	276	246	279	184	66	8	-	-
21	1,006	106	241	218	204	159	73	5	-	-
22	909	107	213	197	186	147	54	5	-	-
23	924	114	227	181	169	169	58	5	1	-

(注) 平成21年から，年度に変更

(2) 人工妊娠中絶数，年齢階級・妊娠週数別(平成23年度)

区分	総数	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳～	不詳	
中絶数	総数	924	114	227	181	169	169	58	5	1	-
	4～7週	436	35	100	79	94	98	27	3	-	-
	8～11週	404	58	107	84	64	59	29	2	1	-
	12～15週	44	9	12	6	7	9	1	-	-	-
	16～19週	27	9	6	7	2	2	1	-	-	-
	20～22週	13	3	2	5	2	1	-	-	-	-
	週数不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比率 (%)	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	4～7週	47.2	30.7	44.1	43.6	55.6	58.0	46.6	60.0	-	-
	8～11週	43.7	50.9	47.1	46.4	37.9	34.9	50.0	40.0	100.0	-
	12～15週	4.8	7.9	5.3	3.3	4.1	5.3	1.7	-	-	-
	16～19週	2.9	7.9	2.6	3.9	1.2	1.2	1.7	-	-	-
	20～22週	1.4	2.6	0.9	2.8	1.2	0.6	-	-	-	-
	週数不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 4～7週：4週～7週未満の意

第3章 食中毒統計

食中毒発生件数・患者数（年次別）

年次	件数	患者 総数	発生 月日	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
15年	6	146	5/13	2,826	101	不明	サルモネラ	旅館
			7/22	不明	3	ムライス（推定）	サルモネラ	飲食店
			8/11	77	35	料理の塩からに 使用した卵黄	サルモネラ	旅館
			9/11	不明	2	不明	サルモネラ	不明
			9/13	不明	3	不明	サルモネラ	不明
			9/15	不明	2	不明	サルモネラ	不明
16年	5	68	3/26	24	12	不明	サルモネラ	飲食店
			4/21	21	8	不明	ノロウイルス	旅館
			4/24	104	43	不明	サルモネラ	旅館
			8/11	3	3	不明	サルモネラ	飲食店
			8/11	不明	2	不明	腸炎ビブリオ	不明
17年	2	6	3/9	不明	3	不明	サルモネラ	不明
			5/3	不明	3	牛レバ刺し	カンピロバクター	飲食店
18年	1	6	2/17	不明	6	不明	ノロウイルス	飲食店
19年	1	4	7/29	不明	4	不明	カンピロバクター	飲食店
20年	—	—	—	—	—	—	—	—
21年	—	—	—	—	—	—	—	—
22年	—	—	—	—	—	—	—	—
23年	2	40	1/3	69	27	不明	ノロウイルス	飲食店
			12/17	20	13	不明	ノロウイルス	飲食店

第4章 医療関係統計

1 医療施設

(1) 医療施設数, 年次別

年次	総数	病院	一般診療所			歯科診療所	助産所
			小計	有床	無床		
45	300	27	192	114	78	79	2
50	332	27	215	123	92	88	2
55	361	28	242	111	131	90	1
60	385	30	244	102	142	110	1
H. 2	414	37	242	100	142	134	1
7	434	37	257	86	171	139	1
12	435	33	253	75	178	146	3
13	434	33	254	70	184	145	2
14	434	32	258	63	195	142	2
15	425	32	249	57	192	142	2
16	438	34	253	52	201	149	2
17	437	34	253	52	201	148	2
18	421	33	238	46	192	148	2
19	421	33	243	44	199	143	2
20	417	31	242	42	200	143	1
21	410	31	239	38	201	139	1
22	405	31	234	36	198	139	1
23	399	31	230	35	195	137	1

(注) 平成14年より年度末現在数

(2) 許可病床数, 年次別

年次	総数	病院					一般診療所	助産所
		計	その他の病床	精神病床	結核病床	感染症病床		
45	6,097	4,588	2,854	783	916	35	1,509	…
50	7,451	5,755	3,698	1,191	831	35	1,696	…
55	7,737	6,000	4,278	1,219	468	35	1,737	…
60	8,308	6,675	5,133	1,219	288	35	1,624	9
H. 2	9,200	7,567	6,003	1,417	112	35	1,624	9
7	8,752	7,316	5,618	1,551	112	35	1,427	9
12	8,512	7,246	5,583	1,569	80	14	1,255	11
13	8,431	7,242	5,583	1,569	80	10	1,180	9
14	8,253	7,191	5,532	1,569	80	10	1,053	9
15	8,135	7,185	5,526	1,569	80	10	941	9
			一般病床	療養病床				
16	8,099	7,256	4,076	1,525	1,569	80	834	9
17	8,038	7,210	4,070	1,525	1,569	40	819	9
18	7,680	6,926	3,992	1,319	1,569	40	745	9
19	7,480	6,773	3,975	1,319	1,433	40	698	9
20	7,270	6,579	3,892	1,208	1,433	40	691	-
21	7,170	6,555	3,942	1,134	1,433	40	615	-
22	7,123	6,537	4,001	1,057	1,433	40	586	-
23	7,070	6,537	4,001	1,057	1,433	40	533	-

(注) 平成14年より年度末現在数

(3) 平均在院日数, 病床利用率(平成23年6月)

区分	平均在院日数			病床利用率(%)		
	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
総数	29.1	35.1	30.9	80.6	81.4	81.7
精神病床	230.9	259.1	277.3	91.2	88.3	88.7
感染症病床	-	-	-	-	-	-
結核病床	49.2	66.2	68.2	12.5	22.6	36.0
療養病床	160.6	225.6	171.3	90.2	89.8	90.8
一般病床	17.6	18.9	17.3	75.1	75.5	76.2

2 医療従事者数

(1) 年次別、医療従事者数

年次	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士
S. 50	407	111	235	34	63	766	931	16	39
55	462	116	291	42	73	965	1,181	40	80
57	478	128	326	47	56	1,080	1,290	71	93
59	502	135	359	44	67	1,185	1,330	125	103
61	548	137	371	41	68	1,340	1,444	156	111
63	575	148	397	43	75	1,479	1,620	175	119
H. 2	610	159	421	48	70	1,563	1,695	210	122
4	644	176	448	46	63	1,844	1,763	235	124
6	691	172	497	50	60	1,880	1,886	238	130
8	729	173	551	71	75	1,992	1,860	227	130
10	728	165	536	71	63	2,147	1,847	245	111
12	756	169	552	78	61	2,286	1,801	271	138
14	750	176	555	70	60	2,544	1,769	286	128
16	784	190	596	79	66	2,787	1,853	330	129
18	797	195	644	98	64	2,913	1,835	318	128
20	796	196	645	101	73	3,093	1,753	338	108
22	799	188	654	106	70	3,375	1,675	353	117

(注) 医師・歯科医師・薬剤師は登録者の届出数，その他は就業者数
 昭和57年以降は隔年調査
 各年12月末現在 平成22年は確定値（隔年で確定となる。前回掲載の平成22年数値は速報値）

3 人口10万人対でみた指標

(1) 医療施設数，率(平成23年末現在)

区 分	施 設 数	率		
		函館市	北海道	全 国
病 院	31	11.1	10.6	6.8
一 般 診 療 所	230	82.8	61.5	78.0
歯 科 診 療 所	137	50.2	54.8	53.4
病 床 ・精 神 病 床	1,433	513.4	383.8	270.7
(病院) ・結 核 病 床	40	14.3	6.6	6.4
・感 染 症 病 床	6	2.1	1.6	1.4
・療 養 病 床	1,057	406.3	433.8	260.0
・一 般 病 床	4,001	1,412.3	975.0	705.6
病 床 (一般診療所)	533	209.9	144.0	106.9

(注) 率については，平成22年10月1日現在の数字である。

(2) 医療関係者数，率(平成23年末現在)

区 分	関 係 者 数	率		
		函館市	北海道	全 国
医 師	799	286.2	229.0	230.4
歯 科 医 師	188	67.4	80.9	79.3
薬 剤 師	654	234.3	191.9	215.9
保 健 師	106	38.0	50.2	35.2
助 産 師	70	25.1	27.7	23.2
看 護 師	3,375	1,209.1	923.4	744.9
准 看 護 師	1,675	600.1	389.5	286.6
歯 科 衛 生 士	353	126.5	91.1	80.6
歯 科 技 工 士	117	41.9	38.2	27.7

(注) 医師・歯科医師・薬剤師は登録者の届出数，その他は就業者数，隔年調査
 函館市は速報値（未確定値），北海道・全国は平成20年末現在の数値

～ひとが輝き，まちが輝く，そして未来へ～

『函館－ひかりのおくりもの－』



- 温かなひかりをあなたに
- きらめくひかりを未来に
- 豊かなひかりをまちに

函館のまちから生まれた小さな“ひかり”が，大きな“ひかり”へと膨らみ，やさしさとうるおいに満ちて，まち全体を明るく包み，やがて未来を照らすイメージを表現しています。

また，躍動的な斜めのラインは，函館C Iの基本理念である3つの方向のそれぞれのひかりを示すとともに，可能性を秘め，国際性に満ちて世界へとつながる“ひかり”のイメージと，未来へと発進するエネルギーを表現しています。

函館市の保健衛生

(平成24年版)

平成24年10月発行

編集発行 市立函館保健所地域保健課

〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号

TEL (0138) 32-1512

FAX (0138) 32-1505

URL <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/hokensyo/>